

柳 井 市
高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月
柳 井 市

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	2
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の概要.....	3
3 介護保険法の改正.....	5
第2章 高齢者を取り巻く現状.....	6
1 高齢者の状況.....	6
2 アンケート調査からみた高齢者の現状.....	15
第3章 高齢者施策の実施状況の検証.....	40
1 前期計画における重点事項等の実施状況.....	40
2 介護保険事業の現状.....	47
3 将来人口の推計.....	61
第4章 計画の基本的考え方.....	64
1 本計画の目指す方向（地域包括ケアシステムの深化・推進）.....	64
2 基本理念と基本目標.....	65
3 高齢者福祉の基本施策と重点的な取組.....	66
4 施策の体系.....	70
第5章 施策の展開.....	71
基本施策1 在宅医療・介護連携を図るための体制の整備【医療】.....	71
基本施策2 介護サービス提供体制の整備とサービスの質の維持・向上【介護】.....	73
基本施策3 介護予防の推進と高齢者の多様な社会参加【予防】.....	81
基本施策4 安心して暮らせる住環境整備【住まい】.....	88
基本施策5 住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくり【生活支援】.....	89
基本施策6 認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる環境づくり.....	95
基本施策7 包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの実現.....	98
第6章 介護保険事業に関する見込み.....	100
1 サービス量の見込み.....	100
2 地域支援事業の量の見込み.....	112
第7章 介護保険料の考え方.....	113
1 介護保険給付費等の見込み.....	113
2 第8期介護保険料.....	116
3 保険料基準額の算定方法.....	120
第8章 計画の推進.....	123
1 推進体制.....	123
2 効果的な情報提供の実施.....	123
3 計画の進行管理.....	123
参考資料.....	124
1 柳井市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱.....	124
2 柳井市高齢者保健福祉推進協議会 委員名簿.....	126
3 計画の策定経緯.....	127
4 用語集.....	128

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

令和2年4月現在、我が国の65歳以上人口は3,605万人、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は28.6%と、国民の約4人に1人が高齢者となっており、高齢者の増加は諸外国に例をみないスピードで進んでいます。高齢化率は今後も上昇を続け、第2次ベビーブーム期（1971-74年）に生まれた世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には35.3%となる見込みです。

要介護率が高くなる後期高齢者（75歳以上の人口）については、団塊の世代*（昭和22年～24年生まれ）が全て75歳以上となる令和7年（2025年）以降は、医療や介護の支援を必要とする人の増加が見込まれることから、膨らみ続ける介護サービス需要への対策と高齢者を地域で支える仕組みづくりを積極的に推進していくことが必要となっています。

また、令和2年6月に公布された「地域共生社会*の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域の特性に応じた認知症*施策や介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、人口構造の変化を見通した介護サービス提供体制の整備などが求められています。

柳井市の高齢者人口は、平成29年にピークを迎え、その後は減少に転じておりますが、高齢化率は10年前の平成22年に32.1%だったものが、令和2年9月末では38.6%（12,044人）、そのうち後期高齢化率は21.1%（6,585人）と、高齢化率及び後期高齢者数は、今後も増加していくものと見込まれます。

今後、団塊の世代が75歳以上になる令和7年（2025年）が近づく中で、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを段階的に構築し、健やかに暮らせる安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

このようなことから本市では、高齢者に関する福祉施策と介護保険施策を、密接な連携のもと総合的、体系的に実施していくため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

*：用語集参照。以下同様。

2 計画の概要

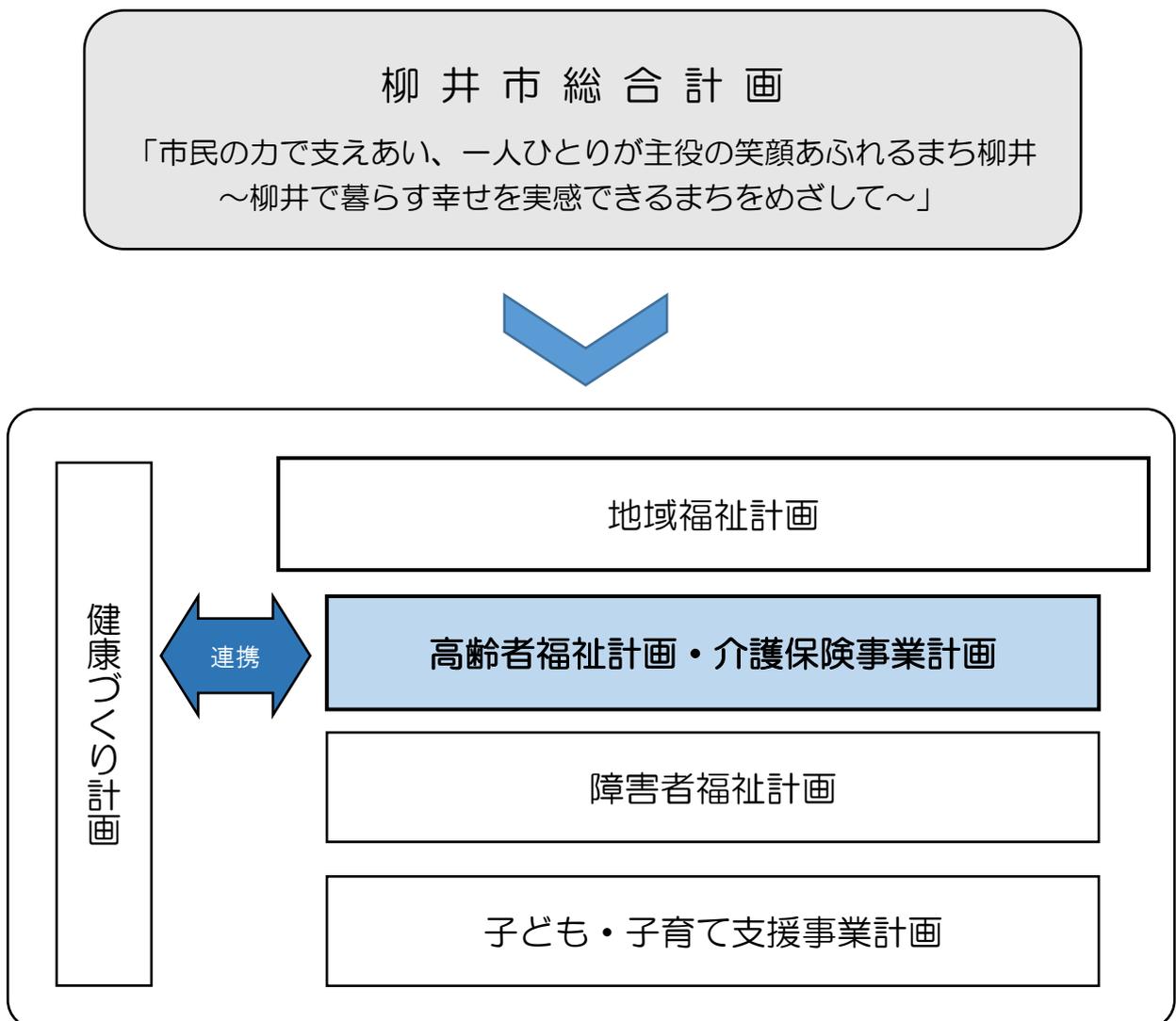
(1) 計画の位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として、また、介護保険事業計画は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定するものです。

(2) 柳井市の計画体系における位置づけ

本計画は、「柳井市総合計画」の高齢者福祉に係る分野別計画として、「柳井市地域福祉*計画」など本市の他の保健福祉関係計画との整合性を図った上で策定します。

また、山口県の「第7次やまぐち高齢者プラン」、「第7次山口県保健医療計画」など、高齢者福祉施策に関連する他の計画との調和を保ちながら本計画の策定を行います。

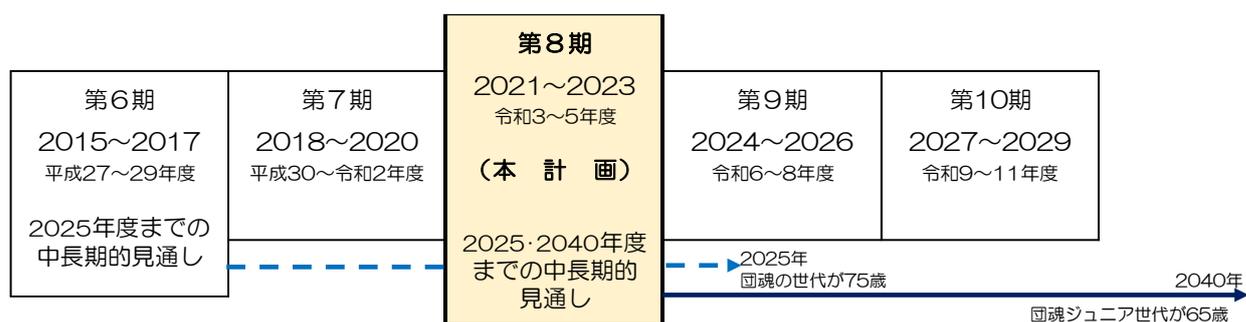


(3) 計画期間

本計画は、3年を1期として、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。

また、本計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）が近づく中で、地域包括ケアシステムの強化を図るとともに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口は減少に転じているものの、介護ニーズの高い85歳以上人口が増加することから、長期的な介護サービス需要を見据えた計画とします。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の計画期間



(4) 計画の策定体制

①柳井市高齢者保健福祉推進協議会による検討

計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療・福祉等関係機関、サービス利用関係団体、被保険者代表等で構成される「柳井市高齢者保健福祉推進協議会」を設置し幅広い意見を聴きながら行います。

②市民の意見反映

日常生活圏域*ごとの高齢者の生活状況を把握し、生活状態にあった介護（予防）サービスや各種福祉サービスのニーズを把握するため、一般高齢者及び要支援認定者*に対して国の示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の項目に市独自の項目を加えて、アンケート調査を実施しています。

また、「要介護者*の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するため、国の示す「在宅介護実態調査」を実施しています。

③介護サービス事業者の意見反映

市内の介護サービス事業者に対して、事業推進意向などを把握するためのアンケート調査を実施しています。

④パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所や市役所出張所の窓口などで閲覧できるようにするとともに、ホームページを通じて広く周知を行った上で、市民から幅広く計画に対する意見・要望を

募るパブリックコメントを実施しています。

お寄せいただいた意見や要望などは、本計画策定の際の参考としています。

3 介護保険法の改正

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、介護保険法の改正を含む「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布されました。

介護保険法の主な改正

- ①認知症に関する施策の総合的な推進等（第5条の2第3項及び第4項関係）
 - ・地域における認知症である者への支援体制の整備その他の認知症に関する施策の総合的な推進
 - ・認知症の人と地域住民の地域社会における共生
- ②地域支援事業*における情報の活用（第115条の45第5項関係）
 - ・介護保険等関連情報を活用した、地域支援事業の適切かつ有効的な実施
- ③介護保険事業計画の見直し（第117条第3項及び第4項関係）
 - ・介護人材確保及び資質の向上並びに業務効率化の取組の強化
 - ・日常生活圏域ごとの有料老人ホーム*及びサービス付き高齢者向け住宅*の入居定員総数の記載
 - ・市町村の区域における人口構造の変化の見通しを勘案した認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 高齢者の状況

(1) 柳井市の人口・世帯の状況

①人口・世帯の状況

本市の人口は、令和2年9月末現在31,202人、世帯数は15,574世帯、世帯人員（1世帯当たりの平均人員数）は2.00人／世帯となっています。

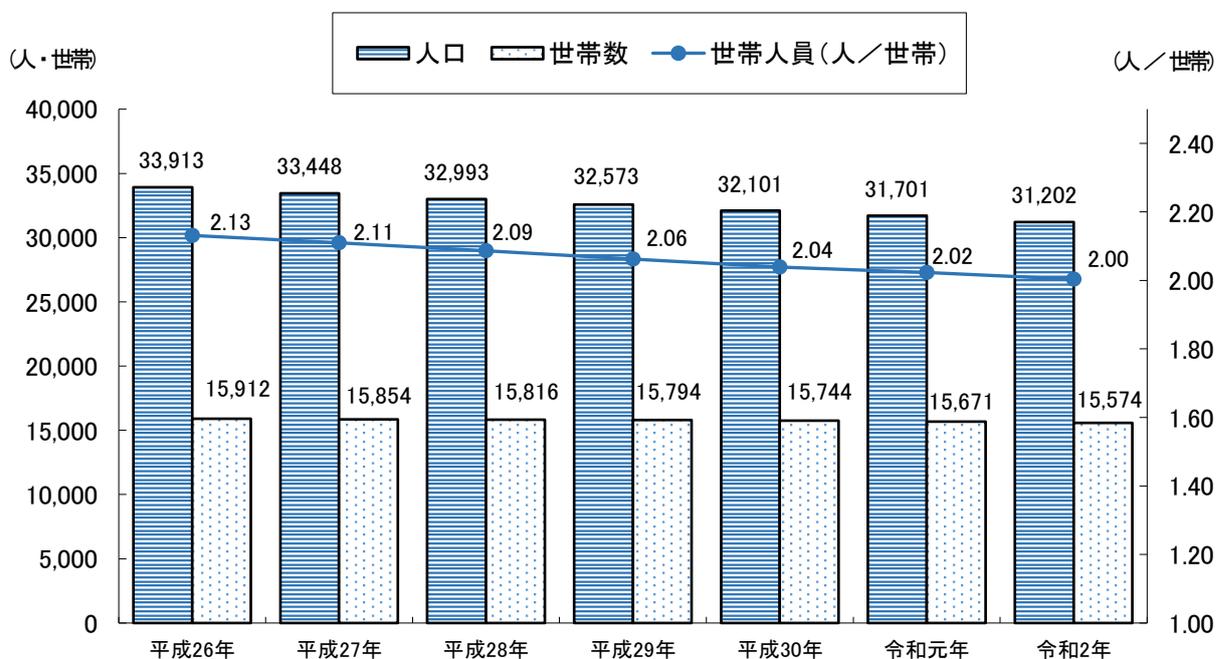
過去6年間の推移でみると、人口は平成26年の33,913人からおよそ8.0%程度の減少、世帯数は2.1%程度の減少となっています。

【人口・世帯数推移（人・世帯）】

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
人口	33,913	33,448	32,993	32,573	32,101	31,701	31,202
世帯数	15,912	15,854	15,816	15,794	15,744	15,671	15,574
世帯人員 (人／世帯)	2.13	2.11	2.09	2.06	2.04	2.02	2.00

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

人口・世帯数推移



②人口動態

人口の動きをみると、出生・死亡からみる「自然動態」は、近年350人／年を超える減少、転入・転出からみる「社会動態」も減少で推移しています。総じて、本市の人口の減少傾向は、死亡が出生を上回る自然動態と転出が転入を上回る社会動態の減少がともに影響しています。

【人口動態（人）】

	自然動態			社会動態		人口動態	
	出生	死亡		転入	転出		
平成21年 (2009年)	248	512	△ 264	1,237	1,268	△ 31	△ 295
平成22年 (2010年)	261	492	△ 231	1,233	1,241	△ 8	△ 239
平成23年 (2011年)	238	526	△ 288	1,170	1,162	8	△ 280
平成24年 (2012年)	201	581	△ 380	1,144	1,211	△ 67	△ 447
平成25年 (2013年)	219	577	△ 358	1,118	1,263	△ 145	△ 503
平成26年 (2014年)	200	527	△ 327	1,069	1,160	△ 91	△ 418
平成27年 (2015年)	211	543	△ 332	1,098	1,254	△ 156	△ 488
平成28年 (2016年)	166	524	△ 358	1,017	1,144	△ 127	△ 485
平成29年 (2017年)	198	541	△ 343	1,140	1,153	△ 13	△ 356
平成30年 (2018年)	168	548	△ 380	1,113	1,210	△ 97	△ 477

資料：保健統計年報（自然動態）、山口県人口移動統計（社会動態）（各年10月1日現在）

(2) 地区別の人口・世帯の状況

令和2年9月末時点の人口を地区別で見ると、「柳井」が15,952人で、市内では最大規模の地区で、以下「新庄」、「伊保庄」、「大島」の順となっています。

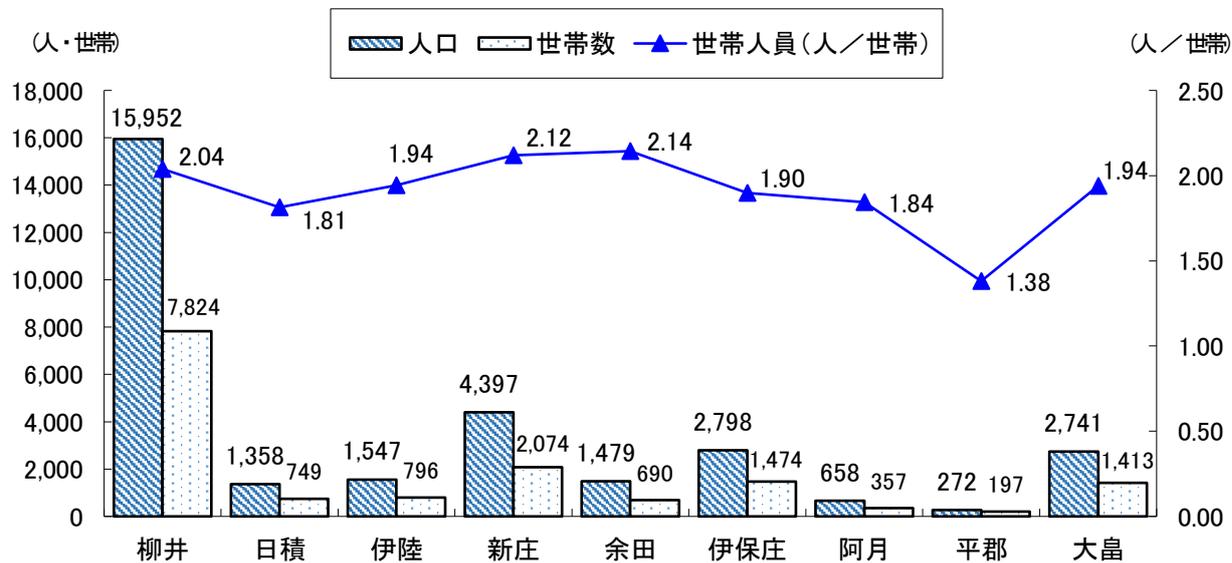
世帯人員は「平郡」で1.38人/世帯となっており、世帯の小規模化が最も進んでいます。

【地区別人口・世帯数規模（人・世帯）】

	柳井	日積	伊陸	新庄	余田	伊保庄	阿月	平郡	大島	計
人口	15,952	1,358	1,547	4,397	1,479	2,798	658	272	2,741	31,202
世帯数	7,824	749	796	2,074	690	1,474	357	197	1,413	15,574
世帯人員 (人/世帯)	2.04	1.81	1.94	2.12	2.14	1.90	1.84	1.38	1.94	2.00

資料：住民基本台帳（令和2年9月末現在）

地区別人口・世帯数規模



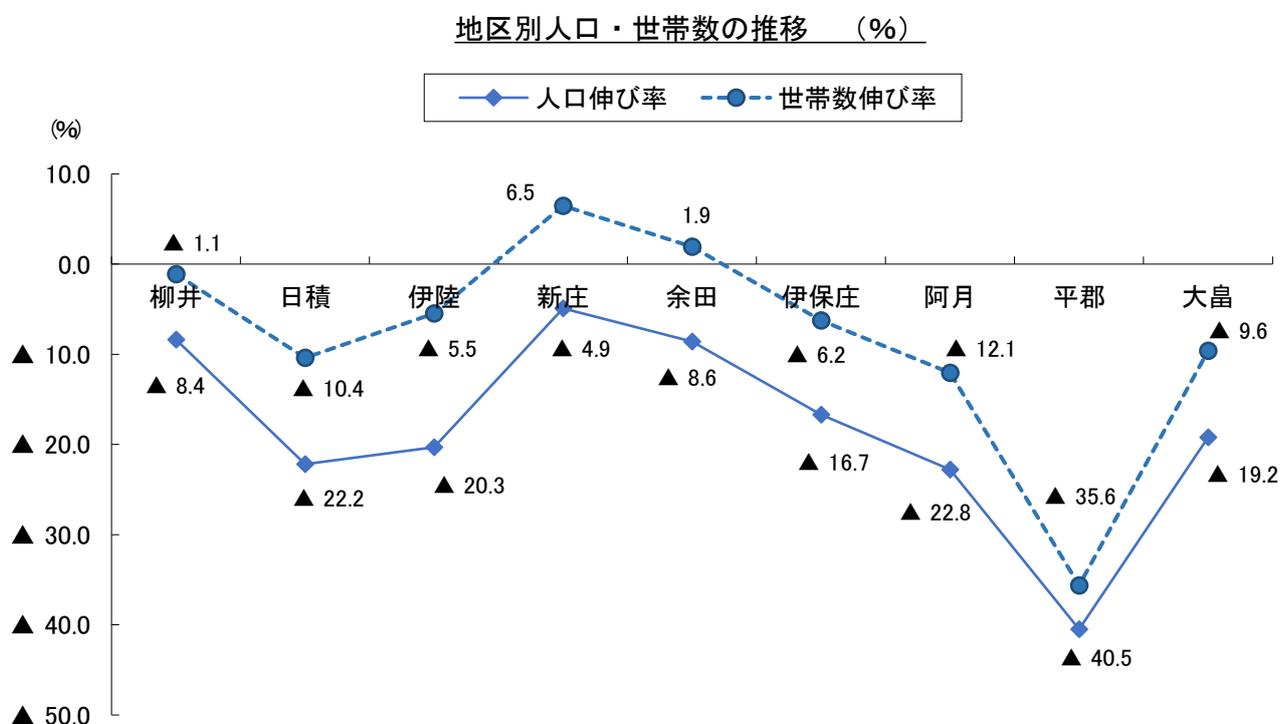
過去10年間の地区別人口・世帯数の推移で見ると、人口は全ての地区で減少しています。10%を超えて減少しているのは、「平郡」、「阿月」、「日積」、「伊陸」、「大畠」、「伊保庄」となっています。「平郡」、「阿月」、「日積」、「伊陸」は20%を超えて減少しており、特に「平郡」は40%を超えて大きく減少しています。

世帯数の推移では、「新庄」、「余田」を除いて減少しており、「平郡」は30%を超えて減少しています。

【地区別人口・世帯数の推移（人・世帯）】

	柳井	日積	伊陸	新庄	余田	伊保庄	阿月	平郡	大畠
平成22年人口 (2010年)	17,412	1,745	1,941	4,624	1,618	3,359	852	457	3,392
〃 世帯数	7,912	836	842	1,948	677	1,572	406	306	1,563
令和2年人口 (2020年)	15,952	1,358	1,547	4,397	1,479	2,798	658	272	2,741
〃 世帯数	7,824	749	796	2,074	690	1,474	357	197	1,413

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）



(3) 高齢者の現状

①高齢者人口の推移

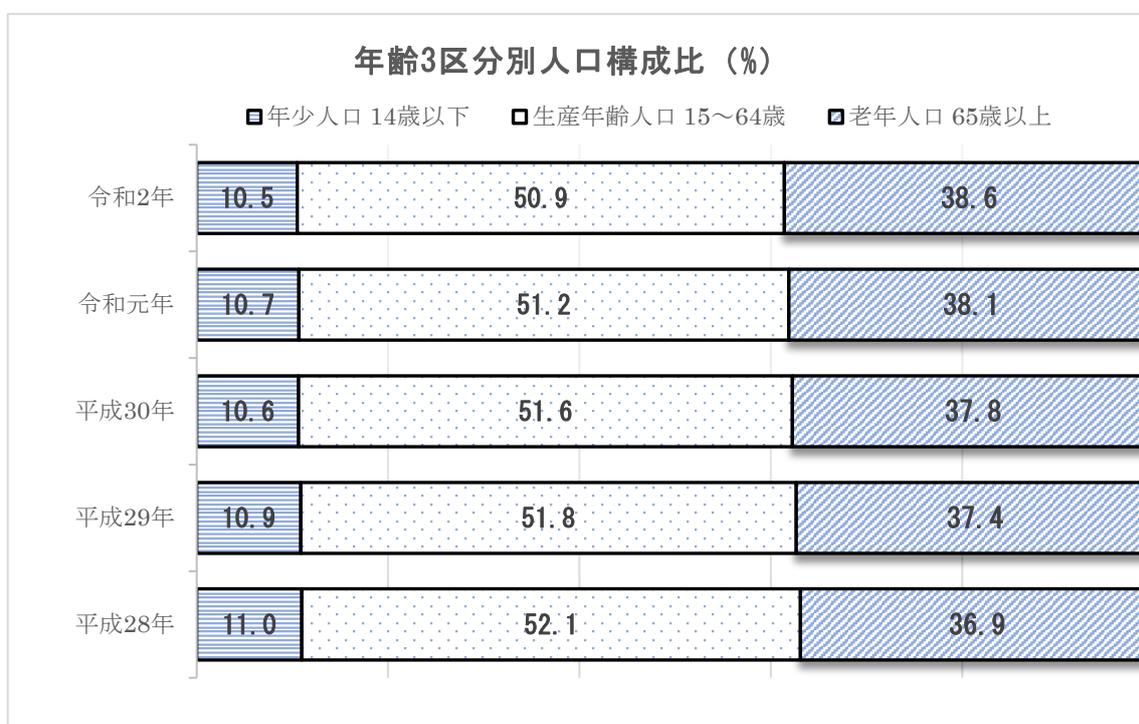
本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）共に減少しており、老年人口（65歳以上）も平成28年をピークに減少に転じ、令和2年9月末では12,044人となっています。

老年人口の比率（高齢化率）は増加し、平成28年には36.9%であったものが令和2年では38.6%となっています。年少人口は、平成28年と令和2年を比較すると341人減少しており、本市の少子化・高齢化は急速に進んでいることが分かります。

【年齢3区分別人口の推移（人）】

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
年少人口 (14歳以下)	3,624	3,538	3,416	3,388	3,283
生産年齢人口 (15～64歳)	17,192	16,862	16,566	16,221	15,875
老年人口 (65歳以上)	12,177	12,173	12,119	12,092	12,044
うち (65～74歳)	5,758	5,694	5,611	5,503	5,459
うち (75歳以上)	6,419	6,479	6,508	6,589	6,585
総人口	32,993	32,573	32,101	31,701	31,202

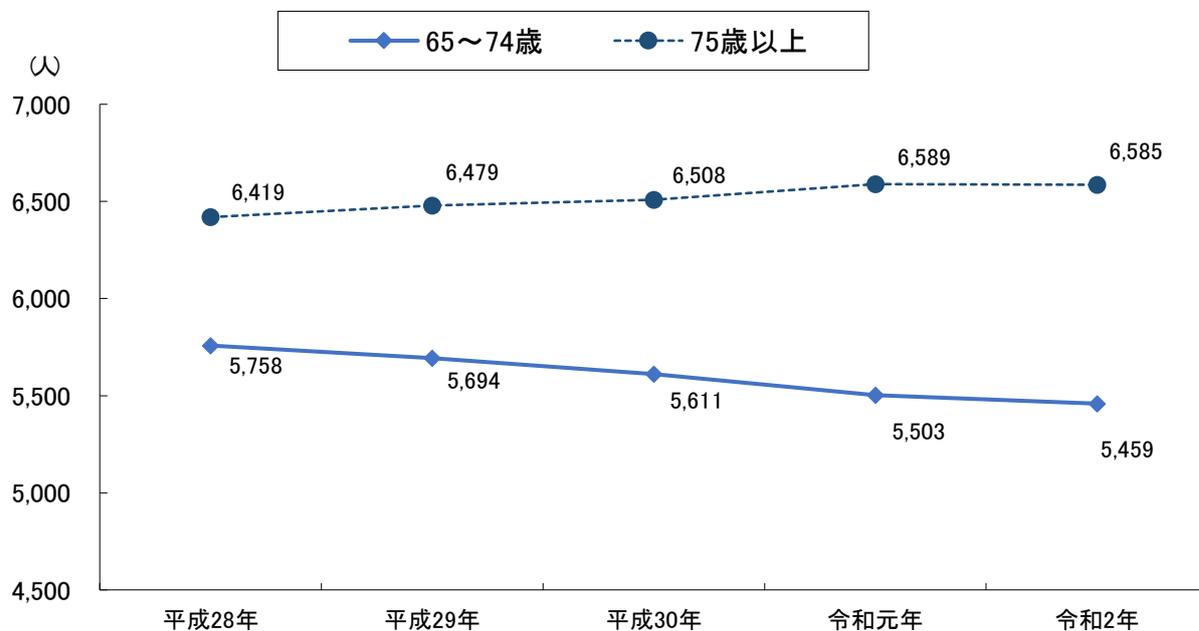
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）



※グラフの%表示は小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。以下同じ。

65歳以上の高齢者人口については、65～74歳の「前期高齢者」と75歳以上の「後期高齢者」の差が年々広がっており、後期高齢者が増えています。

高齢者人口（前期高齢者・後期高齢者）の推移（人）



②高齢者世帯の状況

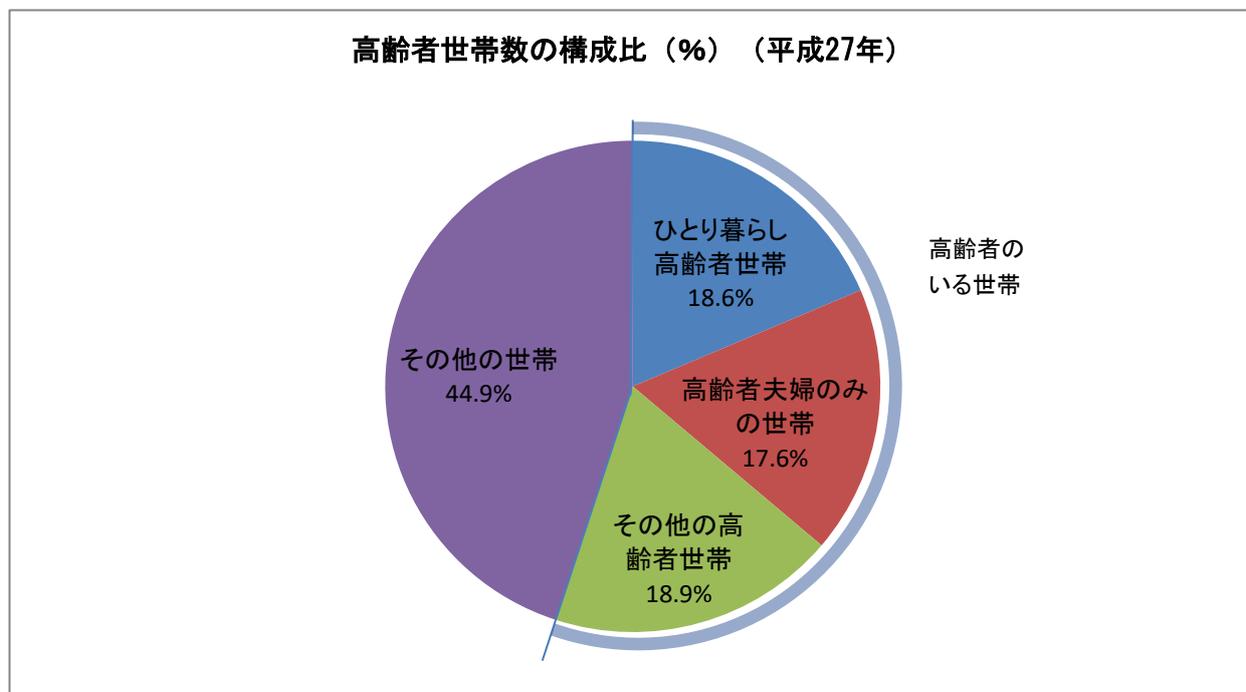
平成22年と27年の世帯状況をみると、一般世帯総数では減少していますが、高齢者のいる世帯総数は350世帯増加し、一般世帯総数に占める高齢者のいる世帯総数の比率は、51.3%から55.1%に増加し、世帯の高齢化が進んでいることが分かります。

また、高齢者のいる世帯総数のうちで「ひとり暮らし高齢者世帯」は5年間で265世帯（一般世帯総数における比率は16.3%から18.6%に増加）増えており、高齢者の単身世帯が増加しています。

【高齢者世帯数（世帯・%）】

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
高齢者のいる世帯総数	7,439 (51.3%)	7,789 (55.1%)
ひとり暮らし高齢者世帯	2,366 (16.3%)	2,631 (18.6%)
夫婦のみの世帯	2,329 (16.1%)	2,490 (17.6%)
その他の高齢者世帯	2,744 (18.9%)	2,668 (18.9%)
その他の世帯	7,059 (48.7%)	6,358 (44.9%)
一般世帯総数	14,498	14,147

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



③高齢者世帯の住まいの状況

65歳以上の高齢者がいる一般世帯の住宅の建て方の状況をみると、一戸建に住む世帯数は89.7%と高く、住宅の所有状況については87.7%が持ち家となっています。

【高齢者がいる世帯の住宅の建て方の状況（世帯・%）】

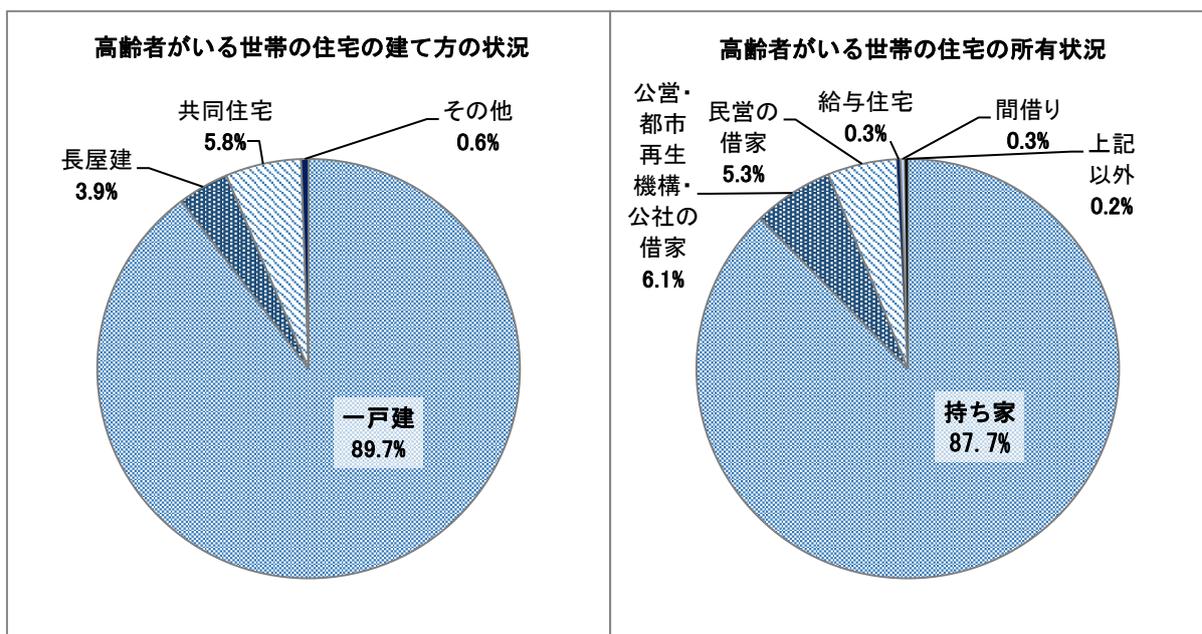
種別	平成27年（2015年）
一戸建	6,989（89.7%）
長屋建	305（3.9%）
共同住宅	451（5.8%）
その他	44（0.6%）
総数	7,789

資料：国勢調査（平成27年）

【高齢者がいる世帯の住宅の所有状況（世帯・%）】

種別	平成27年（2015年）
持ち家	6,833（87.7%）
公営・都市再生機構・公社の借家	479（6.1%）
民営の借家	413（5.3%）
給与住宅	21（0.3%）
間借り	26（0.3%）
上記以外	17（0.2%）
総数	7,789

資料：国勢調査（平成27年）



④認知症*高齢者数の状況

認知機能の低下リスクのある高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人数）は、令和2年3月末現在で1,413人となっています。

【認知症高齢者の状況（人）】

平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)
1,401	1,370	1,413

資料：高齢者支援課（各年度末時点）

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上を「認知症高齢者」として集計

※「認知症高齢者の日常生活自立度」は、判定基準によりⅠ～Ⅳ、Mの段階があり、Ⅱは「日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」状態を指し、見守り又は支援が必要であることを表しています。

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
Ⅲ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

（出典：認定調査員テキスト2009改訂版）

2 アンケート調査からみた高齢者の現状

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

本計画の策定に当たり、高齢者の生活状況や健康状況、介護保険及び保健福祉に関するニーズを把握し、今後の高齢者の保健福祉や介護サービスの充実のための基礎資料として活用するため、ニーズ調査を実施しました。

①調査対象等

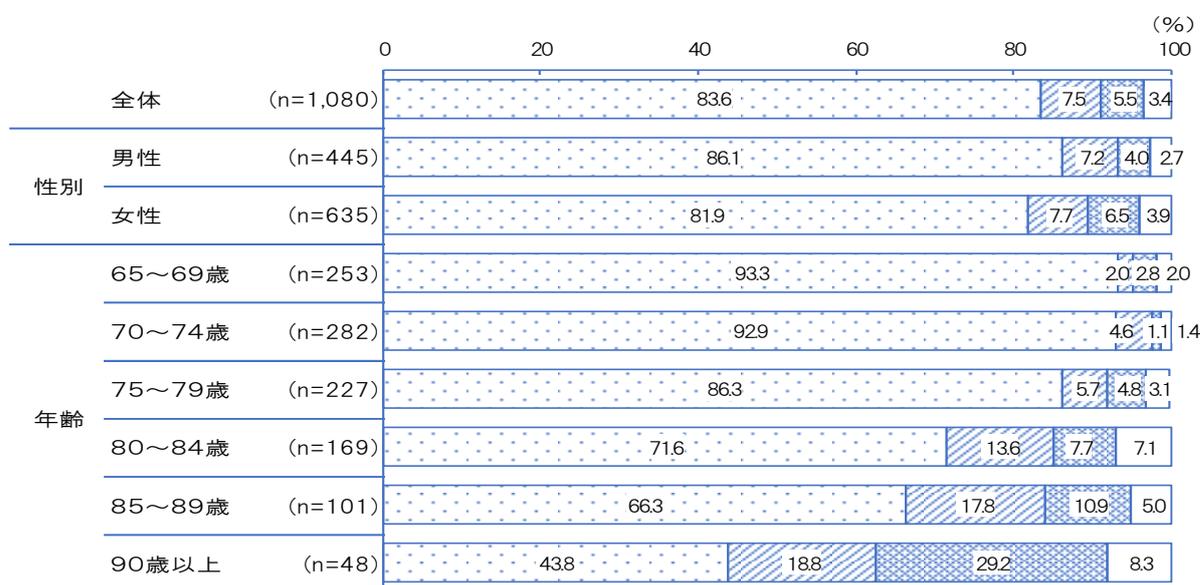
調査内容	国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」に独自設問を加えて作成						
調査対象者	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者（一般高齢者、事業対象者*、要支援者*）						
対象者数	1,600人（層化無作為抽出法により対象者を抽出）						
配布・回収方法	郵送による配布・回収を実施						
調査の期間	令和元年(2019年)11月22日～令和元年(2019年)12月18日						
回収結果	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">配布数</td> <td style="text-align:center;">有効回答数</td> <td style="text-align:center;">有効回答率</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">1,600人</td> <td style="text-align:center;">1,080人</td> <td style="text-align:center;">67.5%</td> </tr> </table>	配布数	有効回答数	有効回答率	1,600人	1,080人	67.5%
配布数	有効回答数	有効回答率					
1,600人	1,080人	67.5%					
グラフの表記について	<p>グラフの%表示は小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。</p> <p>複数回答の項目は、回答の%の合計が100%を超えています。</p> <p>グラフ内及びグラフ付近にある「n=***」は、パーセントを算出する母数を意味します。</p>						

②回答者の属性（年齢・性別）

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
男性	人	105	122	92	76	34	16	445
	%	23.6	27.4	20.7	17.1	7.6	3.6	100
女性	人	148	160	135	93	67	32	635
	%	23.3	25.2	21.3	14.6	10.6	5.0	100
合計	人	253	282	227	169	101	48	1,080
	%	23.4	26.1	21.0	15.6	9.4	4.4	100

③主観的な介護の必要度

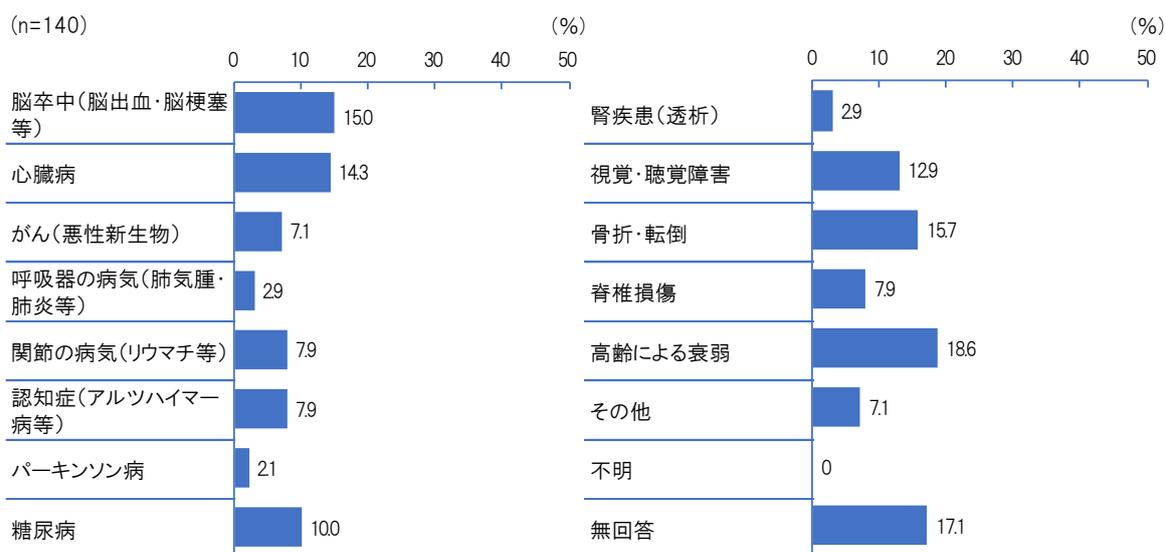
主観的な介護の必要度の割合を全体で見ると、「介護・介助は必要ない」が83.6%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が7.5%、「現在、何らかの介護・介助を受けている」が5.5%となっています。



- 介護・介助は必要ない
- 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
- 現在、何らかの介護・介助を受けている〔介護認定を受けずに家族などの介護・介助を受けている場合も含む〕
- 無回答

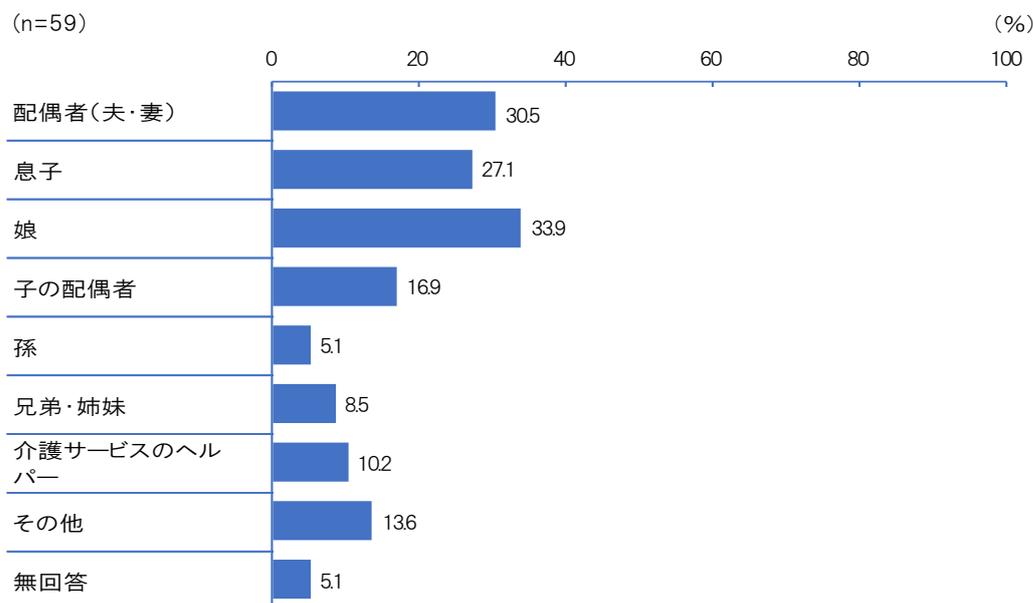
④介護・介助が必要となった原因

介護・介助が必要となった原因の割合を全体で見ると、「高齢による衰弱」が18.6%と最も高く、次いで「骨折・転倒」が15.7%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が15.0%となっています。



⑤主な介護・介助者の状況

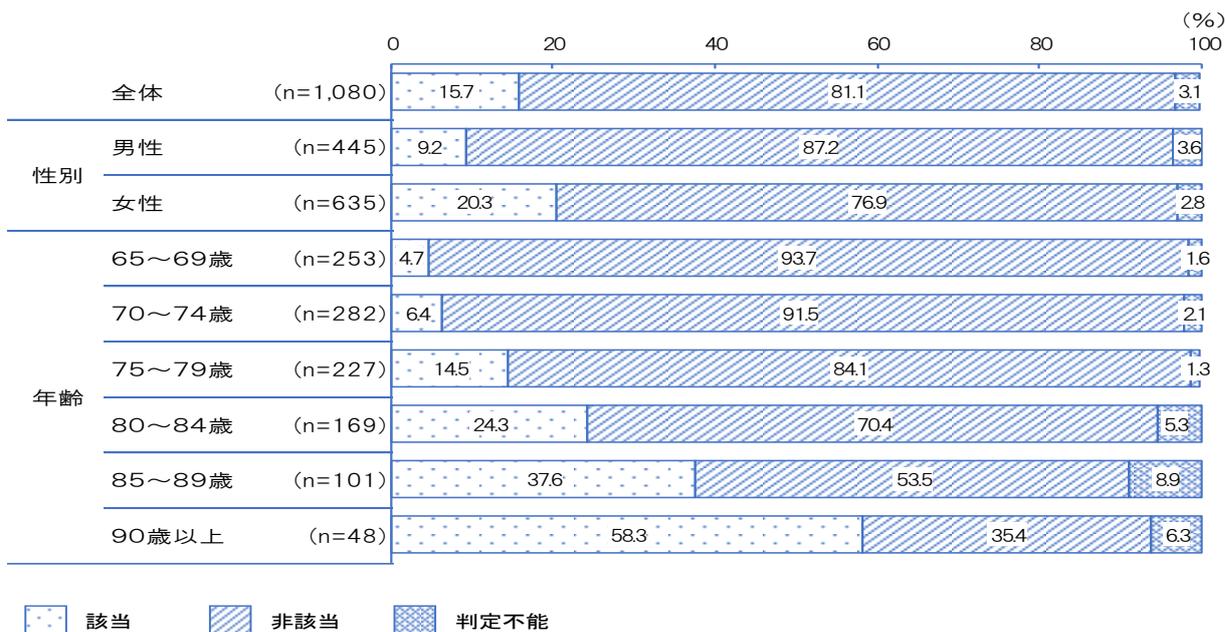
主な介護・介助者の状況の割合を全体でみると、「娘」が33.9%と最も高く、次いで「配偶者（夫・妻）」が30.5%、「息子」が27.1%となっています。



⑥運動器の機能低下

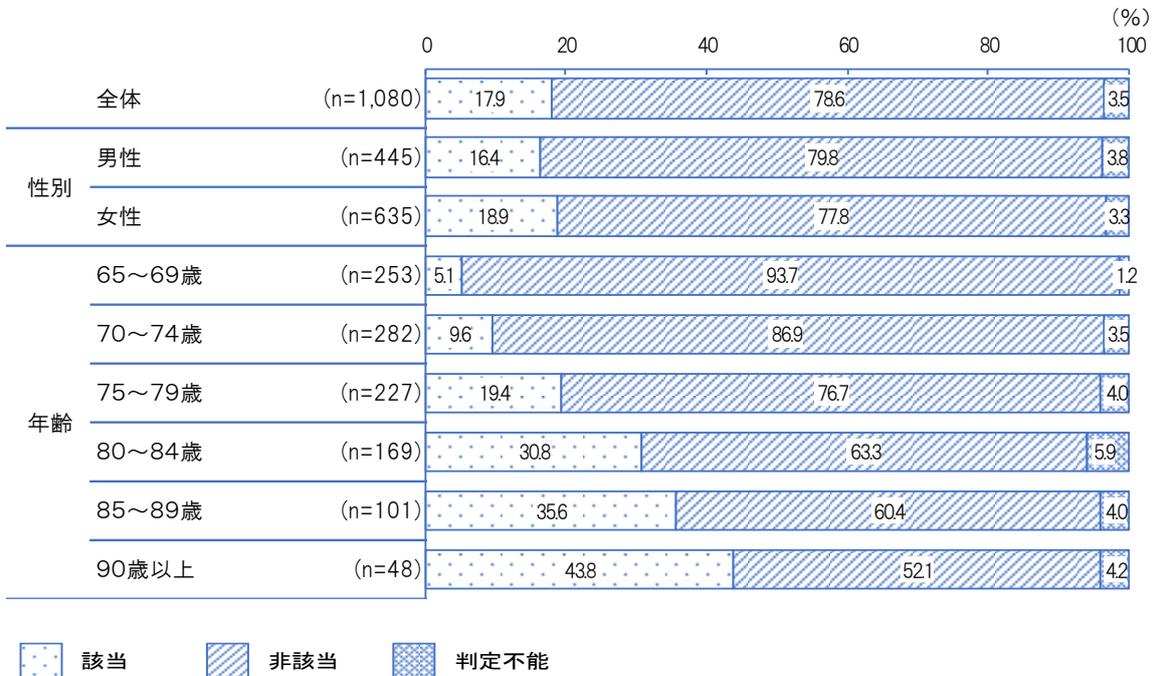
「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか」、「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか」、「15分位続けて歩いていますか」、「過去1年間に転んだ経験がありますか」、「転倒に対する不安は大きいですか」の5つの項目のうち3項目以上に該当する場合を「運動器の機能低下の該当者」として判定しました。

運動器の機能低下の該当者の割合を全体でみると、15.7%となっています。性別でみると、男性が9.2%、女性が20.3%と男性に比べて女性が11.1ポイント高くなっています。



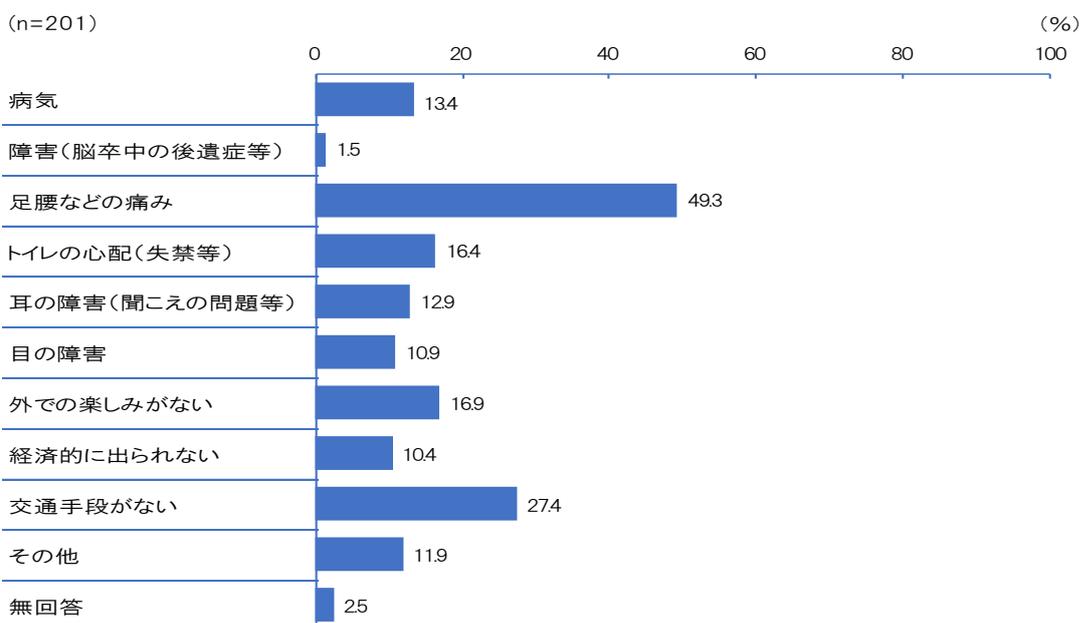
⑦閉じこもり*傾向

「週に1回以上は外出していますか」と質問し、「ほとんど外出しない」「週1回」と回答した方を「閉じこもり傾向該当者」と判定しました。閉じこもり傾向の該当者の割合を全体でみると、17.9%となっています。性別でみると、男性が16.4%、女性が18.9%と男性に比べて女性の割合が高くなっています。年齢別でみると、90歳以上が43.8%と最も高く、年齢階層が上がるにつれて高くなっています。



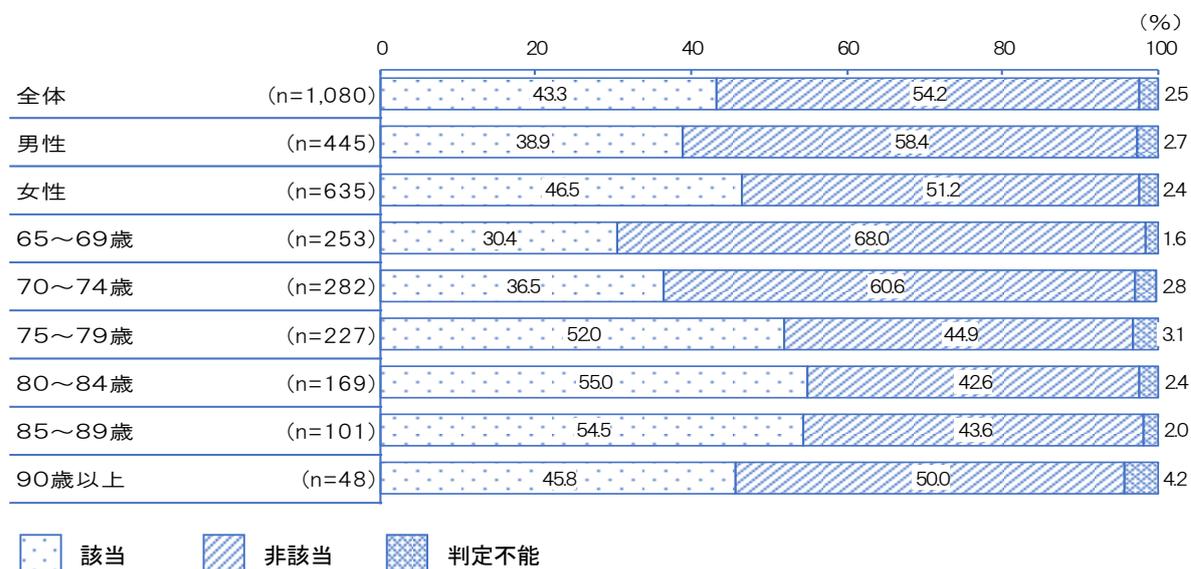
⑧外出を控えている理由

「外出を控えている」と回答した方に、理由を質問したところ、「足腰などの痛み」が49.3%と最も高く、次いで「交通手段がない」が27.4%、「外での楽しみがない」が16.9%となっています。



⑨認知機能の低下

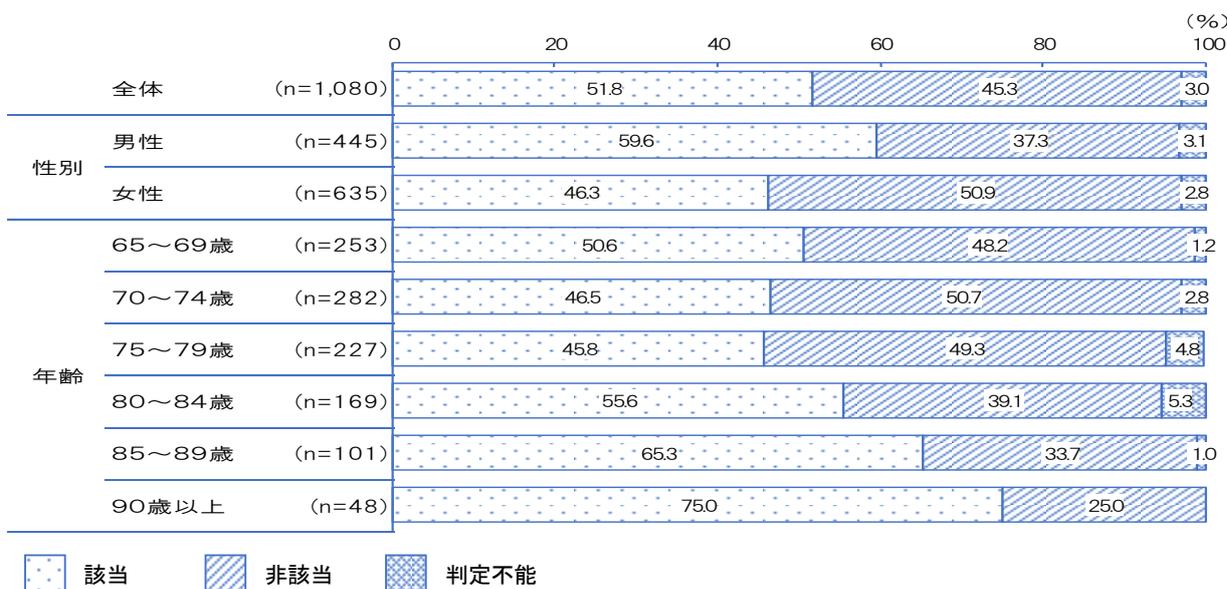
「物忘れが多いと感じる」と回答した方を「認知機能の低下の該当者」と判定しました。認知機能の低下の該当者の割合を全体でみると、43.3%となっています。性別で見ると、男性が38.9%、女性が46.5%と男性に比べて女性の割合が高くなっています。



⑩社会的役割の低下

社会的役割とは人を思いやる、相談にのる、他の世代との積極的な交流など、他者との関わりをもつ能力のことです。

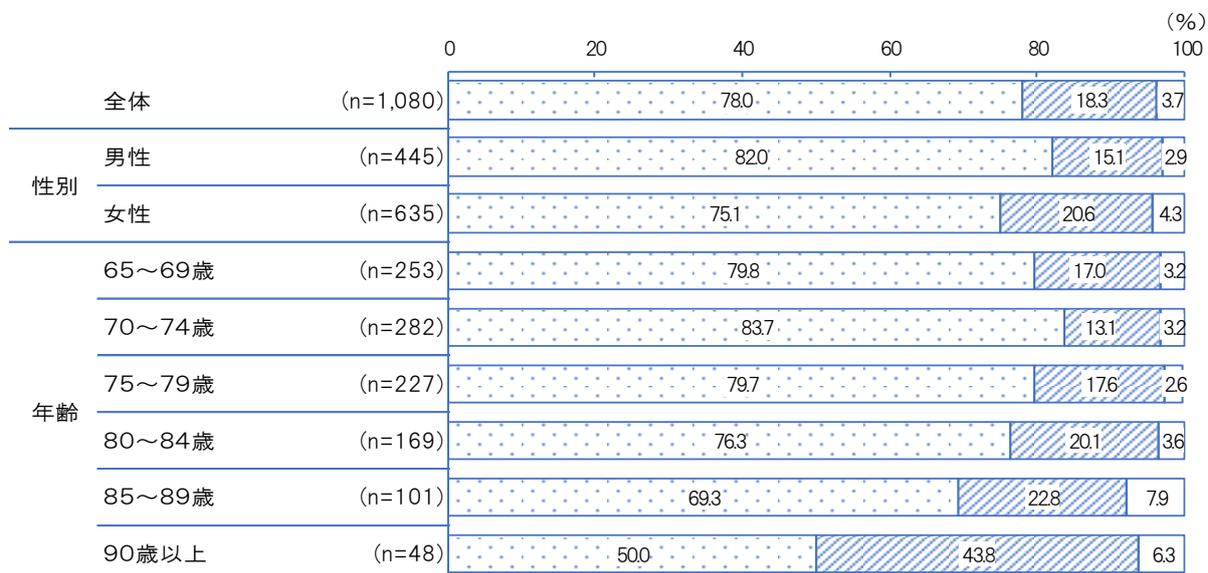
「友人の家を訪ねていますか」、「家族や友人の相談にのっていますか」、「病人を見舞うことができますか」、「若い人に自分から話しかけることがありますか」の各設問に該当した場合を1点とし、4項目の総得点において3点以下を「社会的役割の低下の該当者」として判定しました。社会的役割の低下の該当者の割合を全体でみると、51.8%となっています。性別で見ると、男性が59.6%、女性が46.3%と女性に比べて男性が高くなっています。



⑪趣味の有無

趣味の有無の割合を全体で見ると、「趣味あり」が78.0%となっています。

性別で見ると、「趣味あり」では男性が82.0%、女性が75.1%と女性に比べて男性が6.9ポイント高くなっています。年齢別で見ると、「趣味あり」では70～74歳が83.7%と最も高く、これ以降は年齢階層が上がるにつれて低くなっています。

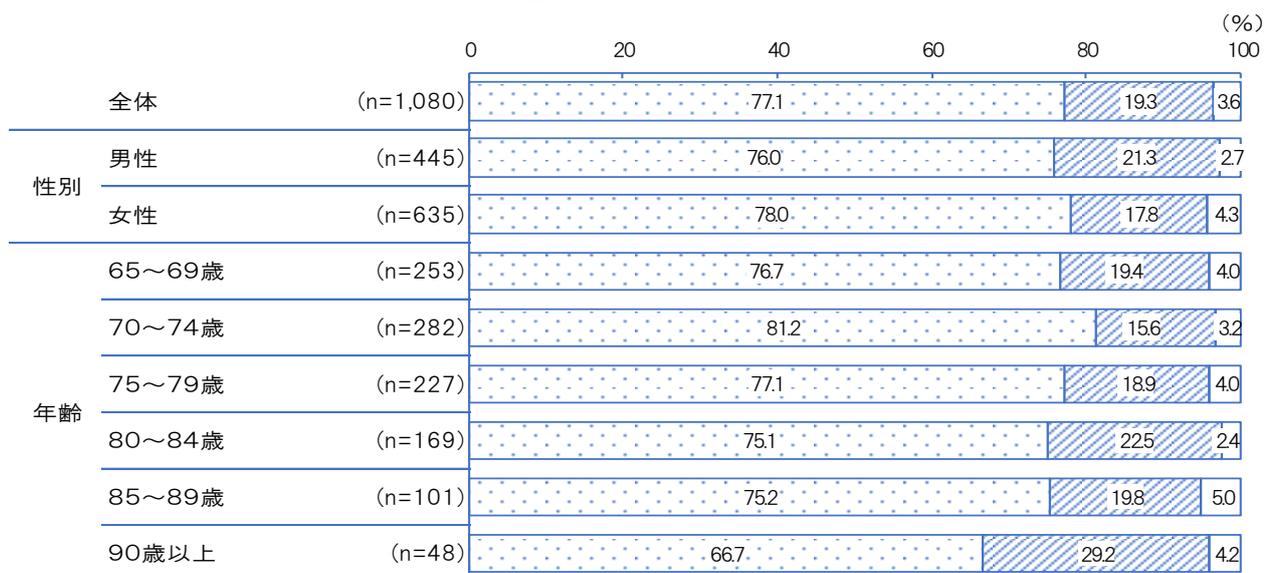


趣味あり
 思いつかない
 無回答

⑫生きがいの有無

生きがいの有無の割合を全体で見ると、「生きがいあり」が77.1%となっています。

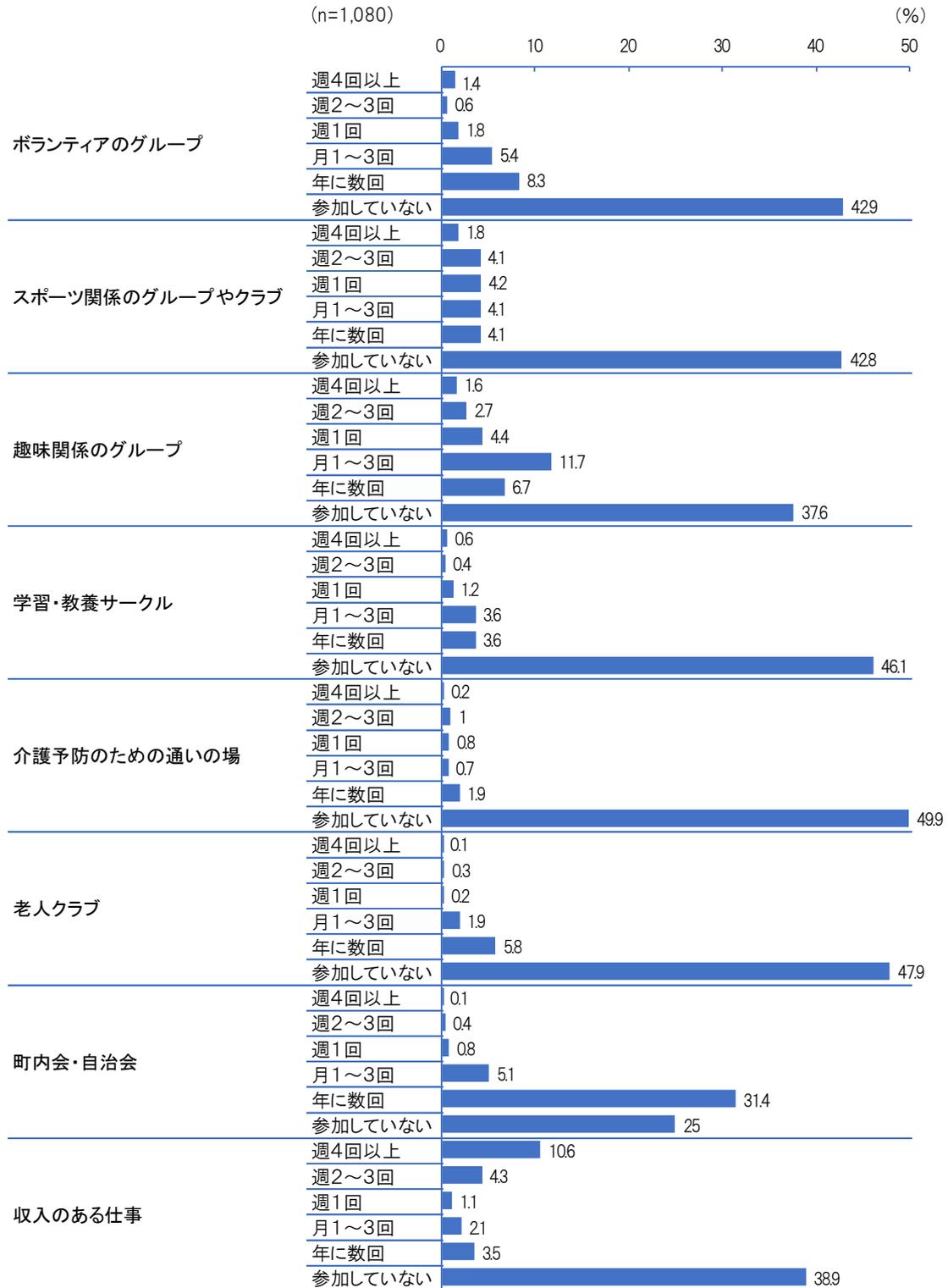
性別で見ると、「生きがいあり」では男性が76.0%、女性が78.0%と大きな差はみられません。年齢別で見ると、「生きがいあり」では70～74歳が唯一80%を超えており、90歳以上を除くその他の年齢階層が75%から80%の間の数値となっています。



生きがいあり
 思いつかない
 無回答

⑬地域活動への社会参加の状況

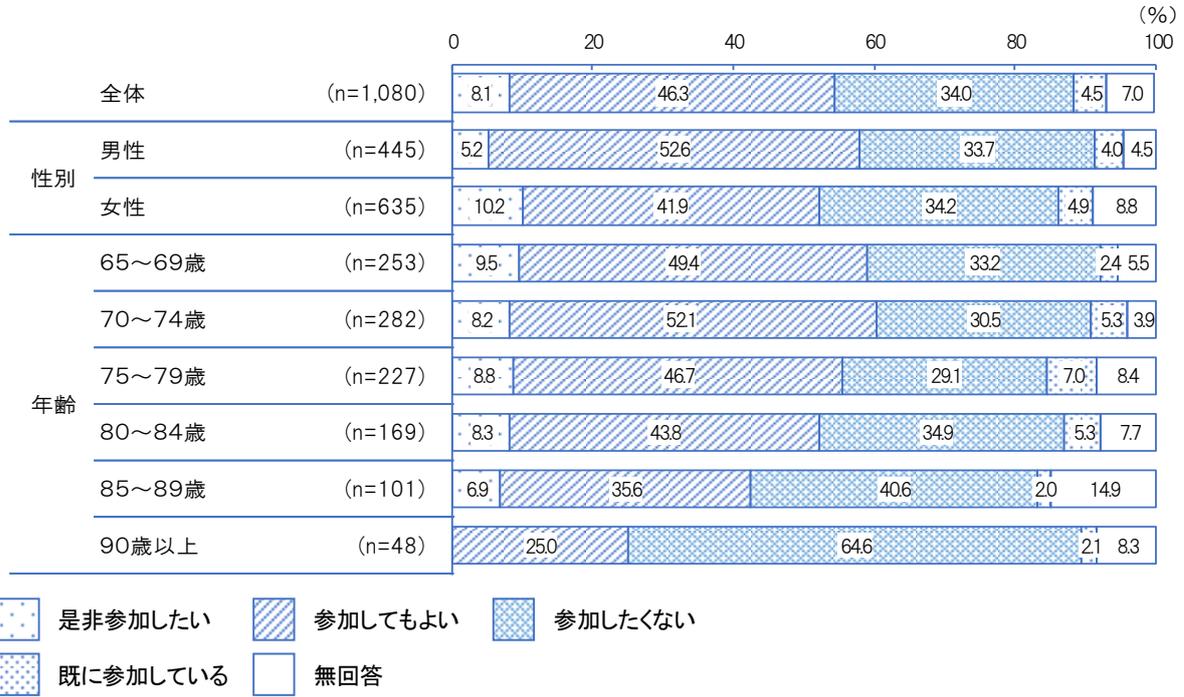
各地域活動への参加頻度の状況をみると、「月1～3回」では「趣味関係のグループ」が11.7%、「年に数回」では「町内会・自治会」が31.4%とそれぞれ最も高くなっています。また、「町内会・自治会」を除く各地域活動の参加頻度では、「参加していない」が最も高くなっています。



※ グラフ上から「無回答」は除く

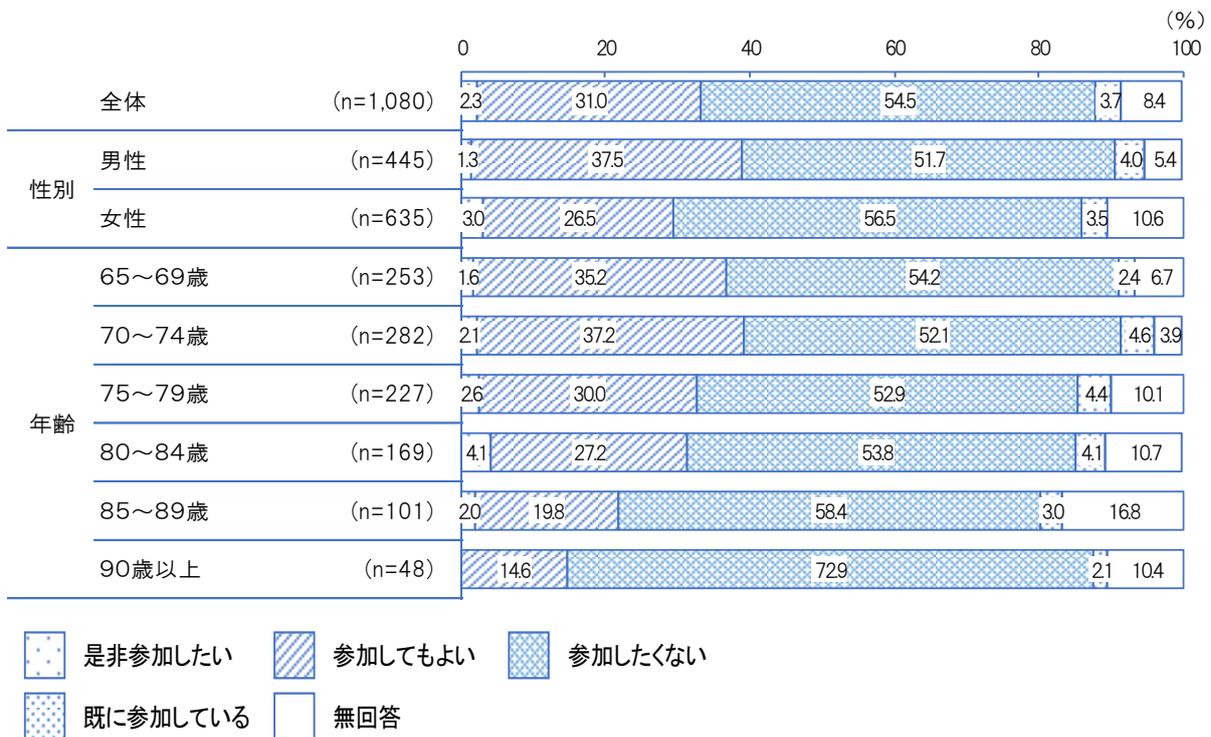
⑭地域活動への参加意向

参加者として健康づくり活動や趣味等の地域活動への参加意向の割合をみると、「参加意向あり」（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）が54.4%と最も高くなっています。



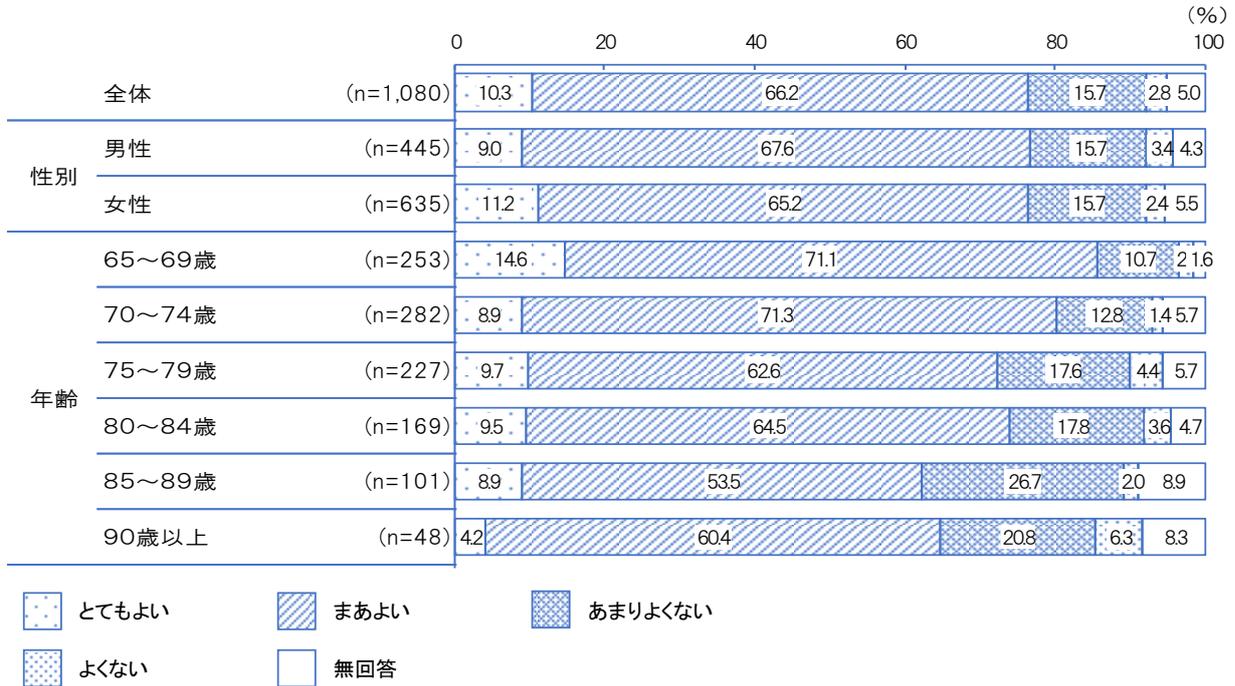
⑮企画・運営(お世話役)としての参加意向

お世話役として健康づくり活動や趣味等の地域活動への参加意向の割合を全体で見ると、「参加したくない」が54.5%と最も高くなっています。



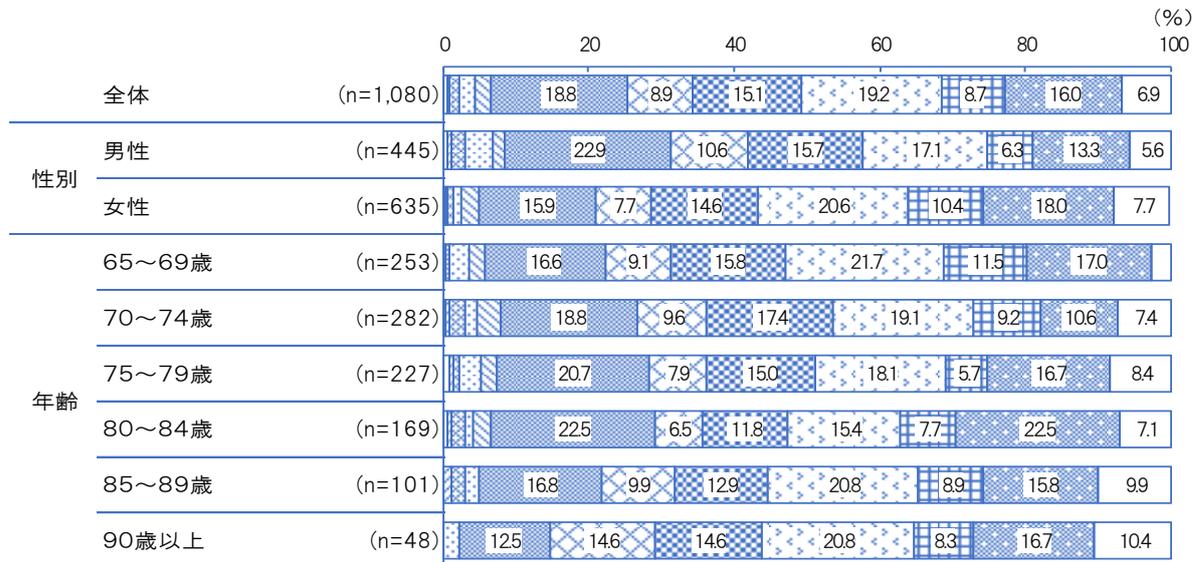
⑯主観的健康観

現在の健康状態を質問したところ、「健康状態がよい」（「とてもよい」と「まあよい」の合計）が76.5%となっています。性別による大きな差はみられません。



⑰主観的幸福感

現在どの程度幸せであるか、10点満点で質問したところ、「8点以上」が43.9%となっています。性別で見ると、「8点以上」では男性が36.7%、女性が49.0%と男性に比べて女性が12.3ポイント高くなっています。

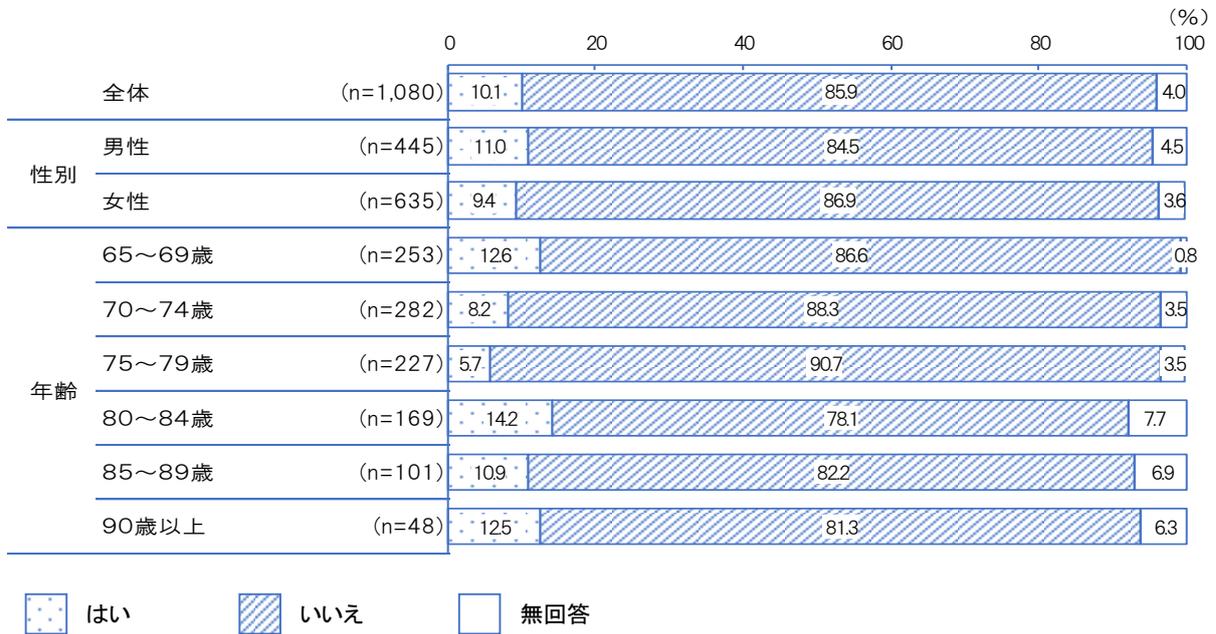


※5%未満の数値は非表示にしています。



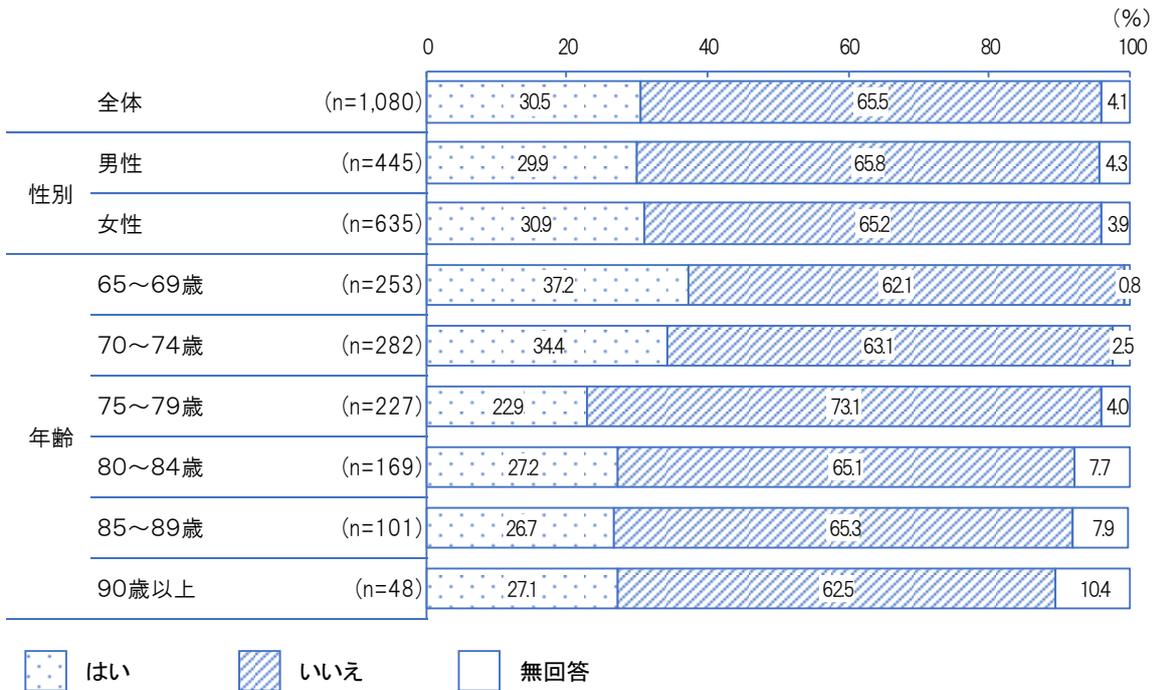
⑩自分もしくは家族の認知症の有無

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人の割合を全体で見ると、「いいえ」(いない) が85.9%となっています。性別で見ると、「はい」(いる) では男性が11.0%、女性が9.4%となっています。



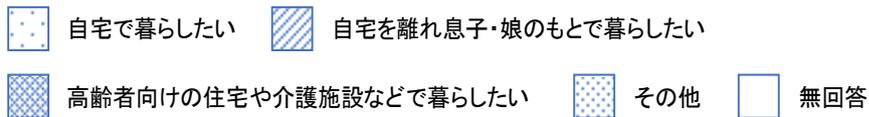
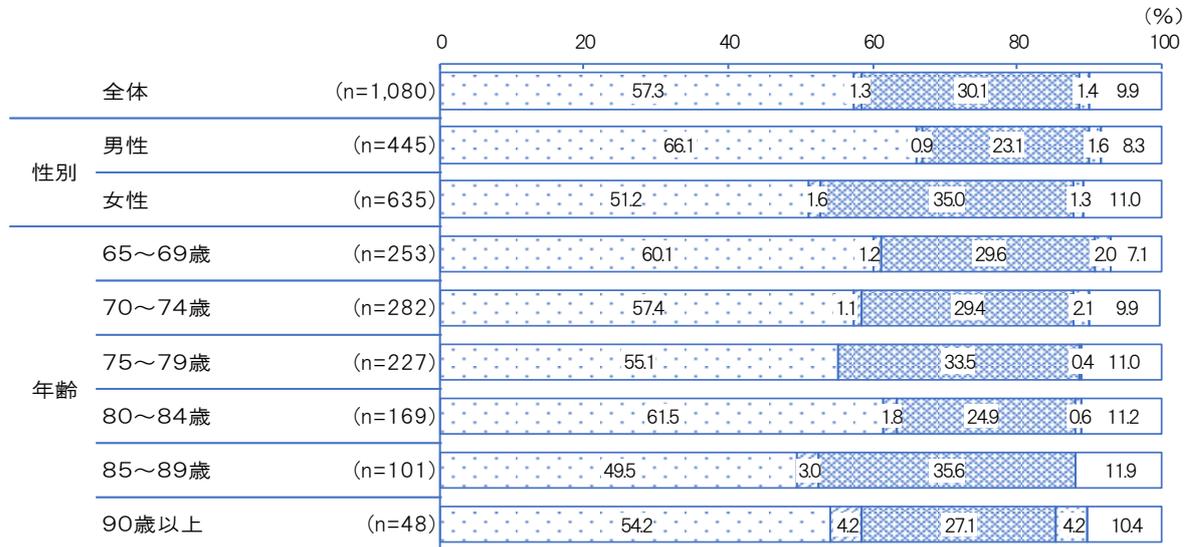
⑪認知症に関する相談窓口の周知度

認知症に関する相談窓口を知っている人の割合を全体で見ると、「はい」(知っている) が30.5%となっています。



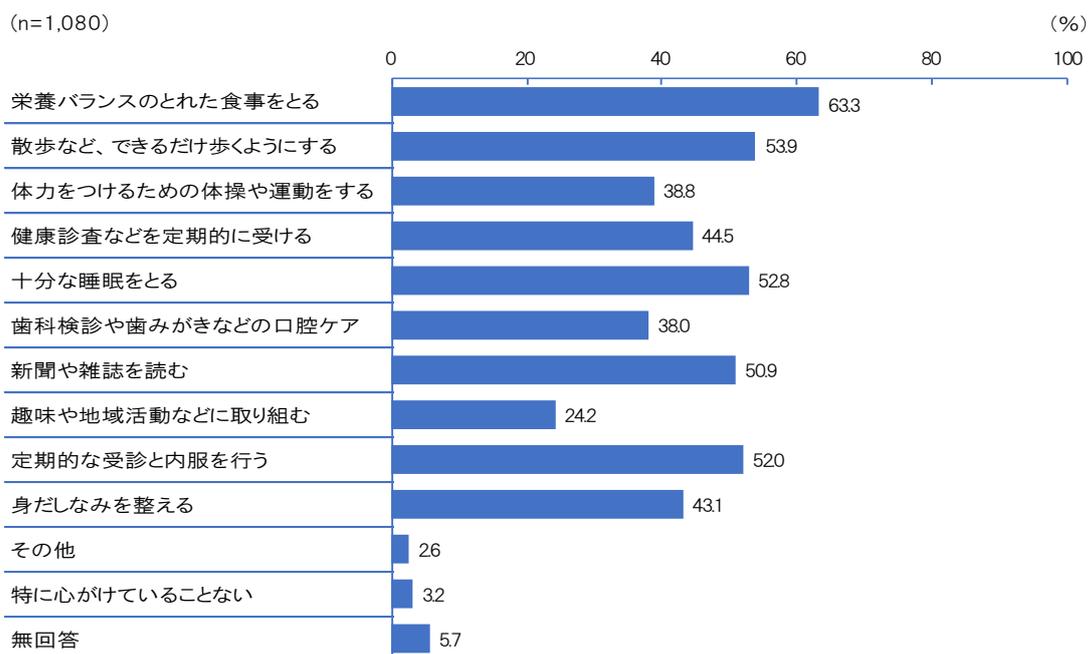
⑳介護が必要になった場合の居住の意向

介護が必要になった場合の居住の意向をみると、「自宅で暮らしたい」が57.3%と最も高く、次いで「高齢者向けの住宅や介護施設などで暮らしたい」が30.1%となっています。性別でみると、「自宅で暮らしたい」では男性が66.1%、女性が51.2%と女性に比べて男性が14.9ポイント高くなっています。



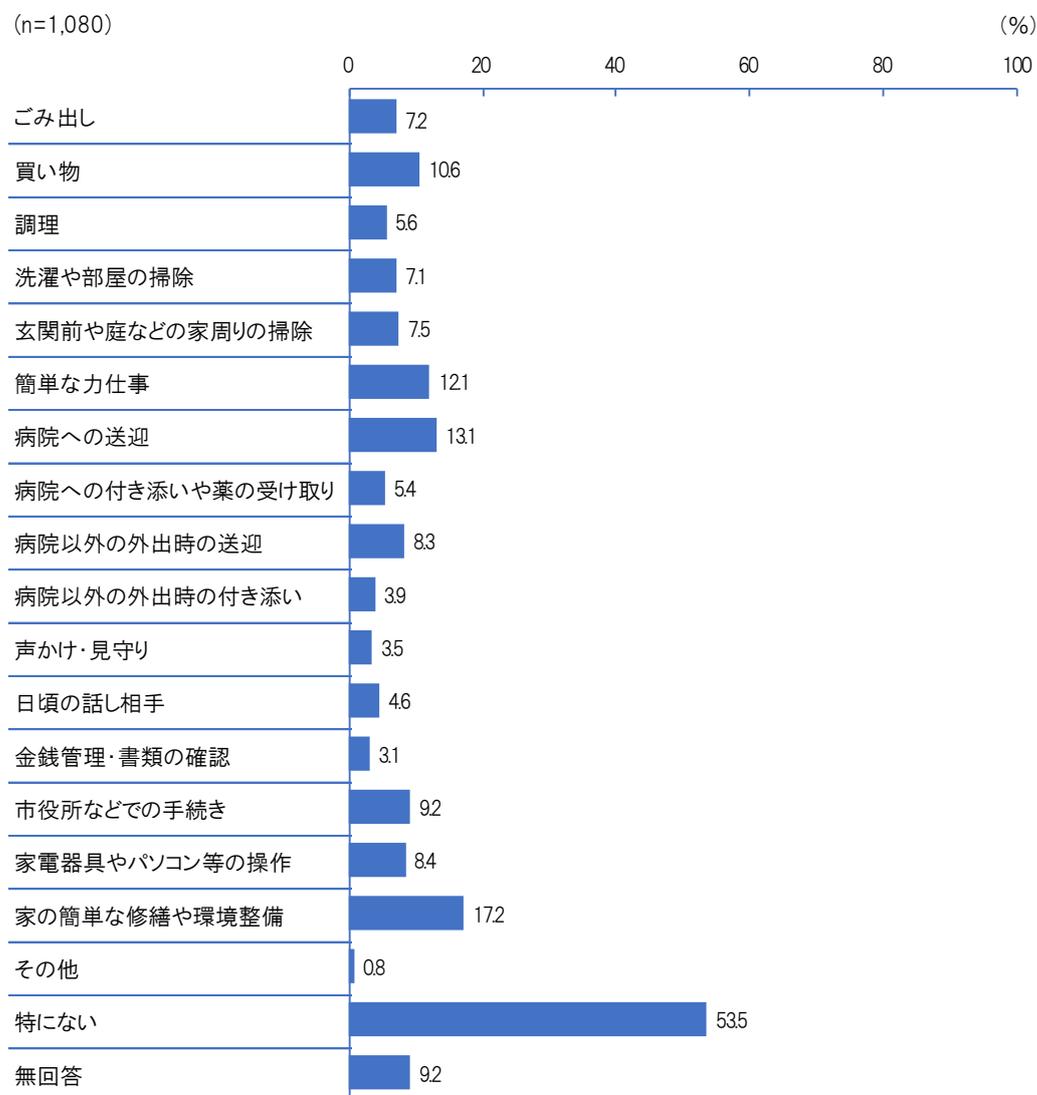
㉑健康な生活を送るために心がけていること

介護を必要としない健康な生活が送れるようにするために心がけていることの割合を全体でみると、「栄養バランスのとれた食事をする」が63.3%と最も高く、次いで「散歩など、できるだけ歩くようにする」が53.9%となっています。



⑫ 普段の生活の中で手助けが必要だと思うこと

普段の生活の中で手助けが必要だと思うことの割合を全体で見ると、「特にない」が53.5%と最も高く、次いで「家の簡単な修繕や環境整備」が17.2%、「病院への送迎」が13.1%、「簡単な力仕事」が12.1%となっています。



⑬各種リスクの発生状況

(1) 性別

各種リスクの発生状況の割合を性別で見ると、男性では「社会的役割の低下」が59.6%と最も高く、次いで「知的能動性*の低下」が48.8%となっています。女性では「認知機能の低下」が46.5%と最も高く、次いで「社会的役割の低下」が46.3%となっています。

(%)

	全体 n=1,080	男性 n=445	女性 n=635
運動器の機能低下	15.7	9.2	20.3
転倒リスク	32.3	25.6	37.0
閉じこもり傾向	17.9	16.4	18.9
低栄養状態	1.9	1.1	2.4
口腔機能の低下	22.5	19.3	24.7
認知機能の低下	43.3	38.9	46.5
IADLの低下	13.5	18.7	9.9
知的能動性の低下	43.7	48.8	40.2
社会的役割の低下	51.8	59.6	46.3
うつ傾向	40.6	39.8	41.1

(2) 年齢別

各種リスクの発生状況の割合を年齢別で見ると、65～69歳と70～74歳では「社会的役割の低下」が最も高く、次いで「知的能動性の低下」となっています。75～79歳では「認知機能の低下」が最も高く、次いで「社会的役割の低下」となっています。80～84歳では「社会的役割の低下」が最も高く、次いで「認知機能の低下」となっています。85～89歳では「社会的役割の低下」が最も高く、次いで「認知機能の低下」となっています。90歳以上では「社会的役割の低下」が最も高く、次いで「運動器の機能低下」となっています。どの年代においても「社会的役割の低下」が上位2位までに入っています。

(%)

	全体 n=1,080	65～69歳 n=253	70～74歳 n=282	75～79歳 n=227	80～84歳 n=169	85～89歳 n=101	90歳以上 n=48
運動器の機能低下	15.7	4.7	6.4	14.5	24.3	37.6	58.3
転倒リスク	32.3	20.9	28.0	32.2	39.6	52.5	50.0
閉じこもり傾向	17.9	5.1	9.6	19.4	30.8	35.6	43.8
低栄養状態	1.9	0.8	0.4	2.6	2.4	4.0	6.3
口腔機能の低下	22.5	17.4	16.7	22.0	27.2	34.7	43.8
認知機能の低下	43.3	30.4	36.5	52.0	55.0	54.5	45.8
IADLの低下	13.5	6.3	7.8	11.5	20.1	24.8	47.9
知的能動性の低下	43.7	45.5	41.5	44.5	41.4	41.6	56.3
社会的役割の低下	51.8	50.6	46.5	45.8	55.6	65.3	75.0
うつ傾向	40.6	35.6	41.1	39.2	42.6	47.5	47.9

④調査結果からみえる課題

○各種リスクの発生状況からみた課題

各種リスクの発生状況を見ると「社会的役割の低下」が上位に上がっています。年齢別にみると、「社会的役割の低下」のリスク該当者の割合が75～79歳の年齢階層からみていくと、それ以降の年齢階層ごとに約10ポイントずつ高くなっています。介護予防において「社会関係性」の重要性が示されていることから社会的役割を創出する地域活動や通いの場づくりなどの推進が望まれます。

前期高齢者と後期高齢者のリスク該当者の割合の差をみると、「運動器の機能低下」「閉じこもり傾向」「認知機能の低下」が約20ポイントの差となっており、これらの早期での介護予防へ取組が重要となっています。

○社会的役割からみた課題

「社会的役割の低下」は、前期調査と今期調査のいずれにおいてもリスク該当者の割合が高くなっています。

社会的役割の低下がみられる人には「趣味がない」、「生きがいがない」、「地域活動に参加していない」などの傾向が見られます。

社会的役割の低下がみられない人は「ボランティアのグループ、スポーツ関係のグループやクラブ、趣味関係のグループ、学習・教養サークルに参加している」、「友人・知人と会う頻度が「毎日ある」か「週に何度かある」」、「主観的幸福度は9点以上（幸せだと感じる）が多い」となっています。

これらの傾向から、「スポーツ」、「趣味活動」、「ボランティア活動」や「学習・教養サークル活動」などが外出と交流の機会を増やし、生きがいや幸福感に寄与することがうかがえます。

○地域活動への参加意向からみた課題

参加者としての地域活動への参加意向は、全体で見ると半数以上の人が「参加意向あり」としています。

立場を「企画・運営（お世話役）」にすると「参加意向あり」の割合は2割ほど低くなります。地域リーダーの育成、ファシリテーター（調整役）としての支援、お世話役としての活動のきっかけづくり、活躍する場の提供など、地域の実情に合わせた支援を検討する必要があります。

(2) 在宅介護実態調査の概要

本計画の策定に当たり、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するための調査を実施しました。

①調査対象等

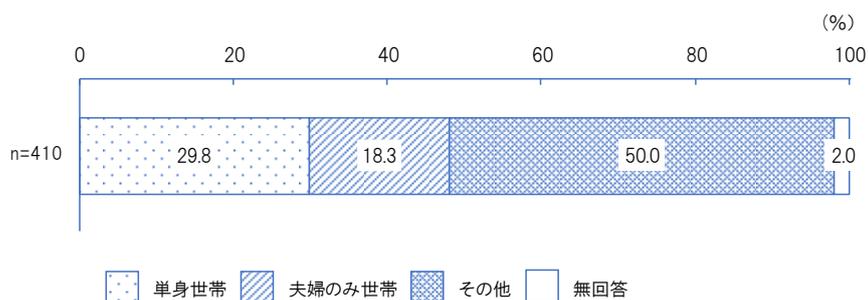
調査内容	国が示した「在宅介護実態調査票」に基づき作成		
調査対象者	令和元年10月31日時点で、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新・区分変更申請に伴う認定調査*を受けた方(施設・居住系、入院を除く)		
調査手法	居宅介護支援事業所*及び地域包括支援センター*の介護支援専門員*等によるモニタリング時の聞き取り調査		
調査の期間	令和元年(2019年)11月8日～12月27日		
回収結果	調査数 415人	有効回答数 410人	有効回答率 98.8%
グラフの表記について	<p>グラフの%表示は小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合があります。</p> <p>複数回答の項目は、回答の%の合計が100%を超えています。</p> <p>グラフ内及びグラフ付近にある「n=***」は、パーセントを算出する母数を意味します。</p>		

②要介護者の属性（年齢・性別）

		65歳未満	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	合計
男性	人	5	10	7	24	26	34	17	2	0	125
	%	4.0	8.0	5.6	19.2	20.8	27.2	13.6	1.6	0.0	100
女性	人	5	10	15	23	49	89	74	19	1	285
	%	1.8	3.5	5.3	8.1	17.2	31.2	26.0	6.7	0.4	100
合計	人	10	20	22	47	75	123	91	21	1	410
	%	2.4	4.9	5.4	11.5	18.3	30.0	22.2	5.1	0.2	100

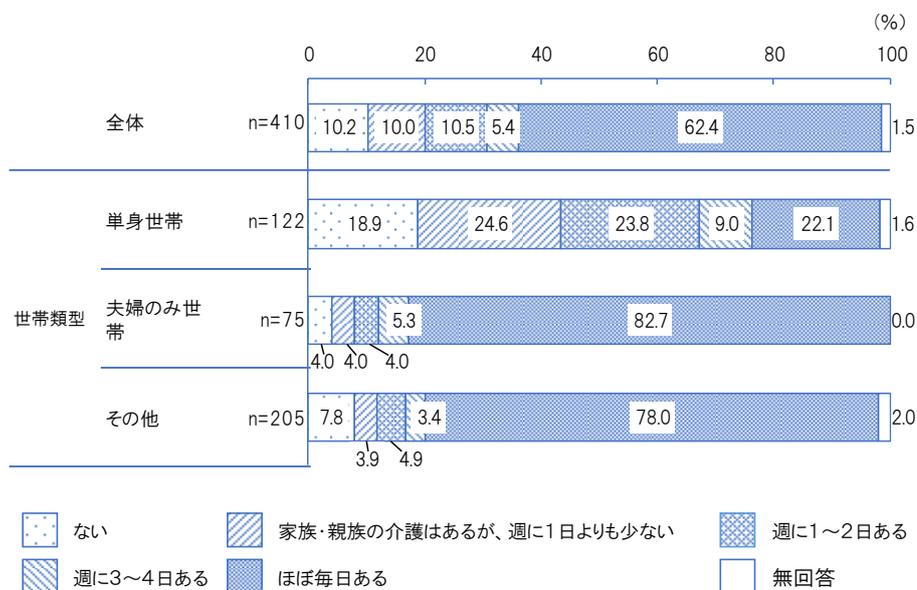
③世帯類型

世帯類型をみると、「単身世帯」が29.8%、「夫婦のみ世帯」が18.3%となっています。



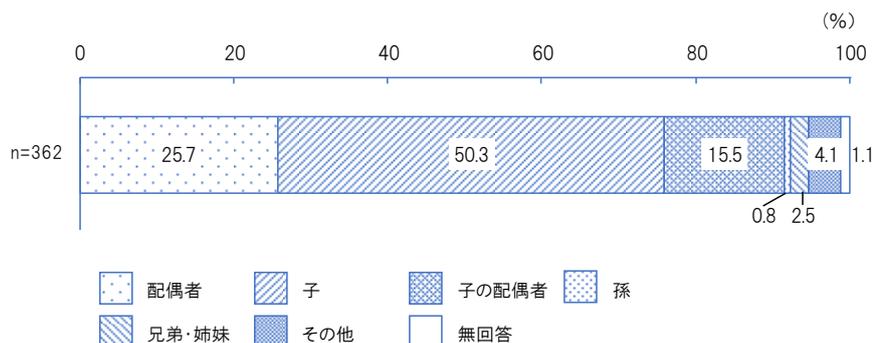
④介護の頻度の状況

家族や親族からの介護の頻度をみると、「ほぼ毎日ある」が62.4%と最も高く、次いで「週に1~2日ある」が10.5%、「ない」が10.2%となっています。世帯類型別では、「単身世帯」は、家族等による介護が「ない」が18.9%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」が24.6%となっています。



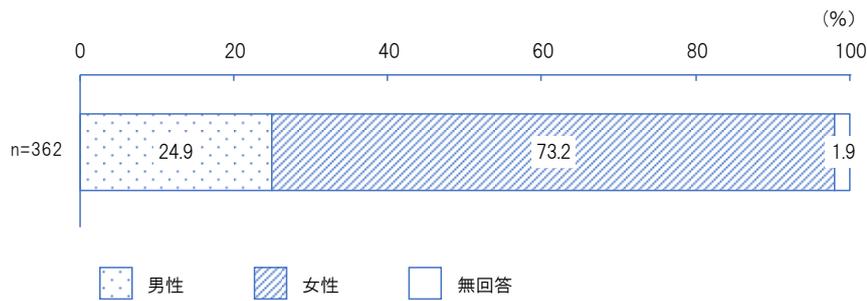
⑤主な介護者の状況

主な介護者の状況をみると、「子」が50.3%と最も高く、次いで「配偶者」が25.7%、「子の配偶者」が15.5%となっています。



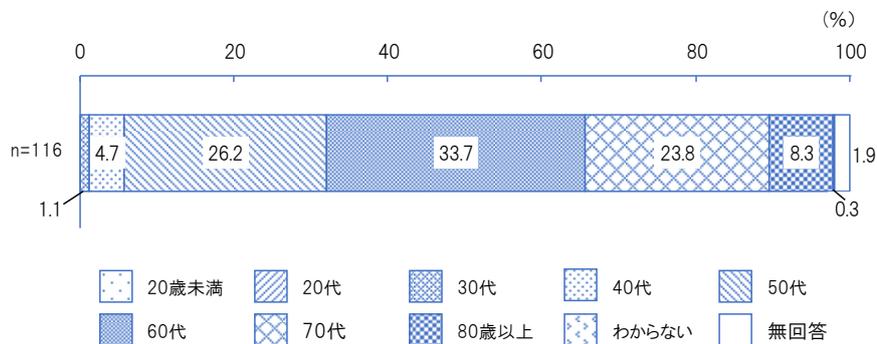
⑥主な介護者の性別

主な介護者の性別をみると、「女性」が73.2%、「男性」が24.9%となっています。



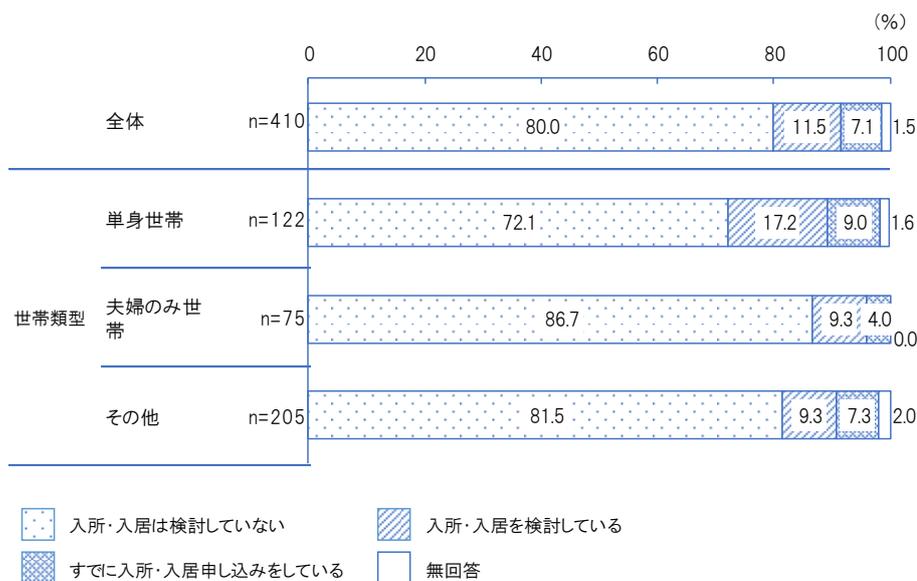
⑦主な介護者の年齢

主な介護者の年齢をみると、「60代」が33.7%と最も高く、次いで「50代」が26.2%、「70代」が23.8%となっています。



⑧世帯類型別の施設等検討状況

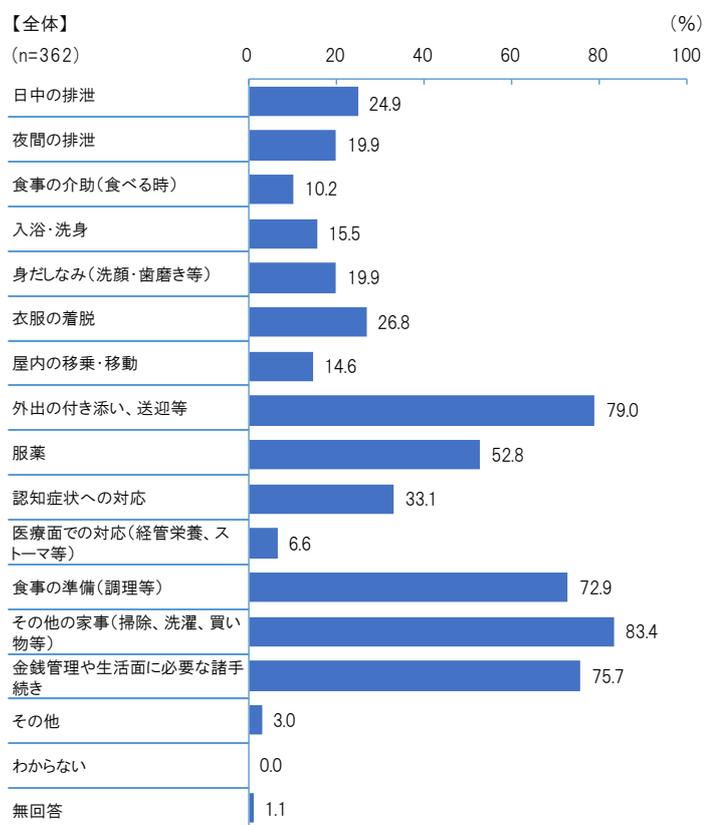
現時点での、施設等への入所・入居の検討状況の割合をみると、「単身世帯」では「入所・入居を検討している」「すでに入所・入居申し込みをしている」を合わせた割合は26.2%となっており、「夫婦のみ世帯」、「その他世帯」に比べ高くなっています。



※世帯類型の「無回答 (8件)」は表示していない

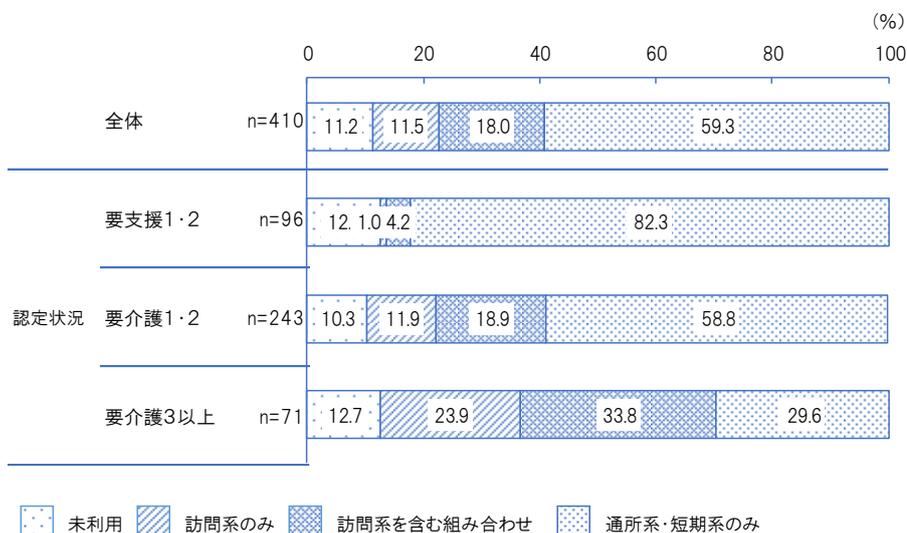
⑨主な介護者が行っている介護等

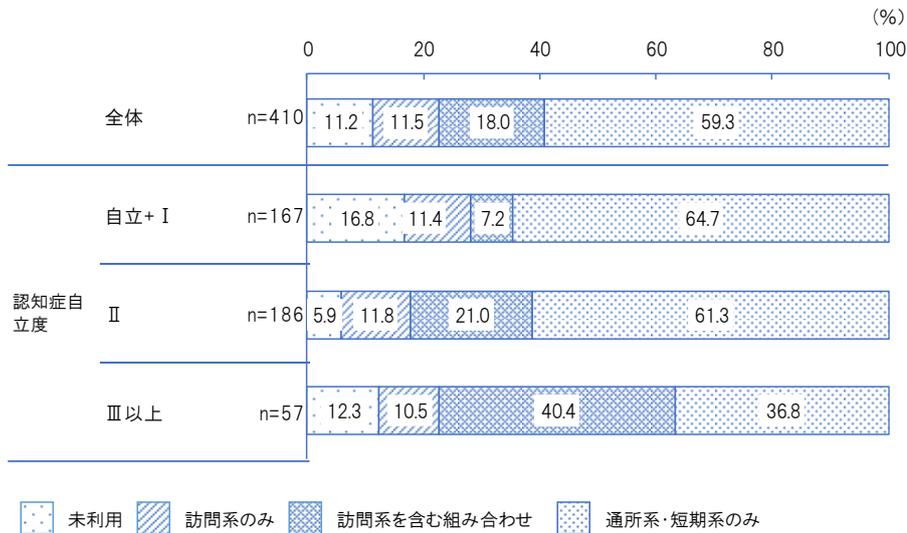
主な介護者が行っている介護等をみると、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が83.4%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が79.0%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が75.7%となっています。



⑩要介護度*別・認知症自立度別のサービス利用の組み合わせ

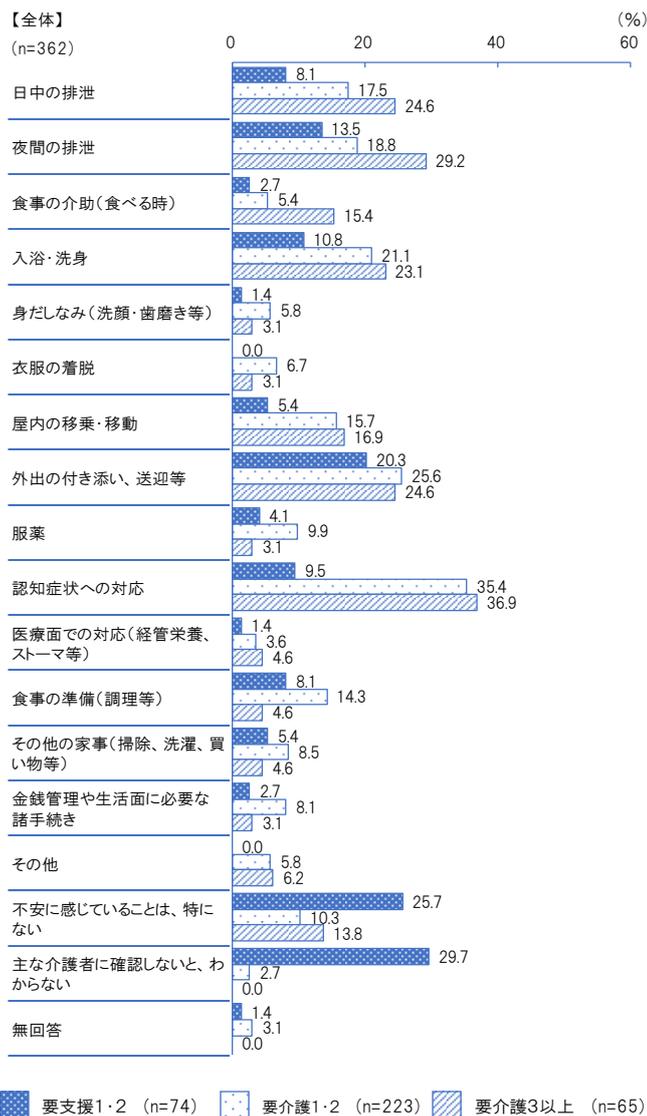
要介護度・認知症自立度別のサービス利用の組み合わせをみると、「要介護3以上」で「訪問系のみ」及び「訪問系を含む組み合わせ」の割合が57.7%と高く、要介護状態区分*が上がるにつれて「訪問系を含む組み合わせ」の割合が高くなっています。また、「認知症自立度Ⅲ以上」では「訪問系を含む組み合わせ」の割合が高くなっています。





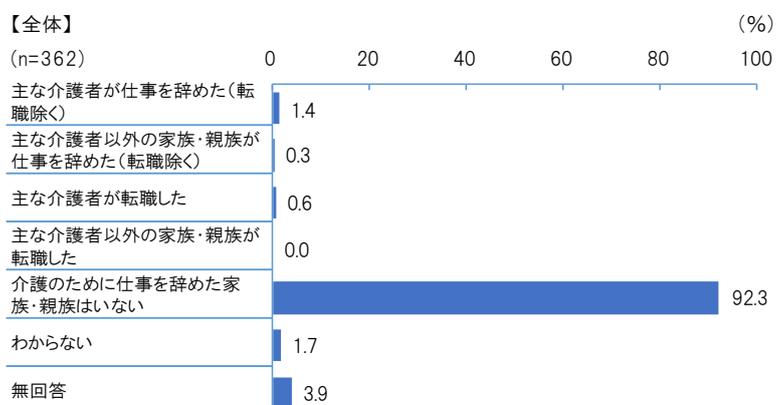
⑪要介護度別の介護者が不安に感じる介護

要介護度別の介護者が不安に感じる介護をみると、全体的に要介護状態区分が上がるにつれて割合が高くなっています。「要介護3以上」についてみると「認知症状への対応」が36.9%と最も高く、次いで「夜間の排泄」が29.2%となっています。



⑫介護を理由に退職した介護者の有無

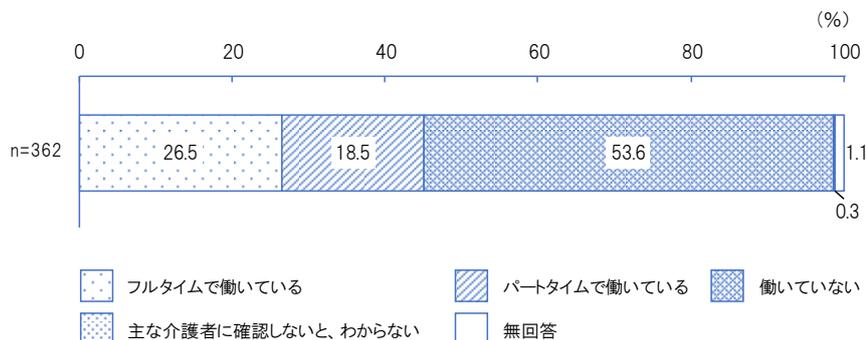
過去1年間に介護を理由に退職した介護者の有無の割合をみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」がほとんどですが、「主な介護者が仕事を辞めた（転職を除く）」と回答された方が1.4%います。



⑬主な介護者の現在の勤務形態

主な介護者の現在の勤務形態の割合をみると、「フルタイムで働いている」が26.5%、「パートタイムで働いている」が18.5%で、就労している介護者の割合は全体で45.0%となっています。

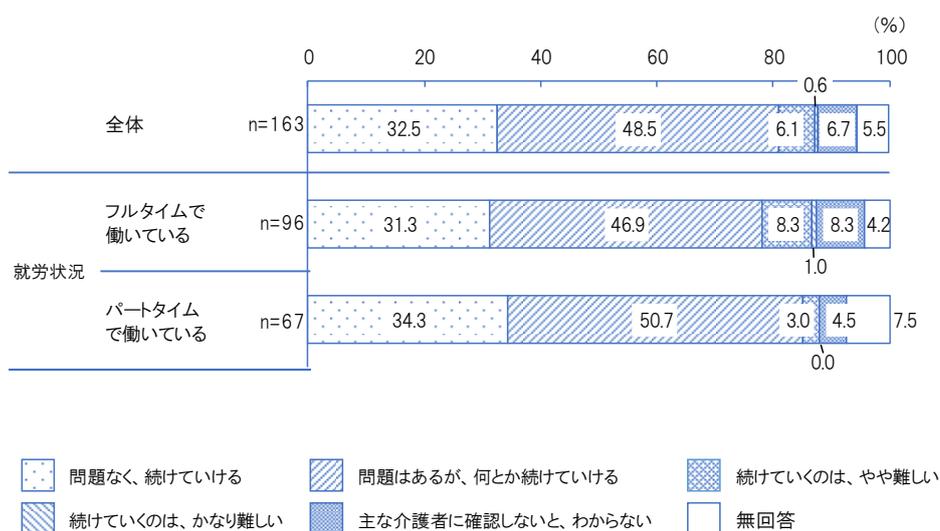
就労していない介護者（「働いてない」と回答）は53.6%となっています。



⑭就労状況別の就労継続見込み

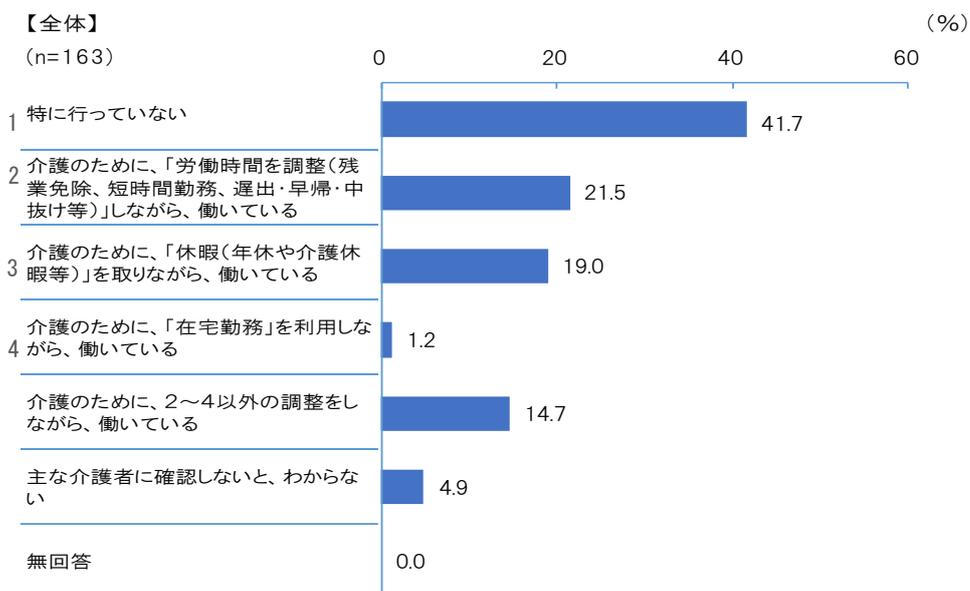
今後の介護をしながらの就労継続見込みの割合をみると、「問題なく、続けていける」が32.5%、「問題はあるが、何とか続けていける」が48.5%と合わせて8割を超えています。また「続けていくのは、やや難しい」が6.1%、「続けていくのは、かなり難しい」が0.6%で、就労継続が困難と考える人は6.7%となっています。

就労状況別でみると「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた割合が、「フルタイムで働いている」では9.3%、「パートタイムで働いている」では3.0%となっています。



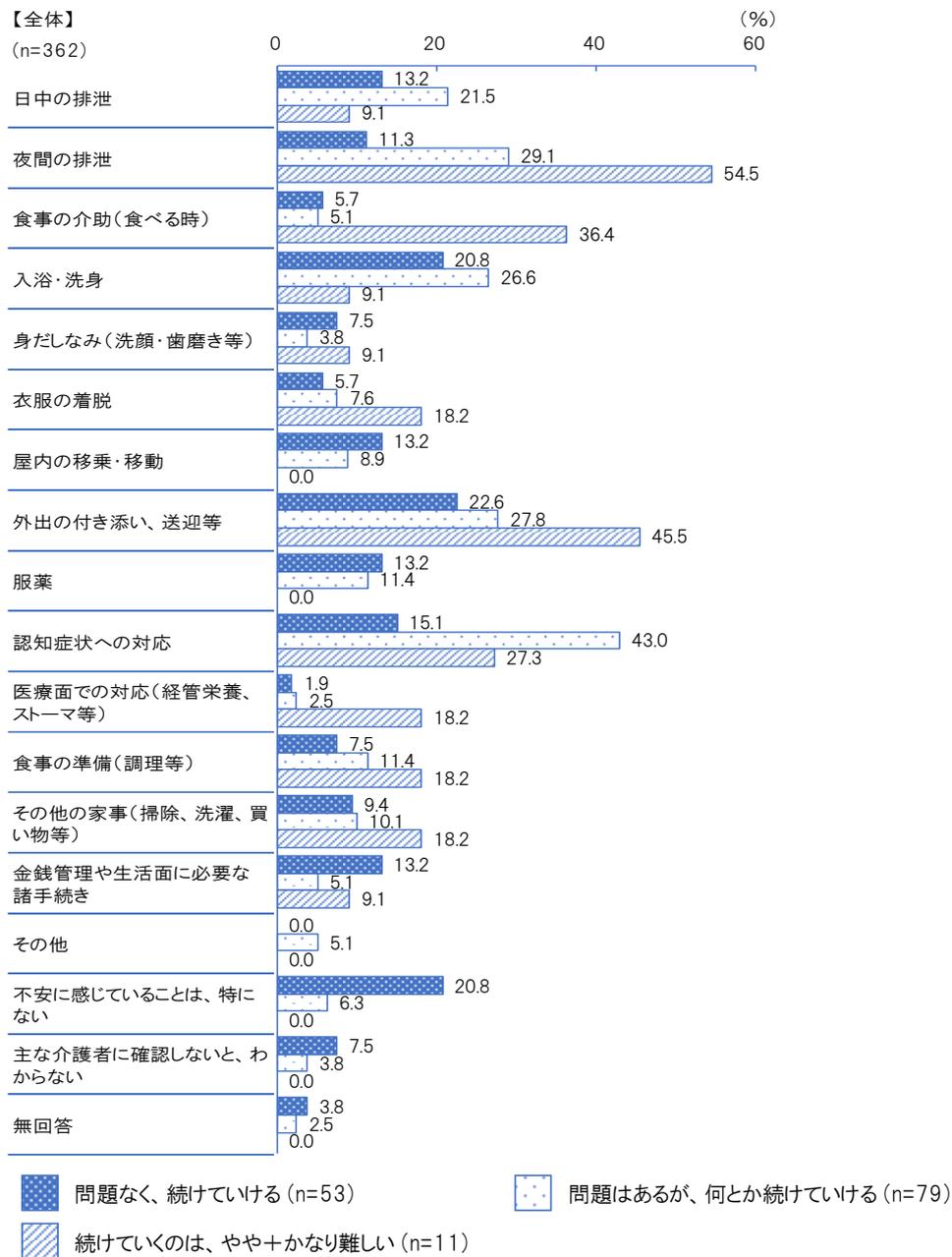
⑮ 主な介護者が行っている働き方の調整等

主な介護者が行っている働き方の調整等の割合をみると、「介護のために、労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら、働いている」が21.5%、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」が19.0%となっています。



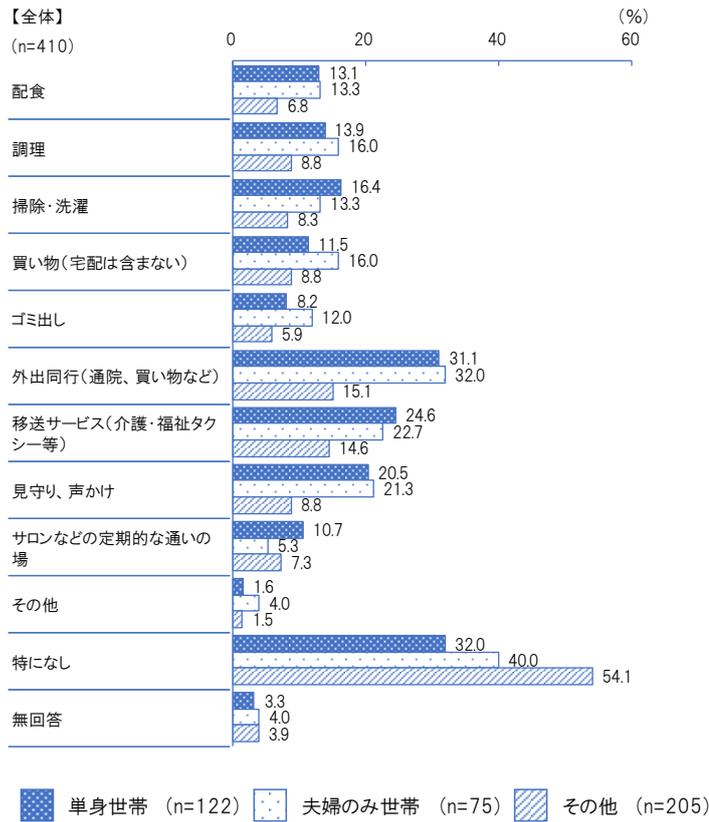
⑩就労継続見込み別の介護者が不安に感じる介護（フルタイム勤務+パートタイム勤務）

就労継続見込み別・介護者が不安に感じる介護について、「続けていくのは、やや+かなり難しい」と回答されている方をみると「夜間の排泄」が54.5%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」の45.5%、「食事の介助（食べる時）」の36.4%となっています。



⑪世帯類型別の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

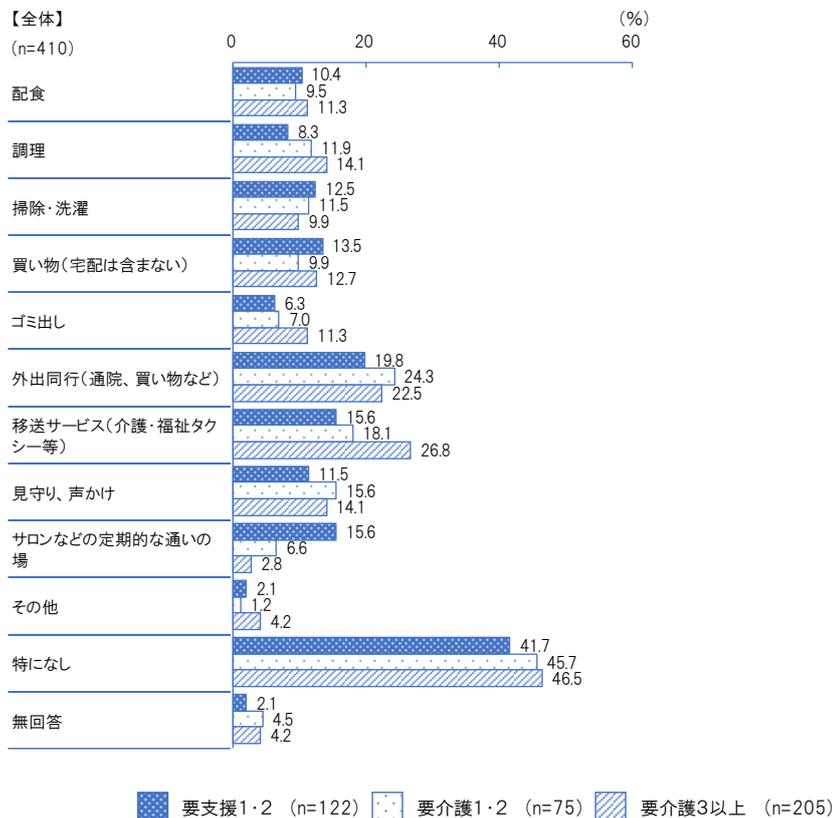
「単身世帯」、「夫婦のみ世帯」をみると「外出同行（通院、買い物など）」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」において必要と感じる割合が高くなっています。



※世帯類型の「無回答」は除く

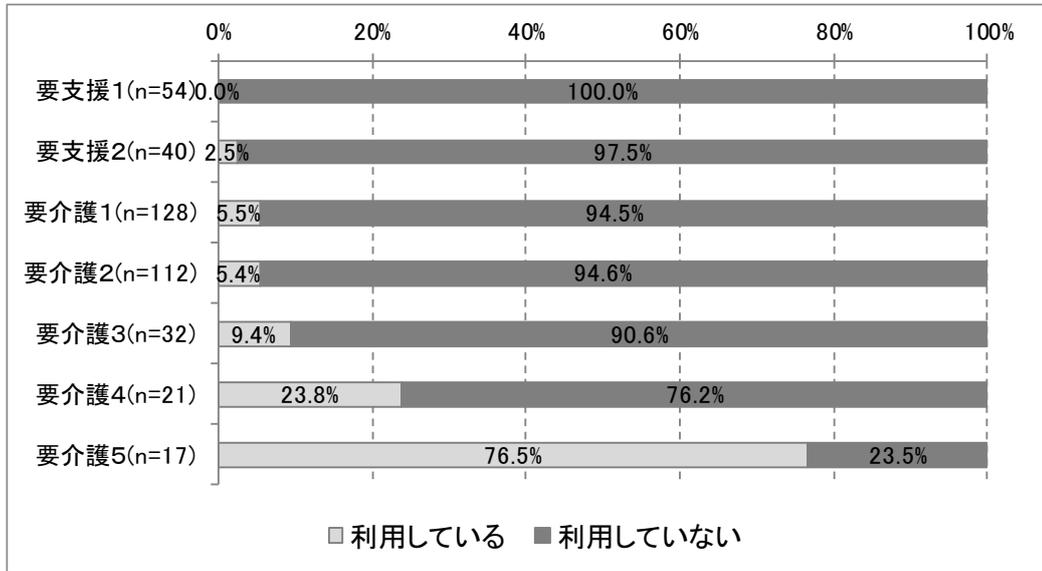
⑩要介護度別の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

要介護度別の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて「要介護3以上」で見ると、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」において必要と感じる割合が高くなっています。



⑱要介護度別の訪問診療の利用割合

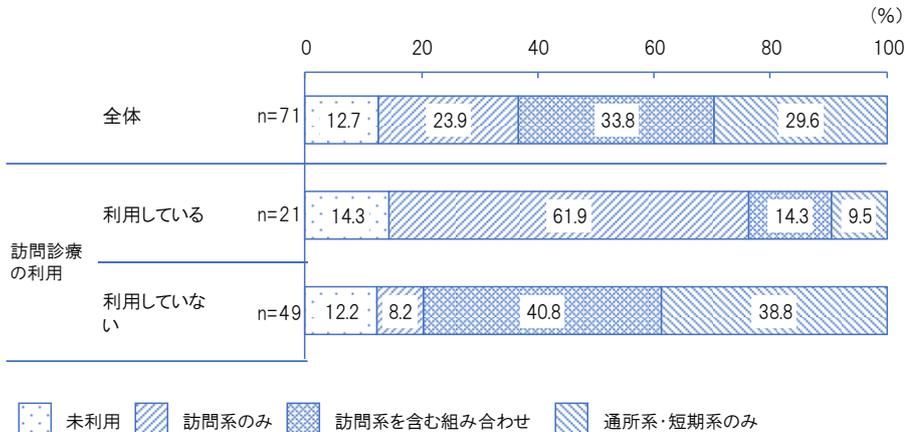
要介護度別・訪問診療の利用割合をみると、利用割合は要介護状態区分が上がるにつれて高くなっており、「要介護5」では76.5%となっています。



※「無回答」(n=6)は除く

⑳訪問診療の利用の有無別のサービス利用の組み合わせ（要介護3以上）

要介護3以上について、訪問診療を「利用している」と回答した方のサービス利用の組み合わせをみると「訪問系のみ」が最も高く61.9%となっています。



※訪問診療の利用の「無回答 (1件)」は表示していない

㊦ 調査結果からみえる課題と有効な介護サービス

- 在宅生活の継続の視点から施設等検討の状況を見ると、単身世帯において施設等の「検討中」・「申請済み」の割合が高くなっています。
- 介護者が不安に感じる介護について、在宅介護の限界点の視点から要介護3以上でみると「認知症状への対応」についての不安が最も大きくなっています。また、「日中の排泄」「夜間の排泄」については重度化に伴い不安が大きくなる傾向であることから、24 時間 365 日定期的に、又は必要なときに随時サービスを受けることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を促進していくことが不安軽減に効果的であると考えられます。
- 在宅介護の限界点の視点から、要介護3以上、認知症自立度Ⅲ以上のサービス利用の組み合わせをみると「訪問系のみ」及び「訪問系を含む組み合わせ」の割合が高くなっています。中重度の要介護者が「訪問系のみ」及び「訪問系を含む組み合わせ」のサービスを増加させ在宅生活を送っている状況が見られます。
- 現在就労している介護者で今後「続けていくのは、やや＋かなり難しい」と回答されている方にとって不安に感じる介護である「夜間の排泄」「外出の付き添い、送迎等」「食事の介助(食べる時)」に対する不安軽減のためには、ケアマネジャー*が介護者の就労状況を含めたアセスメント*、ケアマネジメント*を行い、訪問系サービス、通所系サービス、短期入所サービスを効果的に盛り込んだ居宅介護支援*を提供することが就労の継続につながるものと思われます。
- 世帯類型別でみると「単身世帯」「夫婦のみ世帯」で「外出同行(通院、買い物など)」「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」のニーズが高く、要介護度別でみると「要介護3以上」で「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」のニーズが高くなっています。このことから、「単身世帯」「夫婦のみ世帯」「要介護3以上」の方に対する「外出」「移送」の支援・サービスの優先度は高く、支援体制の整備は大きな課題といえます。
- 単身世帯については「家族・親族の介護がない」もしくは「家族・親族の介護はあるが、週に 1 日よりも少ない」方が 4 割強となっており、家族・親族からの介護が日常ほとんどない状況で在宅生活を送っている方に対し、近隣住民の声掛けや見守り、民生委員や福祉員等の訪問等インフォーマルな支援を行うとともに、地域住民が主体となって支援する生活支援体制の整備を引き続き行っていくことが重要と考えます。
- 要介護度別の訪問診療の利用割合をみると、要介護状態区分が上がるにつれて徐々に高くなっており「要介護5」では 7 割強と特に高くなっています。また、訪問診療利用者(要介護3以上)のサービス利用の組み合わせをみると「訪問系のみ」の割合が最も高くなっています。自宅での介護が中心であることから介護者等の身体的・精神的疲労等の軽減を図る必要があり、レスパイトケア*の必要性が高いと考えられます。このことから、主治医との密接な連携のもと医療ニーズの高い要介護者の状況に応じた「訪問(看護)(介護)」「通い」「泊まり」のサービスの組み合わせにより 24 時間 365 日療養支援を受けることができる看護小規模多機能型居宅介護の整備が効果的と考えられます。

第3章 高齢者施策の実施状況の検証

1 前期計画における重点事項等の実施状況

前期計画における基本施策の実施状況を重点事項を中心に検証しました。検証を踏まえ本計画の施策推進に反映します。

基本施策：医療（医療と介護の連携）

○在宅医療・介護連携の推進《重点》

具体的取組	実施状況
医療・介護連携マップの活用	医療と介護の関係者の連携に必要な情報を集約した「医療・介護連携マップ」を平成30年2月に発行し市内の医療・介護の関係機関に配布しています。また定期的に情報を確認し、本市のホームページ上に最新の情報を掲載しました。 (課題) 医療・介護連携マップの活用率を把握・評価し、活用状況によってはマップの内容等、必要な見直しを行う必要があります。
医療・介護関係者会議の開催	在宅医療推進協議会に参画し、意見交換を行いました。医療を中心に介護も含め高齢者を取り巻く健康課題の抽出や情報共有を図りました。
在宅医療・介護連携相談体制の充実	在宅医療と介護の連携に関する相談窓口として、平成28年10月より「柳井市在宅医療・介護連携相談室」を柳井医師会事務所内に開設し、1名の専属コーディネーターを配置しています。相談室では、単に相談窓口としての機能に留まらず、地域住民への普及啓発活動、医療・介護関係者の研修会の企画・実施等も行いました。
医療・介護関係者の研修	医師会、歯科医師会、薬剤師会、柳井市介護サービス提供事業者等の医療と介護の関係者が顔の見える関係の構築を図ることを目的に年8回程度研修会を行っています。平成30年度より高齢者の誤嚥性肺炎予防をテーマに医療と介護の関係者で研修会や実習を通し、協働で普及啓発事業を行っています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により5回程度の実績見込みとなる予定です。
地域住民への普及啓発	在宅での療養が必要となったときに必要なサービスを適切に選択できるように、医療と介護の専門職が「医療・介護連携マップ」等を活用し、住民に対して情報提供を行いました。
終活支援ノートの活用	人生の最期を見据えながら、残りの人生をどのように過ごしたいのか考えるきっかけづくりの一助として平成30年度及び令和元年度において、終活支援ノート（マイエンディングノート）約2,000部を配布しました。令和2年度については、一定の配布目標（1,500部）を達成したことにより新たな配布は行っていません。

基本施策：介護（利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立）

○地域包括支援センターの機能強化《重点》

具体的取組	実施状況
地域包括支援センターの充実	地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士*・主任介護支援専門員等の専門スタッフが配置され、介護予防ケアマネジメント*事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを高齢者に身近な地域で一体的に実施する役割を担う地域包括ケアシステムの中核的機関です。高齢者を取り巻く多様で複雑化するニーズに対応するため、また、地域共生社会の実現を目指し、令和2年度から職員2名を増員し、介護予防・認知症施策等の各事業に取り組む体制整備を行いました。
地域ケア会議の実施と充実	個別課題は困難事例への対応において随時開催しており、地域課題は研修会や協議会等で検討しました。平成30年度は個別課題5件、地域課題2件、令和元年度は個別課題4件、地域課題4件につき実施しました。令和2年度は個別課題6件、地域課題6件を見込んでいます。 (課題) 地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための施策に繋げていく必要があります。
地域包括支援センター運営協議会の開催	医療、介護、福祉、その他関係団体から委員を選任し、運営協議会を開催しました。また、地域包括支援センターの事業評価を実施し、改善点等を明確にするるとともに、結果を運営協議会で報告し意見をいただきました。

○認知症対策の推進《重点》

具体的取組	実施状況														
認知症ケアパス*の活用促進	認知症ケアパスを市ホームページに掲載し、医療機関などに協力いただき、窓口設置し、普及啓発を行いました。														
認知症サポーター*の養成	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする認知症サポーターを養成するため、平成30年度及び令和元年度において認知症サポーター養成講座を計25回開催し、新たに665人の認知症サポーターの養成を行いました。計画値を上回る実績となっています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により認知症サポーター養成講座の開催・養成数は大幅に減少する見込みとなっていますが、令和2年度の計画値は達成しています。 <table border="1" data-bbox="448 1749 1390 1899"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成30年度(2018年度)</th> <th colspan="2">令和元年度(2019年度)</th> </tr> <tr> <th>計画値</th> <th>実績値</th> <th>計画値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症サポーター(人)</td> <td>2,600</td> <td>2,884</td> <td>2,800</td> <td>3,123</td> </tr> </tbody> </table> (課題) 今後の課題としては、認知症サポーター養成講座の受講者のうち希望者を具体的な活動に繋げる仕組みの構築が必要となります。		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	認知症サポーター(人)	2,600	2,884	2,800	3,123
	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)												
	計画値	実績値	計画値	実績値											
認知症サポーター(人)	2,600	2,884	2,800	3,123											

<p>キャラバン・メイト*の育成</p>	<p>認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの役割を広く関係機関に周知し、育成を推進しました。令和2年度についても2名の新規登録見込みとなっています。</p> <table border="1" data-bbox="448 297 1390 445"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成30年度(2018年度)</th> <th colspan="2">令和元年度(2019年度)</th> </tr> <tr> <th>計画値</th> <th>実績値</th> <th>計画値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャラバン・メイト(人)</td> <td>85</td> <td>79</td> <td>87</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	キャラバン・メイト(人)	85	79	87	81
	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)												
	計画値	実績値	計画値	実績値											
キャラバン・メイト(人)	85	79	87	81											
<p>認知症地域支援推進員*の配置</p>	<p>社会福祉法人3か所及び平成30年度に新たに民間事業者の介護サービス事業所を加えて、計4か所に2名ずつの支援推進員体制を構築し、認知症に対する知識の普及と理解の促進、認知症高齢者及びその家族を支援する事業に取り組みました。</p>														
<p>認知症初期集中支援チーム*の配置</p>	<p>認知症の相談に対し、情報収集後、サポート医を含むチーム員で支援の方針を検討し、初期集中支援を包括的・集中的に行い、認知症の人及び家族に対し支援を行いました。</p> <p>(課題)</p> <p>例年対応実績が少ないが、認知症の相談内容に応じ、地域包括支援センターで支援可能なケースであるか、認知症初期集中支援チームとして支援すべきケースであるかを適切に判断し支援していく必要があります。</p>														
<p>認知症カフェ*の運営</p>	<p>令和元年度に2か所増え、市内5か所で毎月1回開催しています。令和2年度については、新規設置の見込みはありませんが、計画値である5か所の設置目標は達成しています。ただし、開催回数は新型コロナウイルス感染症の影響等により大幅に減少する見込みとなっています。</p> <table border="1" data-bbox="448 1207 1390 1355"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成30年度(2018年度)</th> <th colspan="2">令和元年度(2019年度)</th> </tr> <tr> <th>計画値</th> <th>実績値</th> <th>計画値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症カフェ(実施か所数)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(課題)</p> <p>新規の認知症カフェの設置及び既存の認知症カフェの継続的な運営が可能となるよう支援を行っていく必要があります。</p>		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	認知症カフェ(実施か所数)	3	3	4	5
	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)												
	計画値	実績値	計画値	実績値											
認知症カフェ(実施か所数)	3	3	4	5											
<p>徘徊・見守りネットワークの推進</p>	<p>徘徊により行方不明となった高齢者等を見守り協力事業者と連携して、重大な事故に遭う前に、早期発見・保護できるよう体制を構築しています。合併や廃業により事業者数は計画値に達していません。</p> <table border="1" data-bbox="448 1646 1390 1794"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成30年度(2018年度)</th> <th colspan="2">令和元年度(2019年度)</th> </tr> <tr> <th>計画値</th> <th>実績値</th> <th>計画値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見守り協力事業者数</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table> <p>(課題)</p> <p>新規協力事業者の登録に努める必要があります。また、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みとして、令和2年10月から「認知症みまもりシール」の交付を開始しており、「認知症みまもりシール」の普及に取り組んでいく必要があります。</p>		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	見守り協力事業者数	70	70	80	73
	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)												
	計画値	実績値	計画値	実績値											
見守り協力事業者数	70	70	80	73											

認知症ひとり歩き 探索模擬訓練 の支援	毎年社会福祉法人が実施してきましたが、平成30年度より新たに民間事業者が加わり訓練を実施しています。地域で認知症への理解を深め、声かけ・見守り・保護をしていく取組として、実施法人の増加に取り組むとともに継続して実施できるよう支援をしていきます。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により探索模擬訓練の開催見込はありません。				
		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
認知症ひとり歩き 探索模擬訓練 開催数(回)	2	2	3	2	

○介護サービス施設の整備

具体的取組	実施状況
地域密着型サービス施設の整備	<p>整備を計画した認知症対応型共同生活介護(グループホーム)1か所[2ユニット 18人]については、公募により事業予定者を決定し、令和3年4月開設予定となりました。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護1か所(登録定員29人)の整備については、公募により事業予定者を決定し、令和2年度中での整備を計画していましたが、令和3年度以降での整備・開設を目指す結果となりました。</p>

基本施策：予防（介護予防の推進と高齢者の多様な社会参加）

○介護予防の推進

具体的取組	実施状況				
介護予防普及啓発事業	健康体操教室	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
	開催日数(日)	17	16	20	16
	延参加者数(人)	180	188	180	156
	水中運動教室	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
	開催日数(日)	12	12	12	12
	延参加者数(人)	360	267	360	269
	<p>令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、水中運動教室については開催日数、参加人数を縮小しており実績値は減少する見込みとなっています。</p> <p>(課題)</p> <p>参加者が教室への参加をきっかけとして、その後の介護予防に資する運動等を継続して行えるよう支援する事業目標が達成されているか把握及び検証する必要があります。</p>				

筋力向上トレーニング事業	元気アップ教室	平成 30 年度(2018 年度)		令和元年度(2019 年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
	利用人数(人)	40	28	40	34
	延参加回数(回)	440	304	440	312
<p>令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加人数を縮小しており、実績値は減少する見込みとなっています。</p> <p>(課題)</p> <p>参加者が教室への参加をきっかけとして、運動が習慣化することの動機付けとなる事業目標が達成されているか把握及び検証する必要があります。</p>					
「ふれあいいきいきサロン*」の活動支援		平成 30 年度(2018 年度)		令和元年度(2019 年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
	支援団体数	3	3	3	3
	団体数	34	31	35	31
<p>令和 2 年度については、新規団体の開設見込みはありません。</p> <p>(課題)</p> <p>新規団体の開設及び既存のサロン運営の継続的な活動を支援していくため、市社会福祉協議会と連携し取組を行う必要があります。</p>					
介護予防・生活支援サービス事業*における「通所型サービス」		平成 30 年度(2018 年度)		令和元年度(2019 年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値
	通所介護相当サービス (人/月)	200	215	200	199
	通所型サービス A (人/月)	10	12	10	16
通所型サービス C (人/月)	3	0	5	0	
<p>令和 2 年度についても、利用者数に大幅な増減はない見込みとなっています。</p> <p>(課題)</p> <p>通所型サービス C は、具体的な生活動作改善の目標を立て専門職による短期集中型で実施するサービスですが利用実績がありません。サービス内容やサービス対象者について検討する必要があります。</p>					

基本施策：住まい（安心して暮らせる住環境整備）

○高齢者の住まいに関する支援

具体的取組	実施状況
住宅改修等への支援	介護保険制度に基づき、平成 30 年度に 89 件、令和元年度に 106 件の住宅改修がありました。令和 2 年度についても例年通りの実績を見込んでいます。
養護老人ホームへの措置	環境上、経済上の理由などにより、居宅での養護又は介護が困難な高齢者に対して、平成 30 年度に 6 人、令和元年度に 7 人の新たな措置を行いました。令和 2 年度についても必要な措置を実施します。

基本施策：生活支援（住み慣れた地域で生活できる体制づくり）

○在宅生活の支援《重点》

具体的取組	実施状況																																																																																			
生活支援体制整備事業	<p>単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、地域住民が主体となって支援する体制づくりが必要となっています。地域の支え合いの仕組みづくりを進めていくため、各地区社協圏域（柳井地区社協圏域については4生活圏域）を第2層協議体設置の基本として市社会福祉協議会と連携して整備を推進しました。平成30年度に3協議体、令和元年度に2協議体による生活支援が新たに開始となりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により新規の設置見込はなく、合計6協議体の設置に留まっています。 ※市内全14協議体の設置を目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成30年度(2018年度)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">令和元年度(2019年度)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">計画値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> <th style="text-align: center;">計画値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第2層協議体数</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </tbody> </table> <p>（課題）</p> <p>高齢者の日常生活を支援する地域福祉コミュニティの形成に向けて、各地域の状況に応じた取組を推進する必要があります。</p>					平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	第2層協議体数	6	4	9	6																																																																		
	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)																																																																																	
	計画値	実績値	計画値	実績値																																																																																
第2層協議体数	6	4	9	6																																																																																
在宅生活の支援を目的に実施した事業（生活支援体制整備を除く）	<p>【寝具乾燥消毒サービス】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成30年度(2018年度)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">令和元年度(2019年度)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">計画値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> <th style="text-align: center;">計画値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数（人）</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用枚数（枚）</td> <td style="text-align: center;">170</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">170</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table> <p>【訪問理美容サービス】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成30年度(2018年度)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">令和元年度(2019年度)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">計画値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> <th style="text-align: center;">計画値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数（人）</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用回数（回）</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </tbody> </table> <p>【はりきゅう施術費の助成】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成30年度(2018年度)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">令和元年度(2019年度)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">計画値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> <th style="text-align: center;">計画値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数（人）</td> <td style="text-align: center;">140</td> <td style="text-align: center;">149</td> <td style="text-align: center;">140</td> <td style="text-align: center;">111</td> </tr> </tbody> </table> <p>【日常生活用具給付事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成30年度(2018年度)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">令和元年度(2019年度)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">計画値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> <th style="text-align: center;">計画値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数（人）</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【生活管理指導短期宿泊事業】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">平成30年度(2018年度)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">令和元年度(2019年度)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">計画値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> <th style="text-align: center;">計画値</th> <th style="text-align: center;">実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">利用者数（人）</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </tbody> </table>					平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	利用者数（人）	50	21	50	20	利用枚数（枚）	170	50	170	50		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	利用者数（人）	10	3	10	2	利用回数（回）	22	5	22	2		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	利用者数（人）	140	149	140	111		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	利用者数（人）	3	3	3	3		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		計画値	実績値	計画値	実績値	利用者数（人）	2	2	2	2
	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)																																																																																	
	計画値	実績値	計画値	実績値																																																																																
利用者数（人）	50	21	50	20																																																																																
利用枚数（枚）	170	50	170	50																																																																																
	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)																																																																																	
	計画値	実績値	計画値	実績値																																																																																
利用者数（人）	10	3	10	2																																																																																
利用回数（回）	22	5	22	2																																																																																
	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)																																																																																	
	計画値	実績値	計画値	実績値																																																																																
利用者数（人）	140	149	140	111																																																																																
	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)																																																																																	
	計画値	実績値	計画値	実績値																																																																																
利用者数（人）	3	3	3	3																																																																																
	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)																																																																																	
	計画値	実績値	計画値	実績値																																																																																
利用者数（人）	2	2	2	2																																																																																

【住宅改修支援事業】				
	平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用者数 (人)	5	1	5	0
<p>令和 2 年度についても、例年通りの実績を見込んでいます。</p> <p>(課題)</p> <p>利用率の低いサービスについては特に事業周知に努めていく必要があります。</p>				

○高齢者の安心・安全の推進

具体的取組	実施状況																			
地域福祉権利擁護事業	<p>市社会福祉協議会が実施している権利擁護事業の利用者は、令和元年度末で 31 人となっています。利用者のうち約 37% が 65 歳以上の高齢者となっています。判断能力が十分でない人は、各種福祉サービスや金銭管理等を行うことが難しく、必要な支援やサービス利用に繋がらないケースもあることから、必要に応じて「地域福祉権利擁護事業」の活用を図ります。</p>																			
成年後見制度等の利用促進	<p>判断能力が不十分であるため、財産管理や契約等の法律行為における意思決定が困難な状況でも、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度はあまり利用されていないのが現状です。</p> <p>令和 2 年 10 月末時点における実績値は 2 件となっています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成 30 年度 (2018 年度)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">令和元年度 (2019 年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">計画値</td> <td style="text-align: center;">実績値</td> <td style="text-align: center;">計画値</td> <td style="text-align: center;">実績値</td> </tr> <tr> <td>利用件数 (件)</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </table> <p>(課題)</p> <p>成年後見制度の趣旨でもあるノーマライゼーション*、自己決定権の尊重の理念の下、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるとともに、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関を設置する必要があります。</p>					平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)			計画値	実績値	計画値	実績値	利用件数 (件)	1	1	1	2	
	平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)																	
	計画値	実績値	計画値	実績値																
利用件数 (件)	1	1	1	2																
高齢者虐待の防止・早期発見	<p>高齢者虐待は、虐待する養護者が問題を抱えており、虐待する者と虐待される者が相互に依存している場合も多く、対応が非常に困難な事例がほとんどです。高齢者虐待の防止や早期発見のため、柳井市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援に取り組んでいます。</p> <p>令和 2 年度の実績値は、大幅に増加する見込みとなっています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成 30 年度 (2018 年度)</td> <td style="text-align: center;">令和元年度 (2019 年度)</td> <td style="text-align: center;">令和 2 年度 (2020 年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">実績値</td> <td style="text-align: center;">実績値</td> <td style="text-align: center;">実績見込</td> </tr> <tr> <td>相談件数 (件)</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>対応件数 (件)</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </table>					平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)		実績値	実績値	実績見込	相談件数 (件)	7	4	15	対応件数 (件)	5	4	10
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)																	
	実績値	実績値	実績見込																	
相談件数 (件)	7	4	15																	
対応件数 (件)	5	4	10																	

2 介護保険事業の現状

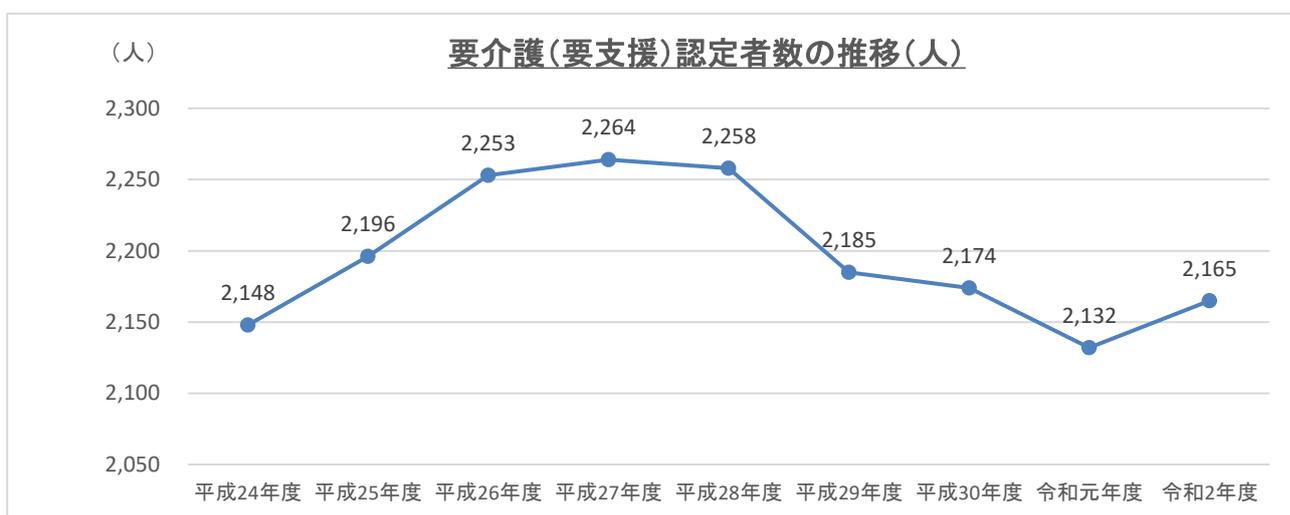
(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

本市における「要介護（要支援）認定者数」（第2号被保険者*を含む。）は、平成24年度は2,148人で、同年度以降は緩やかに増加し、平成27年度には2,264人となりましたが、平成28年度からは減少傾向で推移しています。

【要介護（要支援）認定者数・認定率*の推移（人・％）】

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
認定者数	2,148	2,196	2,253	2,264	2,258	2,185	2,174	2,132	2,165
第1号被保険者*数	11,424	11,604	11,845	12,006	12,139	12,128	12,119	12,092	12,044
認定率	18.8	18.9	19.0	18.9	18.6	18.0	17.9	17.6	18.0

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月分）

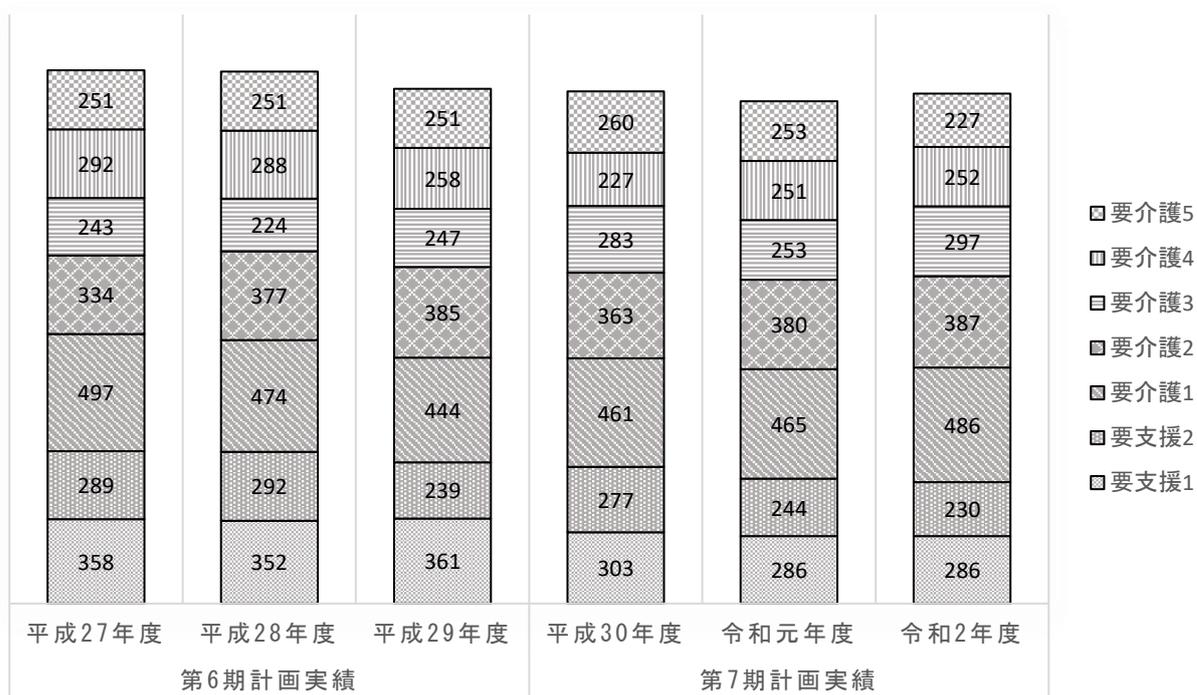


【要介護度別認定者数の実績（人）】

	第6期計画実績			第7期計画実績		
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
認定者数	2,264	2,258	2,185	2,174	2,132	2,165
要支援1	358	352	361	303	286	286
要支援2	289	292	239	277	244	230
要介護1	497	474	444	461	465	486
要介護2	334	377	385	363	380	387
要介護3	243	224	247	283	253	297
要介護4	292	288	258	227	251	252
要介護5	251	251	251	260	253	227

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月分）

要介護度別認定者数の実績(人)

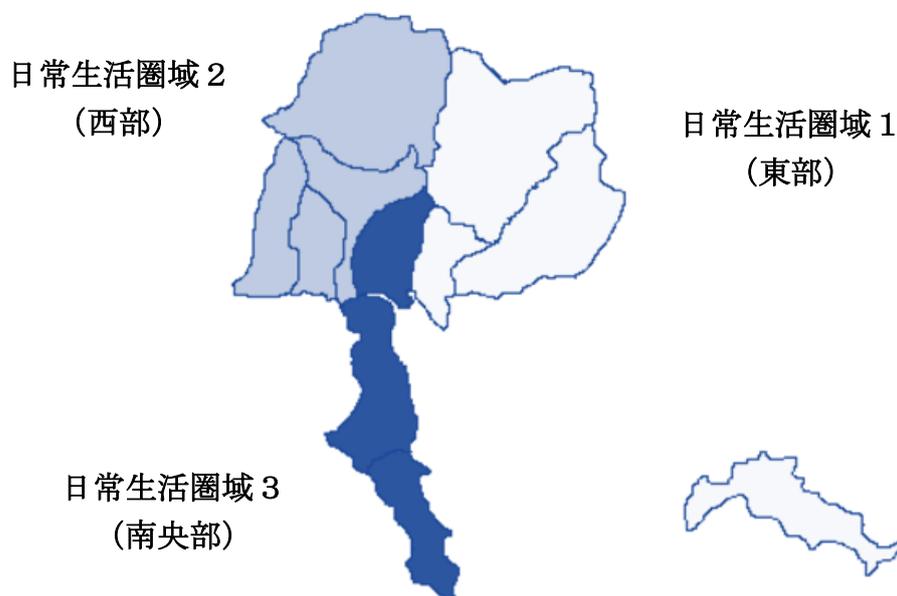


(2) 日常生活圏域

日常生活圏域とは、市民が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活の質を維持して暮らし続けることができるように、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付*等対象サービスを提供するための施設の整備状況を勘案し設定するものとされています。

本市では、要介護状態になっても住み慣れた地域で介護を受けながら生活できる基盤の整備のため、3つの日常生活圏域（東部、西部、南央部）を設定し、きめ細かい介護支援体制を推進してきました。

本計画においても、現在の3圏域の区画割は変更せず、引き続き介護支援体制を推進していきます。



- ・ 日常生活圏域 1（東部） ／柳井①、日積、平郡、大島
- ・ 日常生活圏域 2（西部） ／柳井②、伊陸、新庄、余田
- ・ 日常生活圏域 3（南央部） ／柳井③、伊保庄、阿月

柳井①／白湯東一、白湯東二、白湯西上、白湯西下、白湯西二、江の浦東、江の浦西、宮本東、宮本西、宮野、大屋、大屋東、千才、野地、琴風、水口、片野東、片野西、琴風団地

柳井②／尾の上、和田、忠信、広瀬、国清、迫田、下馬皿、北町、中馬皿、上馬皿、石井、横川、黒杭、瀬戸側、土穂石、西土穂石、東向地、西向地、サントピア、一丁田団地

柳井③／北中開作、東土手、新天地、山根、山根西、姫田、今市、新町、上田、東後地、西後地、新市六、新市中、新市三、天神二、天神北、天神南、土手、北浜、亀岡、魚町、久保、金屋、古市、中野、愛宕、洲崎、南浜、東大才、中大才、西大才、みずほ、柳町、東樋の上、西樋の上、中塚、箕越東、箕越南、コープ柳井、グランビュール南町、南中開作、サントノーレ柳井中央、スイートレジデンス柳井駅前、グラン・シエロ柳井駅南、ヴィークス柳井駅南

（自治会名は令和2年10月現在）

【日常生活圏域の状況】

項目	圏域			
	圏域1 (東部)	圏域2 (西部)	圏域3 (南央部)	市内全域
人口(人)	8,605	14,660	8,410	31,675
高齢者人口(人)	3,756	5,016	3,327	12,099
高齢化率(%)	43.6	34.2	39.6	38.2
要介護(要支援)認定者数(人)	643	757	664	2,064
認定率(%)	17.1	15.1	20.0	17.1
認知症者数(人) <ランクⅡ以上>	439	493	425	1,357
施設(介護3施設)利用者数(人)	116	153	169	438
居住系(グループホーム・特定施設*)利用者数(人)	57	35	47	139
居宅・地域密着型サービス利用者数(人)	273	344	253	870
介護サービス利用率(対高齢者)(%)	11.9	10.6	14.1	12.0

※高齢化率：高齢者人口/人口 認定率：要介護(要支援)認定者数/高齢者人口 介護サービス利用率：施設ほか利用者数合計/高齢者人口 令和元年10月31日現在

【日常生活圏域の施設の整備状況】

(単位：か所数)

区分	介護保険施設*				居住系サービス*			居宅サービス					合計
	介護老人福祉施設*	介護老人保健施設*	介護療養型医療施設*	小計	グループホーム	特定施設入居者生活介護	小計	訪問系事業所	通所系事業所	短期入所事業所	居宅介護支援事業所	小計	
圏域1 (東部)	2	0	0	2	2	1	3	3	5	2	3	13	18
圏域2 (西部)	1	1	0	2	1	0	1	5	7	2	4	18	21
圏域3 (南央部)	1	1	0	2	2	2	4	8	7	2	6	23	29
合計	4	2	0	6	5	3	8	16	19	6	13	54	68

資料：令和2年10月1日現在

※ 訪問系：訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※ 通所系：通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、
小規模多機能型居宅介護

※ 短期入所：短期入所生活介護、短期入所療養介護

(3) 介護サービスの利用状況

① 施設・居住系サービス*利用状況

施設・居住系サービス利用者については、平成30年度以降は、横ばいで推移しています。

施設整備については、平成30年度の制度改正により介護医療院*が創設され、令和2年度に近隣町の介護療養型医療施設が介護医療院に転換したことにより介護療養型医療施設の利用者が介護医療院に移行しました。

【施設・居住系サービス利用者（年間の1か月平均）】

（単位：人）

	第6期計画期間			第7期計画期間		
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)
A施設サービス利用者数	443	477	490	494	487	488
（うち要介護3～5）	(349)	(363)	(367)	(380)	(380)	(-)
介護老人福祉施設	169	179	183	186	183	185
介護老人保健施設	197	213	212	206	206	207
介護療養型医療施設	76	84	95	101	93	9
介護医療院	—	—	—	1	5	87
地域密着型介護老人福祉施設	1	1	0	0	0	0
B介護専用居住系サービス利用者数	58	55	70	70	68	73
認知症対応型共同生活介護	58	55	70	70	68	73
C介護専用以外の居住系サービス利用者数	109	103	99	95	85	81
特定施設*入居者生活介護	98	94	93	86	79	76
介護予防特定施設入居者生活介護	11	9	6	9	6	5
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
合計 A+B+C	610	635	659	659	640	642

資料：地域包括ケア「見える化システム」* 令和2年度（9月月報まで）

②居宅（介護予防）サービス*の利用状況

○要介護度別サービス受給者数の推移

居宅（介護予防）サービス受給者数は、平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業の開始により減少しましたが、平成30年度以降は横ばいで推移しています。

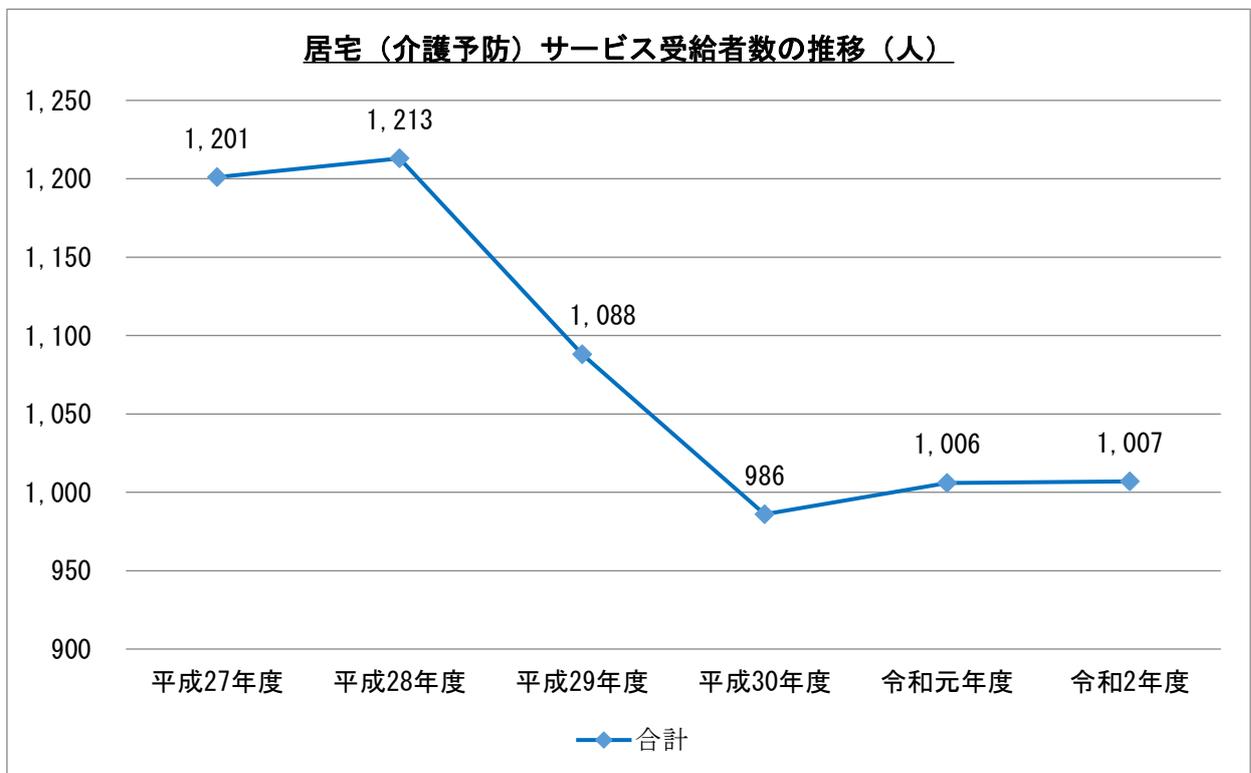
要介護度別にみると要介護1・2が多く、重度の要介護者は、相対的に少ない状況です。

【居宅（介護予防）サービス受給者数の推移（年間の1か月平均）】 （単位：人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
要支援1	165	168	127	104	71	100	62	113	64
要支援2	207	199	134	158	108	159	99	144	81
要介護1	315	318	306	308	301	335	339	340	348
要介護2	229	242	242	242	236	245	248	241	247
要介護3	136	128	130	135	132	119	121	129	132
要介護4	90	94	82	74	72	73	74	75	77
要介護5	59	64	67	68	66	62	63	57	58
合計	1,201	1,213	1,088	1,089	986	1,093	1,006	1,099	1,007

資料：介護保険事業状況報告（年報）平成27年度～令和元年度

介護保険事業状況報告（月報）令和2年度（9月まで）



③居宅（介護予防）サービス別の利用状況

○（介護予防）訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	229	236	226	240	216	247	230	254	241
利用者割合（％）	29.0	29.0	27.3	—	26.7	—	27.2	—	—
利用量（回／月）	5,614	5,774	5,438	5,696	4,886	5,864	4,803	6,034	4,676
介護予防 訪問介護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	—		—		—	
利用者数（人／月）	76	58	21	—	—	—	—	—	—

※平成30年度の介護予防・日常生活支援総合事業の開始に向けて、平成29年4月より介護予防訪問介護が介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスに順次移行したため実績数は減少。

資料：地域包括ケア「見える化システム」平成27年度～令和2年度（9月月報まで）

以下同様

○（介護予防）訪問入浴介護

訪問入浴介護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	8	14	17	22	14	23	16	24	10
利用者割合（％）	1.0	1.7	2.1	—	1.7	—	1.9	—	—
利用量（回／月）	28	51	72	101	62	105	67	109	32
介護予防 訪問入浴介護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用量（回／月）	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○（介護予防）訪問看護

訪問看護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	90	90	91	100	76	105	78	110	80
利用者割合（％）	11.4	11.0	11.1	—	9.4	—	9.2	—	—
利用量（回／月）	714	751	756	841	584	904	650	965	790
介護予防 訪問看護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数（人／月）	12	11	9	12	8	13	5	14	5
利用量（回／月）	114	87	52	93	52	99	40	106	44

○(介護予防)訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数 (人/月)	4	4	5	4	12	5	15	5	15
利用者割合 (%)	0.5	0.5	0.6	—	1.5	—	1.8	—	—
利用量 (回/月)	61	60	62	54	153	73	163	73	168
介護予防 訪問リハビリテーション	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	2	0	2	0	4
利用量 (回/月)	0	0	0	0	24	0	32	0	38

○(介護予防)居宅療養管理指導

居宅療養管理指導	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数 (人/月)	136	138	129	148	123	150	127	155	116
利用者割合 (%)	20.5	21.2	15.6	—	15.3	—	15.0	—	—
介護予防 居宅療養管理指導	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数 (人/月)	10	9	7	11	9	11	9	12	8

○(介護予防)通所介護 (デイサービス)

通所介護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数 (人/月)	413	290	292	314	282	320	273	329	265
利用者割合 (%)	53.4	37.6	35.4	—	34.9	—	32.3	—	—
利用量 (回/月)	4,458	3,110	3,259	3,495	3,231	3,567	3,220	3,674	2,999
介護予防 通所介護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数 (人/月)	197	203	98	—	—	—	—	—	—

※平成28年4月から18人以下の小規模通所介護事業所が地域密着型サービスに移行したことにより実績数は減少。
 ※平成30年度の介護予防・日常生活支援総合事業の開始に向けて、平成29年4月より介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスに順次移行したため実績数は減少。

○(介護予防)通所リハビリテーション (デイケア)

通所リハビリテーション	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数 (人/月)	122	129	109	119	114	123	113	128	115
利用者割合 (%)	14.8	15.4	13.2	—	14.1	—	13.4	—	—
利用量 (回/月)	1,063	1,077	873	993	913	1,034	865	1,083	707
介護予防 通所リハビリテーション	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数 (人/月)	74	69	73	74	65	79	58	87	57

○(介護予防)短期入所生活介護 (ショートステイ)

短期入所生活介護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数 (人/月)	82	90	80	83	74	85	69	90	44
利用者割合 (%)	10.2	10.8	9.7	—	9.2	—	8.2	—	—
利用量 (回/月)	576	631	535	560	508	558	546	571	441
介護予防 短期入所生活介護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数 (人/月)	2	2	1	5	3	5	3	5	3
利用量 (回/月)	9	8	3	18	14	18	16	18	11

○(介護予防)短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

短期入所療養介護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数 (人/月)	10	9	13	11	13	11	13	11	8
利用者割合 (%)	1.2	1.0	1.6	—	1.6	—	1.6	—	—
利用量 (回/月)	54	48	70	87	78	87	73	87	25
介護予防 短期入所療養介護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数 (人/月)	1	0	0.2	0	0.2	0	1	0	0
利用量 (回/月)	1	0	1	0	1	0	5	0	0

○(介護予防)特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人/月)	98	94	93	96	86	97	79	98	76
利用者割合(%)	12.1	11.0	11.3	—	10.7	—	9.4	—	—
介護予防 特定施設入居者生活介護	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数(人/月)	11	9	6	7	9	7	6	7	5

○(介護予防)福祉用具貸与

福祉用具貸与	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人/月)	357	391	385	393	403	417	429	428	462
利用者割合(%)	44.1	47.1	46.5	—	49.9	—	50.8	—	—
介護予防 福祉用具貸与	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数(人/月)	84	102	100	110	107	115	101	120	97

○(介護予防)特定福祉用具販売

特定福祉用具販売	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数(人/月)	8	7	8	10	7	10	6	10	8
利用者割合(%)	0.9	0.8	1.0	—	0.9	—	0.7	—	—
介護予防 特定福祉用具販売	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数(人/月)	2	2	4	4	2	4	3	4	2

○(介護予防)住宅改修

住宅改修	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数 (人/月)	4	4	3	6	5	6	5	6	5
利用者割合 (%)	0.5	0.5	0.4	—	0.6	—	0.6	—	—
介護予防 住宅改修	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数 (人/月)	4	4	3	4	3	4	4	4	3

○居宅介護支援・介護予防支援*

居宅介護支援	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数 (人/月)	672	699	675	690	671	693	724	699	702
利用者割合 (%)	81.9	83.0	81.7	—	83.2	—	85.7	—	—
介護予防支援	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数 (人/月)	352	348	245	250	160	247	148	244	145

④地域密着型（介護予防）サービス*

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	平成27 年度 (2015年度)	平成28 年度 (2016年度)	平成29 年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	3	4	10	10	16	10	16	10	18

○（介護予防）認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護	平成27 年度 (2015年度)	平成28 年度 (2016年度)	平成29 年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	10	11	9	11	8	13	8	14	2
利用量（回／月）	114	105	77	96	74	114	66	121	11
介護予防 認知症対応型通所介護	平成27 年度 (2015年度)	平成28 年度 (2016年度)	平成29 年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0	0	1

○（介護予防）小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護	平成27 年度 (2015年度)	平成28 年度 (2016年度)	平成29 年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	34	36	37	41	39	44	44	45	50
介護予防 小規模多機能型居宅介護	平成27 年度 (2015年度)	平成28 年度 (2016年度)	平成29 年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数（人／月）	5	5	6	5	6	5	5	6	5

○（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護	平成27 年度 (2015年度)	平成28 年度 (2016年度)	平成29 年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	58	55	70	72	70	72	68	90	73
介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成27 年度 (2015年度)	平成28 年度 (2016年度)	平成29 年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型 介護老人福祉施設	平成27 年度 (2015年度)	平成28 年度 (2016年度)	平成29 年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	1	1	0	0	0	0	0	0	0

○地域密着型通所介護

地域密着型通所介護	平成27 年度 (2015年度)	平成28 年度 (2016年度)	平成29 年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者数（人／月）	—	161	162	156	163	162	185	174	179

※平成28年4月から、通所介護のうち、定員18人以下については、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けられました。

(4) 介護サービスの給付費の状況

第7期計画期間中の居宅（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービス、施設サービス及びその他のサービスの給付実績は以下のとおりです。

【介護サービス等種類別の年度別計画及び実績給付費】

(単位：円)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画給付費	実績給付費	達成率	計画給付費	実績給付費	達成率	計画給付費	実績見込額	達成率
居宅サービス	1,010,446,000	892,261,272	88.30	1,039,404,000	879,207,468	84.59	1,073,232,000	833,585,000	77.67
訪問介護	186,469,000	160,087,128	85.85	191,907,000	160,848,816	83.82	197,360,000	159,993,000	81.07
訪問入浴介護	13,984,000	8,648,751	61.85	14,597,000	9,321,295	63.86	15,203,000	4,328,000	28.47
訪問看護	42,644,000	30,956,312	72.59	45,249,000	33,057,726	73.06	47,841,000	40,826,000	85.34
訪問リハビリテーション	1,899,000	4,972,963	261.87	2,652,000	5,360,403	202.13	2,652,000	5,664,000	213.57
居宅療養管理指導	15,510,000	12,507,450	80.64	15,647,000	11,551,660	73.83	16,156,000	10,034,000	62.11
通所介護	309,163,000	278,215,902	89.99	315,417,000	284,056,106	90.06	324,592,000	269,903,000	83.15
通所リハビリテーション	100,478,000	88,397,976	87.98	104,970,000	81,884,213	78.01	110,544,000	69,631,000	62.99
短期入所生活介護	52,336,000	46,575,817	88.99	51,960,000	50,395,696	96.99	52,878,000	41,032,000	77.60
短期入所療養介護	11,202,000	9,722,051	86.79	11,207,000	8,821,088	78.71	11,207,000	3,199,000	28.54
特定施設入居者生活介護	217,462,000	191,427,957	88.03	223,422,000	173,080,019	77.47	231,148,000	163,058,000	70.54
福祉用具貸与	56,939,000	58,850,341	103.36	60,016,000	59,027,682	98.35	61,291,000	63,892,000	104.24
特定福祉用具販売	2,360,000	1,898,624	80.45	2,360,000	1,802,764	76.39	2,360,000	2,025,000	85.81
地域密着型サービス	460,472,000	453,792,683	98.55	474,463,000	482,740,878	101.74	607,029,000	501,617,000	82.63
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20,203,000	22,034,205	109.06	20,212,000	19,690,846	97.42	20,212,000	21,555,000	106.64
認知症対応型通所介護	10,816,000	8,028,318	74.23	12,822,000	7,191,115	56.08	13,641,000	1,202,000	8.81
小規模多機能型居宅介護	86,596,000	90,243,384	104.21	91,487,000	106,046,569	115.91	91,770,000	119,779,000	130.52
認知症対応型共同生活介護	211,351,000	205,428,514	97.20	210,735,000	205,899,562	97.71	263,177,000	217,461,000	82.63
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-	65,463,000	0	0.00
地域密着型通所介護	131,506,000	128,058,262	97.38	139,207,000	143,912,786	103.38	152,766,000	141,620,000	92.70
住宅改修	4,986,000	3,262,992	65.44	4,986,000	3,674,014	73.69	4,986,000	2,248,000	45.09
居宅介護支援	106,249,000	100,749,907	94.82	106,050,000	104,048,885	98.11	106,482,000	103,952,000	97.62
介護保険施設サービス	1,639,247,000	1,574,173,734	96.03	1,636,430,000	1,569,340,993	95.90	1,636,431,000	1,610,836,000	98.44
介護老人福祉施設	573,862,000	568,314,576	99.03	574,119,000	568,382,405	99.00	574,119,000	582,756,000	101.50
介護老人保健施設	699,366,000	618,342,350	88.41	696,129,000	625,171,453	89.81	696,129,000	650,284,000	93.41
介護医療院	0	2,527,713	-	96,152,000	19,841,681	20.64	181,785,000	350,024,000	192.55
介護療養型医療施設	366,019,000	384,989,095	105.18	270,030,000	355,945,454	131.82	184,398,000	27,772,000	15.06
A 介護給付計（小計）	3,221,400,000	3,024,240,588	93.88	3,261,333,000	3,039,012,238	93.18	3,428,160,000	3,052,238,000	89.03
介護予防サービス	46,109,000	44,764,714	97.08	48,521,000	38,671,066	79.70	52,633,000	34,411,000	65.38
介護予防訪問介護	0	23,904	-	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	3,763,000	2,125,152	56.47	4,010,000	1,610,399	40.16	4,256,000	1,810,000	42.53
介護予防訪問リハビリテーション	0	759,753	-	0	1,073,243	-	0	1,281,000	-
介護予防居宅療養管理指導	1,152,000	734,312	63.74	1,139,000	573,486	50.35	1,228,000	672,000	54.72
介護予防通所介護	0	183,066	-	0	0	-	0	0	-
介護予防通所リハビリテーション	26,194,000	25,200,012	96.21	27,623,000	21,780,229	78.85	30,657,000	19,443,000	63.42
介護予防短期入所生活介護	1,181,000	899,258	76.14	1,182,000	1,034,812	87.55	1,182,000	827,000	69.97
介護予防短期入所療養介護	0	122,616	-	0	453,312	-	0	0	-
介護予防特定施設入居者生活介護	6,607,000	7,969,609	120.62	7,051,000	5,527,616	78.39	7,491,000	4,638,000	61.91
介護予防福祉用具貸与	6,344,000	6,397,769	100.85	6,648,000	5,890,679	88.61	6,951,000	5,402,000	77.72
介護予防特定福祉用具販売	868,000	349,263	40.24	868,000	727,290	83.79	868,000	338,000	38.94
地域密着型介護予防サービス	3,947,000	4,656,446	117.97	4,398,000	3,658,005	83.17	5,368,000	2,964,000	55.22
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	48,816	-	0	51,000	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,947,000	4,656,446	117.97	4,398,000	3,609,189	82.06	5,368,000	2,913,000	54.27
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護予防住宅改修	2,462,000	1,827,351	74.22	2,462,000	3,320,748	134.88	2,656,000	1,446,000	54.44
介護予防支援	13,142,000	8,469,600	64.45	12,990,000	7,867,213	60.56	12,832,000	7,709,000	60.08
B 介護予防給付計（小計）	65,660,000	59,718,111	90.95	68,371,000	53,517,032	78.27	73,489,000	46,530,000	63.32
給付費（A+B）	3,287,060,000	3,083,958,699	93.82	3,329,704,000	3,092,529,270	92.88	3,501,649,000	3,098,768,000	88.49
特定入所者介護サービス	125,630,000	116,649,670	92.85	125,675,000	117,666,573	93.63	125,675,000	120,596,000	95.96
高額介護サービス	83,400,000	81,151,158	97.30	84,454,000	79,558,347	94.20	85,459,000	84,057,000	98.36
高額医療合算介護サービス	9,548,000	8,127,004	85.12	9,753,000	9,932,403	101.84	10,054,000	11,117,000	110.57
審査支払手数料	3,772,000	3,278,852	86.93	3,854,000	2,013,850	52.25	4,100,000	3,454,000	84.24
合計	3,509,410,000	3,293,165,383	93.84	3,553,440,000	3,301,700,443	92.92	3,726,937,000	3,317,992,000	89.03
差額	▲216,244,617			▲251,739,557			▲408,945,000		

資料：介護保険事業状況報告（年報）

令和2年度の実績見込額は、6か月経過時点の実績を基に算出した見込額です。

3 将来人口の推計

(1) 将来人口の推計

本市の人口は、令和2年では31,202人となっていますが、減少傾向で推移し、令和5年頃から3万人を割り、令和7年では2万8千人台に、令和22年には2万3千人を割ると予測されています。

一方、高齢者の人口は、令和2年が12,044人で、令和3年には1万2千人を割り、その後も減少を続けるものの1万1千人台を維持し、令和12年には1万人台に、令和22年には1万人を割ると予測されます。

65歳から74歳までの前期高齢者は、減少を続けることが見込まれる一方、75歳以上の後期高齢者については今後も増加し、令和7年にピークを迎え令和12年までは7千人台で推移し、その後は減少に転じると予測されます。

高齢化率は、令和2年が38.6%で、その後も増加を続け令和7年には40%を超える見込みとなっています。

このように本市においては、総人口の減少が進むとともに、高齢者人口は緩やかに減少していくものの、後期高齢者は増加し、高齢化率の増加は継続していくと見込まれるため、今後も引き続き高齢者に対する施策の推進が重要です。

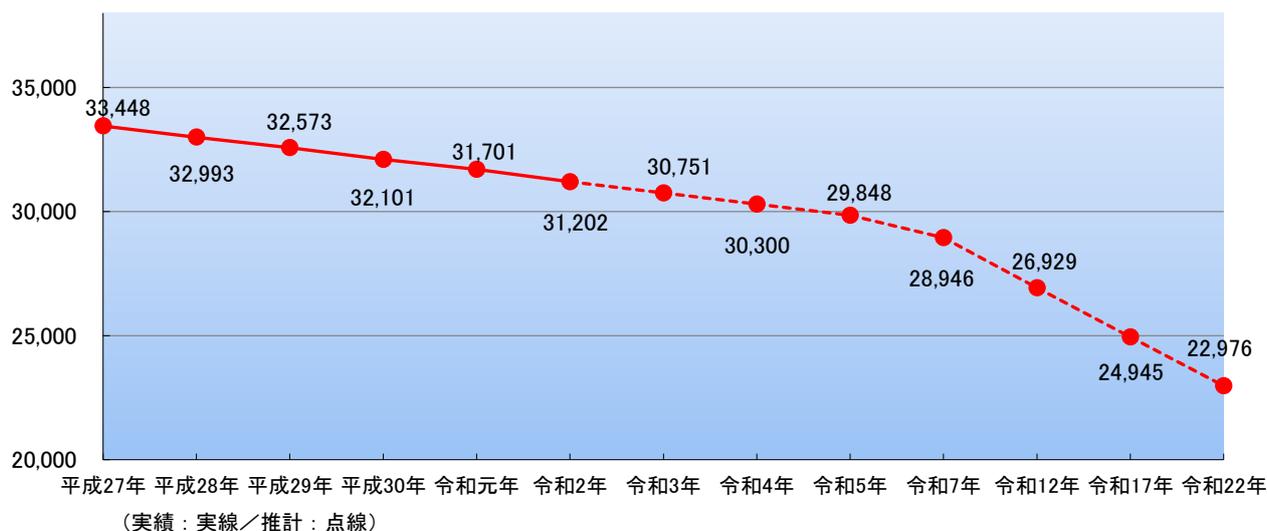
【柳井市の人口推計】

	実績	推計						
	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口 (人)	31,202	30,751	30,300	29,848	28,946	26,929	24,945	22,976
年少人口 14歳以下	3,283	3,219	3,156	3,092	2,965	2,643	2,366	2,178
生産年齢人口 15～64歳	15,875	15,569	15,263	14,957	14,345	13,351	12,331	10,962
老年人口 65歳以上	12,044	11,963	11,881	11,799	11,636	10,935	10,248	9,836
高齢者人口 (人)	12,044	11,963	11,881	11,799	11,636	10,935	10,248	9,836
65～74歳	5,459	5,245	5,031	4,816	4,388	3,714	3,451	3,719
75歳以上	6,585	6,718	6,850	6,983	7,248	7,221	6,797	6,117
高齢化率 (%)	38.6	38.9	39.2	39.5	40.2	40.6	41.1	42.8

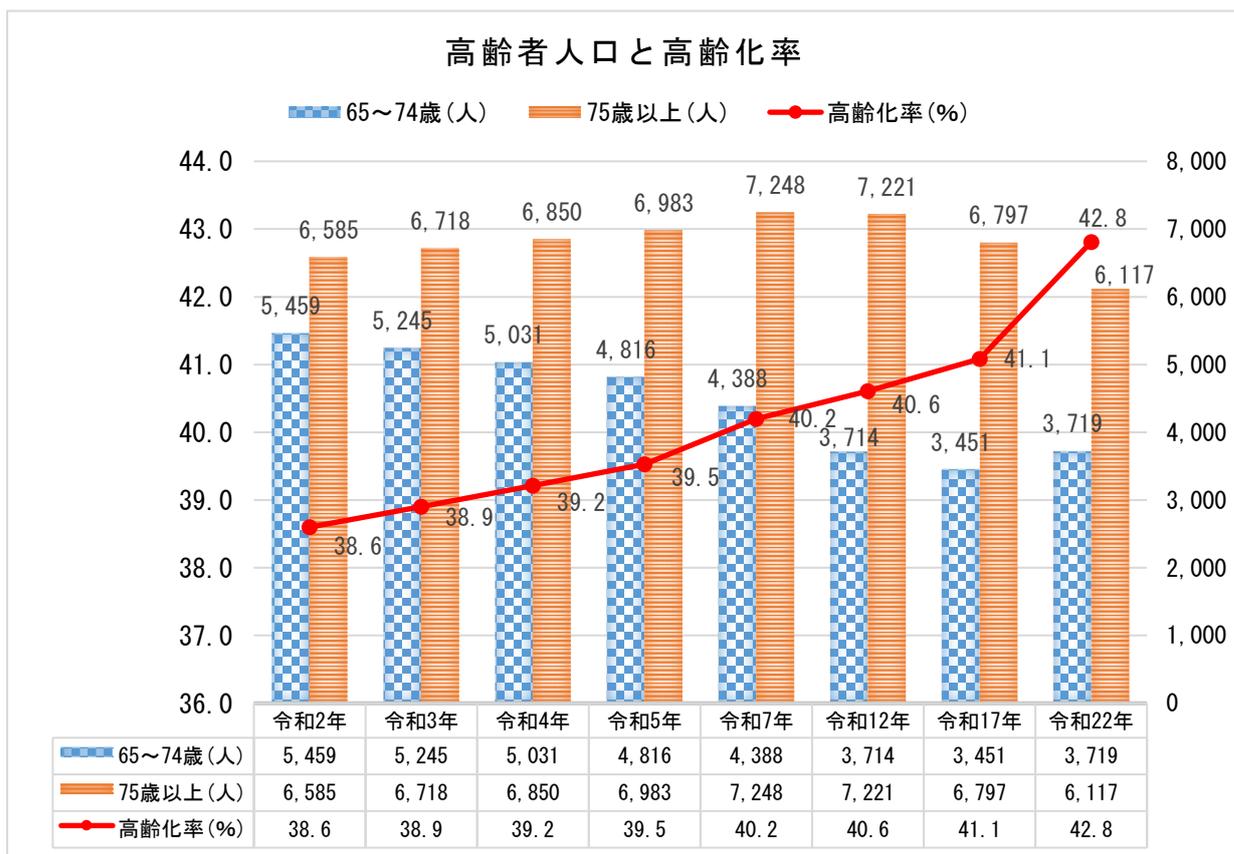
実績：住民基本台帳（令和2年9月末現在）

推計：「厚生労働省第8期将来推計人口」の柳井市における将来推計人口を基に算出しています。
（各年10月1日現在）

柳井市の人口推計(人)



高齢者人口と高齢化率



(2) 要介護（要支援）認定者の推計

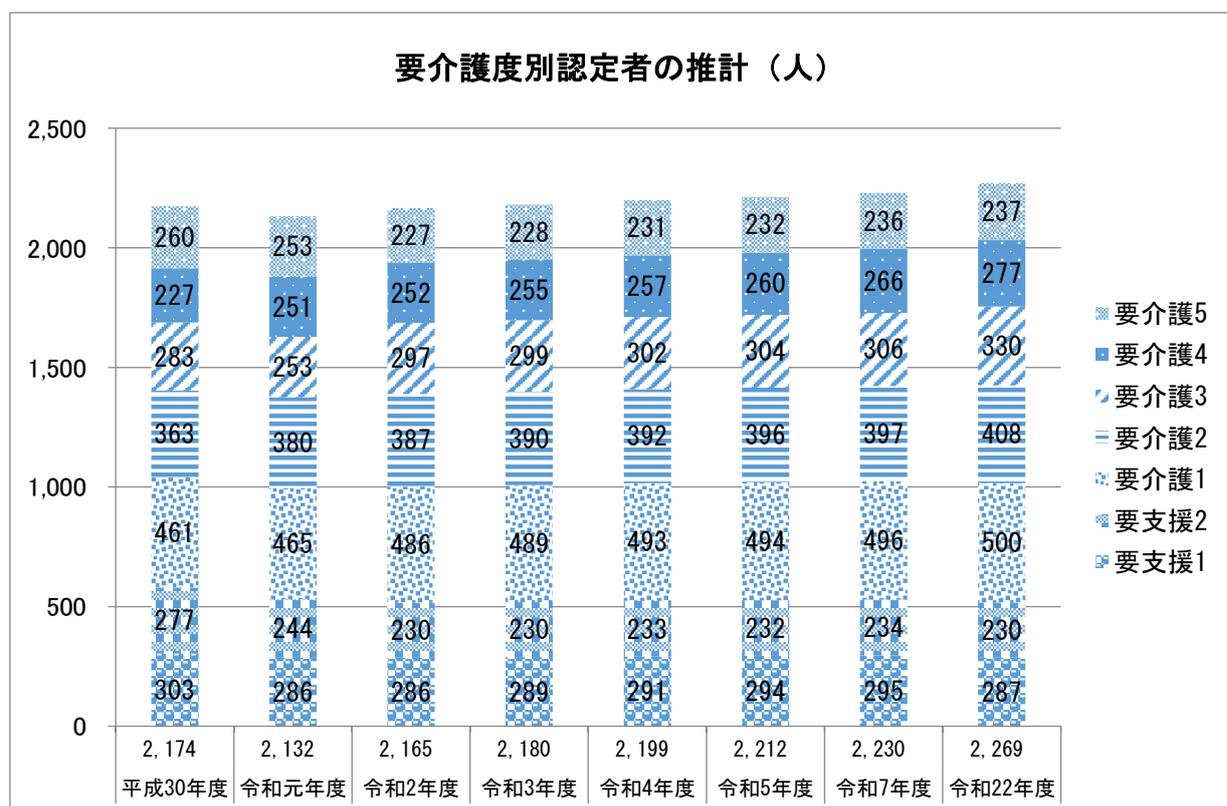
介護保険サービス対象者の基礎となる令和3年度以降の要介護（要支援）認定者数は、過去の認定率の変化が将来にわたって一定であると仮定し、認定率の各年度の推計値を各年度の被保険者数に乗じて推計しました。

要介護（要支援）認定者数（第2号被保険者を含む。）は、第7期計画期間では横ばいに推移してきました。今後、第8期計画期間においては、おおむね横ばいか微増で推移し、令和7年度以降は、高齢者（65歳以上）に占める75歳以上の割合が増加することから、増加していくものと見込まれます。

【要介護度別認定者数の推計（人・%）】

	第7期計画実績			第8期計画推計			令和7年度推計 (2025年度)	令和22年度推計 (2040年度)
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
認定者数	2,174	2,132	2,165	2,180	2,199	2,212	2,230	2,269
要支援1	303	286	286	289	291	294	295	287
要支援2	277	244	230	230	233	232	234	230
要介護1	461	465	486	489	493	494	496	500
要介護2	363	380	387	390	392	396	397	408
要介護3	283	253	297	299	302	304	306	330
要介護4	227	251	252	255	257	260	266	277
要介護5	260	253	227	228	231	232	236	237
第1号被保険者数	12,119	12,092	12,044	11,963	11,881	11,799	11,636	9,836
認定率	17.9	17.6	18.0	18.2	18.5	18.7	19.2	23.1

資料：介護保険事業状況報告（各年度9月分）（平成30年度～令和2年度）



第4章 計画の基本的考え方

1 本計画の目指す方向（地域包括ケアシステムの深化・推進）

本市の高齢化率は、令和2年（2020年）9月末現在で38.6%となっており、県内でも高齢化率は高く「超高齢社会」と言えます。本市の高齢者人口は既に減少に転じていますが、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の減少も進み、令和7年（2025年）には高齢化率が40%を超え、その後も引き続き上昇する見込みです。

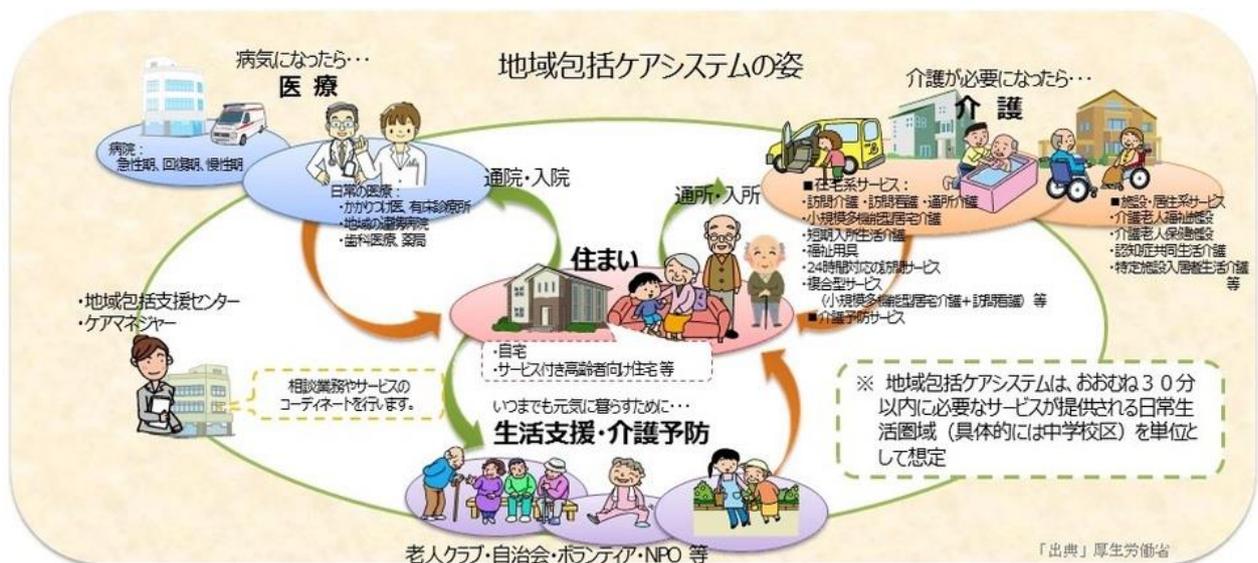
高齢化が進展する中、医療・介護を必要とする高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれる一方、地域の高齢者介護を支える現役世代の減少等が想定されます。

令和元年11月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によれば、高齢者の多くは、介護が必要になった場合でも、「自宅で暮らしたい」という意向を持っています。その意向を実現していくためには、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を着実に進めていくこと、「地域包括ケアシステム」を有効に機能させていくことが重要となります。

また、令和7年（2025年）には65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症と見込まれています。認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。令和元年にとりまとめられた認知症施策推進大綱*にある「共生」と「予防」の基本的考え方に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても尊厳と希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症施策を推進する必要があります。

本市では、平成29年3月に策定した第2次柳井市総合計画に基づき、前期計画では「健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり」を基本理念として定め、各施策を推進してまいりました。

本計画においても、前期計画で定めた基本理念を引き続き掲げ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう高齢者施策の推進を図ります。



2 基本理念と基本目標

本市のまちづくりの指針である『第2次柳井市総合計画』は、平成29年3月に策定されました。この総合計画では、「すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり」を健康・福祉分野の基本目標に掲げ、その実現を目指しています。

また、平成30年3月に策定された『柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画第Ⅲ期』では、地域福祉実現の基本理念として「共に支えあひ えがおで暮らせる 福祉のまちづくり」を掲げ、全ての人が、年齢、性別、障がいの有無などに関わりなく互いに助け合って自分らしくいきいきと暮らしていける地域共生社会を目指し、人にやさしい福祉のまちづくりの実現に向けて施策を推進しています。

本計画は、『第2次柳井市総合計画』を補完する分野別計画である『柳井市地域福祉計画』の高齢者福祉に係る個別計画として位置付けられることから、『第2次柳井市総合計画』の健康・福祉分野の基本目標を本計画の基本理念とし、また前期計画の基本目標を承継し、高齢者福祉施策の推進を図ります。

基本理念

健康で安心して暮らせる、人にやさしい まちづくり

基本目標

- ・ お互いに認め合い、支えあう、地域福祉コミュニティを形成します
- ・ いつまでもいきいきと、安心して暮らせる社会をめざします

3 高齢者福祉の基本施策と重点的な取組

(1) 高齢者福祉の基本施策

基本理念、基本目標を基に、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、次の基本施策に取り組みます。

基本施策1 在宅医療・介護連携を図るための体制の整備【医療】

- ・高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるためには、在宅医療と介護が切れ目なく一体的に提供されることが重要です。医療や介護の関係者が参画する会議において、高齢者を取り巻く現状の把握、分析、課題の抽出を行い、また必要に応じて県の協力を得ながらP D C Aサイクル*に沿った取組により、地域の実情に応じた提供体制の構築を推進します。
- ・在宅医療・介護連携を推進するため、柳井医師会内にある「柳井市在宅医療・介護連携相談室」の機能の充実を図るとともに、「医療・介護連携マップ」の活用、医療と介護関係者の研修会の開催など医療や介護の関係者の顔の見える関係づくりを推進します。
- ・住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要となったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、住民に対する普及啓発に努めます。

基本施策2 介護サービス提供体制の整備とサービスの質の維持・向上【介護】

- ・介護保険サービスにおいては、介護給付等対象サービスの確保に努めるとともに、介護保険制度の円滑な利用を促し、利用者が適切にサービスを利用できるよう、事業者情報の提供等に努めます。
- ・医療と介護の両方にニーズのある高齢者の在宅生活の維持及び働きながら在宅で介護している家族等の就労継続を支援するため、医療的ケアを含めた多様なサービスを柔軟に提供できる看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組みます。
- ・少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が可能となるよう、介護現場の業務の効率化及び質の向上に必要な情報の提供、支援を行います。
- ・介護保険事業の円滑な運営を図るため、介護給付の適正化に努めるとともに、介護サービス事業者に対する実地指導等を通じて、適正な運営の確保を図ります。
- ・介護保険サービスや生活支援サービスの提供、各種相談に応じることで、在宅で要介護者を介護している家族等の介護負担の軽減を図ります。
- ・近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所、関係部署と連携して、災害・感染症対策に係る体制整備を図ります。

基本施策3 介護予防の推進と高齢者の多様な社会参加【予防】

- ・高齢者の健康づくりの目標は、単に運動機能や栄養状態といった、身体機能の改善だけを目指すものではなく、身体的、心理・精神的、社会的フレイル*予防に対して、総合的に取り組んでいくことが大切です。高齢期の特徴を考慮した健康に関する正しい知識の普及啓発、高齢化に伴う機能低下を防ぐための取組を進めるとともに、高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるよう、高齢者を対象とした通いの場の整備やリハビリテーション専門職の関与の促進を進め、介護予防・健康増進への支援に取り組みます。
- ・介護予防の担当部門のみならず、高齢者に関わる他部署とも横断的連携を図りながら、国保データベースシステム（KDBシステム）や地域包括ケア「見える化」システム等既存のデータベースやシステムを活用しながら高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組めます。
- ・要介護（要支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。生活期におけるリハビリテーションの重要性に鑑み、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションサービスの利用率の上昇に取り組めます。
- ・「柳井市健康づくり計画」と連携を図り、日常の健康管理を支援し、相談や各種講座などの事業を通じて健康づくりを推進します。

基本施策4 安心して暮らせる住環境整備【住まい】

- ・介護保険制度に基づき、身体能力の低下により生活に支障をきたしている住居について、手すりの取付けや段差の解消等を行うことにより、住環境を整備し、在宅生活の維持及び安全性の向上を図ります。
- ・虚弱やひとり暮らしなど、見守りや生活支援が必要な高齢者が、所得や要介護度に応じて安心して生活ができる住まいを選択できるよう、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、多様な住まいの情報提供に努めます。

基本施策5 住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくり【生活支援】

- ・地域住民、ボランティアの主体的な取組による地域の支え合いの仕組みづくりを進めていくため、市社会福祉協議会と連携し、地区社協や生活圈域を基本とした協議体の設置や生活支援コーディネーター*の配置に取り組めます。
- ・住み慣れた地域で高齢者が自立して生活できるよう、ニーズに対応したきめ細やかな生活支援サービスの充実を図ります。

- ・高齢者の移動支援として、高齢者福祉タクシーの利用助成を継続して実施するとともに、高齢者の移動支援に対する仕組みづくりに努めます。
- ・高齢者の尊厳と権利を擁護するため、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の利用促進及び高齢者虐待の防止、早期発見・対応に取り組めます。
- ・在宅での生活を支援するため、高齢者とその家族、あるいは、ひとり暮らし高齢者などのニーズに対応した日常生活への支援、安全確認等のサービスの充実を図ります。

基本施策6 認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる環境づくり

- ・認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症の人やその家族の方の意見も踏まえて認知症バリアフリー*を推進します。
- ・認知症サポーターの養成、キャラバン・メイトの育成等を通じた認知症に関する理解促進、周知を図るとともに認知症ケアパスの活用促進に取り組めます。
- ・認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む）や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上や連携の強化を推進します。
- ・認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組を推進します。
- ・地域での見守り体制や検索ネットワークの構築等により、重大な事故に遭う前に、早期発見・保護できる体制を強化します。

基本施策7 包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの実現

- ・地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門スタッフが配置され、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを高齢者に身近な地域で一体的に実施する役割を担う地域包括ケアシステムの中核的機関です。多様化してきている相談や困難事例に対応するため、地域包括支援センターの役割に応じた適切な職員配置を図るとともに、実施すべき事業を円滑に取り組むための体制整備を行います。
- ・職員のスキルアップを推進し、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の支援、地域ケア会議の充実など、地域の高齢者支援のけん引的な役割を果たします。
- ・医療関係者、介護保険事業者、民生委員・児童委員など多様な職種や機関との連携協働により「個別地域ケア会議」を定期、随時に開催します。複数の個別事例の検討を通じて地域課題を明らかにし、既存の会議も活用しながら地域支援ネットワークの構築につなげます。

(2) 重点的な取組項目

前期計画においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が、日常生活の場で一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の実現に向けて取組を進めてきました。

特に本市の取組として、①在宅医療・介護連携の推進、②地域包括支援センターの機能強化、③認知症対策の推進、④在宅生活の支援に重点的に取り組んできたところです。

本計画においては、基本理念、基本目標に基づき、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を更に図るため、前期計画を踏襲しながら団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えて、下記を重点的に取り組む事項として定めます。

重点事項1 「在宅医療・介護連携の推進」

重点事項2 「介護予防の推進」

重点事項3 「高齢者の生きがい活動支援」

重点事項4 「在宅生活の支援」

重点事項5 「認知症施策の推進」

4 施策の体系

重点事項

本計画は以下の施策体系に基づき、各種事業を展開していきます。

基本理念	基本目標	基本施策	取組目標
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">健康で安心して暮らせる、人にやさしい まちづくり</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">『いつまでもいきいきと、安心して暮らせる社会をめざします』</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">『お互いに認め合い、支えあう、地域福祉コミュニティを形成します』</p>	<p>1 在宅医療・介護連携を図るための体制の整備</p>	<p>在宅医療・介護連携の推進</p>
		<p>2 介護サービス提供体制の整備とサービスの質の維持・向上</p>	<p>介護サービス施設の整備</p> <p>介護保険事業の円滑な運営</p> <p>介護人材の確保</p> <p>介護を行う家族への支援の充実</p> <p>災害・感染症対策に係る体制整備</p>
		<p>3 介護予防の推進と高齢者の多様な社会参加</p>	<p>介護予防の推進</p> <p>高齢者の生きがい活動支援</p> <p>健康づくりへの支援</p>
		<p>4 安心して暮らせる住環境整備</p>	<p>高齢者の住まいに関する支援</p>
		<p>5 住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくり</p>	<p>在宅生活の支援</p> <p>高齢者の安心・安全の推進</p>
		<p>6 認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる環境づくり</p>	<p>認知症施策の推進</p>
		<p>7 包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの実現</p>	<p>地域包括支援センターの機能強化</p>

第5章 施策の展開

基本施策1 在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

(1) 在宅医療・介護連携の推進 **重点事項1**

高齢者が医療を必要とする状態であっても、住み慣れた地域で可能な限り安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護が連携した体制整備を推進していく必要があります。

医療ニーズと介護ニーズの両方を併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれる中、本人や家族の希望に基づき住み慣れた地域で充実した生活を送れるよう、多職種による顔の見える関係づくりにより医療と介護の関係者の円滑な連携を更に進めるとともに、医療ニーズに対応した介護サービスの充実等を図ります。

また、高齢者を取り巻く現状分析や課題の抽出、施策立案を行い、高齢者の実情に応じた目指すべき姿を設定していくために、PDCAサイクルに沿った取組を図っていきます。

1 **医療・介護関係者会議の開催（健康増進課・高齢者支援課）**

医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険事業者など医療と介護の関係者が参画する会議において、情報交換による状況の把握、現状の分析や課題の抽出、施策立案を行い、高齢者の実情に応じた目指すべき姿を設定していくために、PDCAサイクルに沿った取組を図ります。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
在宅医療推進協議会（回）	1	1	1	1	1	1
地域包括支援センター運営会議（回）	1	1	1	1	1	1
地域ケア会議（回）	2	4	6	6	6	6

2 **在宅医療・介護連携相談体制の充実（高齢者支援課）**

在宅医療と介護の関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療と介護の連携に関する相談に対応する窓口として柳井医師会事務所に「柳井市在宅医療・介護連携相談室」を設置し、コーディネーターを配置しています。退院の際の医療関係者と介護関係者の連携調整や、患者・利用者又は家族の要望を踏まえて、地域の医療機関等・介護事業者へ相互の紹介を行うなど、在宅医療・介護連携の取組を継続して支援します。

3 医療・介護連携マップの活用（高齢者支援課）

医療と介護の関係者がそれぞれの役割等について理解を深め、連携に必要な情報を集約した「医療・介護連携マップ」を活用し、医療と介護が連携してサービス提供できる体制づくりを進めます。また、医療・介護連携マップ活用率100%を目指します。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
医療・介護連携 マップ活用率 (%)	—	—	70	80	90	100

4 医療・介護関係者の研修（高齢者支援課）

地域医療・介護関係者の連携強化を図るため、多職種でのグループワーク等の研修を通じて、地域の医療・介護関係者がお互いの業務の現状、専門性や役割等を知り、意見交換ができる顔の見える関係を構築するなど、現場レベルでの在宅医療と介護連携が促進されるよう研修会を開催します。

特に、高齢者の誤嚥性肺炎を予防する取組として、医師・歯科医師・薬剤師・リハビリ専門職・栄養士・看護職・介護サービス関係者等で研修会や普及啓発事業を行い、多職種が一体的に取り組む事業を推進していきます。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
研修会の開催数 (回)	10	8	5	8	8	8

5 地域住民への普及啓発（高齢者支援課）

地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、医療・介護関係職種の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることが重要です。在宅医療や介護で受けられるサービスの内容や利用方法等について、住民向けのパンフレット、リーフレット等を作成、配布するとともに、市ホームページや広報紙を活用し周知を図っていきます。

基本施策 2 介護サービス提供体制の整備とサービスの質の維持・向上

(1) 介護サービス施設の整備

本市が実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によると、介護が必要になった場合の居住の意向では、「自宅で暮らしたい」が57.3%と在宅生活を希望する人が高い割合となっていますが、「高齢者向けの住宅や介護施設などで暮らしたい」も30.1%となっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指す「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、在宅介護を支える介護サービス基盤の整備と併せて、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅が高齢者の多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量を見込んでいきます。

6 施設・居住系サービス施設の整備（高齢者支援課）

本市の介護保険施設等については、前期計画までの計画的な整備により一定程度の整備がなされています。

本計画期間での施設・居住系サービス等の整備については、その整備方針、見込量及び入所申込状況等に基づく検討の結果、施設整備計画を以下のとおりとします。

区分	現状	整備方針等
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4 施設 定員 210 人	本計画期間での新規整備は見込んでいません。
介護老人保健施設	2 施設 定員 200 人	平成 29 年度に市内既存施設で 30 床の増床があり、市内施設の稼働状況や入所待機者の実績からは充足していると判断されるため、本計画期間での新規整備は見込んでいません。
介護医療院	施設なし	本市には、介護医療院は所在していませんが、隣接町にあつて多数の利用者もあり、医療病床の介護医療院への転換意向なども踏まえ、本計画期間での新規整備は見込んでいません。
特定施設入居者生活 介護・介護予防特定 施設入居者生活介護	軽費老人ホーム* (混合型一般) 50 人 有料老人ホーム (混合型一般) 30 人 養護老人ホーム (混合型外部) 50 人	本施設については、入所待機者も少なく、既存の特定施設入居者生活介護事業所によるサービス提供で対応できていると判断されること、市内を含め近隣市町に一定数の住宅型有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅があることから本計画期間での新規整備は見込んでいません。

7 地域密着型サービス施設の整備（高齢者支援課）

本計画期間中の地域密着型サービスについては、整備方針及び見込量等に基づく検討の結果、施設整備計画を以下のとおりとします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

		既整備 か所数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
整備か所数	日常生活圏域1(東部)		【整備方針】 市内施設の稼働状況や給付実績からは既存事業所でのサービス提供に余力があると判断されるため、本計画期間では新規整備を見込みませんが、医療対応可能な24時間サービスであり、「地域包括ケア」の要となるサービスとして、より一層の利用を促進します。		
	日常生活圏域2(西部)				
	日常生活圏域3(南央部)	1			
合計		1			

小規模多機能型居宅介護

		既整備 か所数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
整備か所数	日常生活圏域1(東部)	1 (29人)	【整備方針】 平成30年及び令和元年にそれぞれ登録定員を増員し58人の受け入れが可能となっています。令和3年度に同様の機能を有する看護小規模多機能型居宅介護の新規整備を行うため、小規模多機能型居宅介護の本計画期間での新規整備は見込んでいません。		
	日常生活圏域2(西部)				
	日常生活圏域3(南央部)	1 (29人)			
合計		2 (58人)			

看護小規模多機能型居宅介護

【整備方針】 医療的ケアを含めた多様なサービスを提供でき、医療ニーズの高い高齢者の在宅生活を支えるサービスとして必要な施設であるため、本計画期間において日常生活圏域2(西部)に1か所の新規整備を行います。					
		既整備 か所数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
整備か所数	日常生活圏域1(東部)				
	日常生活圏域2(西部)		1 (29人)		
	日常生活圏域3(南央部)				
合計		0	1 (29人)		

認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）

		既整備 か所数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
整備か所数	日常生活圏域1(東部)	2 (27人)	【整備方針】 令和2年度において、日常生活圏域2(西部)に1か所の新規整備を行いました。市内施設の稼働状況や給付実績より、本計画期間での新規整備は見込んでいません。		
	日常生活圏域2(西部)	2 (36人)			
	日常生活圏域3(南央部)	2 (27人)			
合計	6 (90人)				

8 住宅型有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅の設置状況（高齢者支援課）

本市にある特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は以下のとおりです。

類 型	施設数	定員又は戸数
住宅型有料老人ホーム	2	55人
サービス付高齢者向け住宅	2	56戸

※令和2年9月1日現在

9 共生型サービス事業所の円滑な導入（社会福祉課・高齢者支援課）

地域共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスを利用していた障がい者が、65歳以上になっても使い慣れた障害福祉サービス事業所を継続利用できるよう、「共生型サービス」が位置付けられました。介護保険事業計画と障害者福祉計画との整合性を図り、一体的に取り組むことで、高齢障がい者が必要なサービスを、希望する事業所で受けることができるよう取り組みます。

(2) 介護保険事業の円滑な運営

効果的・効率的な介護給付を推進するためには、要介護認定を適正かつ公正に行い、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことが重要であり、これにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護保険の適正な運営と介護保険サービスの質の向上を図るため、引き続き、介護保険サービス事業所への指導を行うなど、事業の適正化に取り組みます。

10 介護保険制度や介護サービス事業者の情報提供（高齢者支援課）

介護保険制度の説明や市内の介護サービス事業所の情報を提供するため、ホームページに掲載するとともに、介護保険サービスの利用を希望される方には、「利用者の手引き」や事業所の情報を掲載した「介護サービス事業者一覧」を配布します。

11 介護サービス事業者に対する実地指導（高齢者支援課）

市内の介護保険サービス事業者を対象に、定期的に実地指導を実施し、適正な運営の確保及びサービスの質の向上を図ります。また、運営基準違反や不正請求等が疑われる場合には監査を実施し、是正、改善を求めます。実地指導の際には、介護保険サービス事業者の負担軽減のため、指導の標準化・効率化に努めます。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
事業者実地指導数 (件)	6	6	5	6	7	6

12 要介護認定の適正化【介護給付適正化事業】（高齢者支援課）

要介護認定をより適正かつ公平に行うため、新規申請者や区分変更申請者の認定調査については市直営で実施するとともに、調査票の点検を実施します。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
点検実施率 (%)	100	100	100	100	100	100

13 ケアプラン*の点検【介護給付適正化事業】（高齢者支援課）

ケアプランの質の向上を図るために、利用者の状態にあった適切なケアプランに基づく、適正な給付がなされるよう点検・支援を実施します。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
実施件数 (件)	11	10	13	15	15	15

14 住宅改修等の点検【介護給付適正化事業】（高齢者支援課）

住宅改修工事を実施する前に受給者宅の実態確認又は工事費の見積書の点検を行うとともに、施工後の竣工写真の確認や訪問調査等により、住宅改修の施工状況等の点検を実施します。

また、福祉用具利用者等に対する訪問調査（介護支援専門員によるものも含む。）を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、利用者の状況に応じた必要な福祉用具の利用を進めます。

住宅改修・福祉用具の利用に際し、リハビリテーション専門職や福祉住環境コーディネーター等が適切に関与する仕組みを設けます。

15 縦覧点検・医療情報との突合【介護給付適正化事業】（高齢者支援課）

縦覧点検及び医療情報との突合は国民健康保険団体連合会への委託等により実施します。

・縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬*の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等を点検します。縦覧点検 10 帳票のうち、5 帳票以上の点検を実施します。

・医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の医療情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求等の確認を行います。

16 介護給付費の通知【介護給付適正化事業】（高齢者支援課）

受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
発送回数 (回)	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回

(3) 介護人材の確保

少子高齢化が進むとともに、全国的に生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し、介護を担う人材の不足が問題となっています。本市においても、令和2年9月末時点において高齢者1人当たりの生産年齢人口は1.3人となっており、令和22年には1.1人まで減少することが予想されます。令和2年度に実施した介護事業者調査でも「職員の確保」は運営上の最も大きな課題となっています。

介護人材の確保・定着の取組として、将来の担い手となる若者等に介護の仕事の魅力について積極的に発信するとともに、介護従事者の業務負担軽減と介護現場における作業効率の向上を図るため、介護事業者に対し業務の効率化等に必要な情報提供、支援を行っていきます。

17 学校教育等との連携による将来的な担い手の育成（学校教育課・高齢者支援課）

教育委員会や介護サービス事業者と連携・協力し、学校での職業教育の場等における、職場見学・職場体験活動、福祉・介護に関する学習、福祉ボランティア活動などの取組を進めることにより、介護分野に対する理解を深め、将来的な福祉・介護分野の担い手の育成を推進します。

18 介護分野への元気高齢者の参入促進（高齢者支援課）

山口県委託事業として山口県福祉人材センターが実施している、介護現場への元気高齢者等の「介護助手」としての参入事業に連携し、市内介護サービス事業所への必要な情報提供、支援を行っていきます。

19 介護現場への介護ロボット等導入支援（高齢者支援課）

介護従事者の業務負担軽減と介護現場における作業効率の向上を図るため、介護事業所に対する業務の効率化を支援していきます。介護ロボットやICT機器の導入に当たっては、補助事業を活用し支援を図っていきます。

20 文書負担軽減に向けた取組（高齢者支援課）

介護現場の業務効率化による職員の事務負担を軽減するため、個々の申請様式・添付書類や手続に関する簡素化及びローカルルールの解消による標準化を図っていきます。

21 「介護の集い」の開催（高齢者支援課）

柳井市介護サービス提供事業者連絡協議会及び柳井地区介護支援専門員連絡協議会の主催により、介護劇や講演会等の介護イベントが毎年実施されており、介護に対する正しい理解と介護職に携わる人への理解につながっています。介護に対する地域住民の理解を更に促進するとともに、介護職に対するイメージアップにつながるよう、支援していきます。

(4) 介護を行う家族への支援

家族介護者は、日常生活全般の多岐にわたる世話をしています。長期にわたる家族の介護が適切に行われるよう、更に家族の負担が大きくなならないよう、介護者の「介護方法」や「心身の疲労」などに対する支援を充実させる必要があります。

介護者の負担軽減を図るため、介護やサービスに関する情報の提供や相談対応などに努めるとともに、経済的負担の軽減を図ります。

また、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な在宅サービスの利用促進及び充実を図ります。

22 家族介護者教室事業（高齢者支援課）

在宅で高齢者を介護している家族を対象に、介護方法、介護予防、家族の健康づくり等についての知識、技術を習得することを内容とした介護者教室を開催し、在宅介護の継続、向上を支援します。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
開催日数（日）	14	13	8	15	15	15
延参加者数 （人）	297	264	160	300	300	300

23 家族介護用品支給事業（高齢者支援課）

在宅で寝たきり高齢者等を介護している家族に対して、紙おむつを支給することにより、家族介護者の経済的負担の軽減を図ります。介護保険法第 115 条の 49 の規定に基づく保健福祉事業として、保険者機能強化推進交付金を活用し実施します。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	73	78	80	90	90	90

24 介護離職ゼロの推進（高齢者支援課）

24時間365日運営で、利用者や家族の状況が変わった場合も、通い、泊まり、訪問看護・介護を臨機応変に組み合わせ提供できる看護小規模多機能型居宅介護の整備を推進します。また、既存する小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用促進を図ります。

(5) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症発生時の対応力を強化する必要があります。

介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、災害や感染症が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要となります。

日頃から介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施するとともに、県、市、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築に取り組みます。

25 災害に対する備えの検討（高齢者支援課・危機管理課）

日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動の状況、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認に努めます。

介護事業所等で策定している災害に関する計画を定期的を確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

災害発生時においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に必要な指導・助言を行います。

26 感染症に対する備えの検討（高齢者支援課・健康増進課）

介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的を確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実に努めます。研修の実施に当たっては、ICTを活用したオンライン化を推進します。

介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資等の備蓄・調達状況の確認に努めます。

感染症発生時においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に必要な指導・助言を行います。

基本施策3 介護予防の推進と高齢者の多様な社会参加

(1) 介護予防の推進

重点事項2

高齢社会を迎え、だれもができるだけ長く自立した生活を送るためには、元気なうちから介護予防について理解を深め、フレイルを予防する必要があります。介護予防に関する知識を深めるための情報提供や教室を開催するとともに、自らの介護予防に加え、地域において介護予防活動を行うことができる地域活動組織を育成・支援していきます。

27 介護予防普及啓発事業（高齢者支援課）

介護予防の基本的な知識の普及啓発を行うため、健康体操教室、水中運動教室、口腔ケア教室を開催します。参加者が教室への参加をきっかけとして、その後の介護予防に資する運動等を継続して行えるよう支援します。健康体操教室、水中運動教室の参加者については、教室終了後の日常生活における運動等の実施状況の把握及び検証を行います。

【健康体操教室】

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
派遣回数(回)	16	16	15	32	32	32
派遣団体数	6	5	7	10	10	10
延参加者数 (人)	188	156	150	320	320	320

【水中運動教室】

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
開催日数(日)	12	12	8	12	12	12
延参加者数 (人)	267	269	150	360	360	360

【口腔ケア教室】

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
開催日数(日)	0	0	1	1	1	1
参加者数(人)	0	0	10	20	20	20

28 筋力向上トレーニング事業【元気アップ教室】（高齢者支援課）

転倒や骨折等による寝たきりを防止するために、筋力の向上と運動の習慣化を目的として「元気アップ教室」を実施します。また、新規参加者の拡大に取り組みます。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
利用人数 (人)	28	34	16	40	40	40
延参加回数 (回)	304	312	200	440	440	440

29 出前講座（高齢者支援課）

市内に住民登録のある 5 人以上のグループに対し、地域包括支援センターによる介護予防等に関する知識や技術の普及啓発のため、出前講座を行います。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
開催回数 (回)	16	7	10	15	20	25
延参加人数 (人)	296	132	120	225	300	375

30 地域住民グループ活動支援事業（高齢者支援課）

婦人会等の住民グループによる地域活動の中で、定期訪問や会食等を行い、高齢者の安否確認・孤立感の解消等の支援を行います。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
グループ数	3	3	3	3	3	3

31 「ふれあいいいききサロン」の活動支援（市社会福祉協議会・高齢者支援課）

高齢者の定期的な集いの場の創出を目的に市社会福祉協議会が推進する「ふれあいいいききサロン」の新規設立に対し支援を行います。また、市社会福祉協議会と連携し、サロンの継続的な活動のための支援を行います。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
支援団体数	3	3	3	3	3	3
実施団体数	31	31	31	33	34	35

32 介護予防拠点支援事業（高齢者支援課）

地域の集会所等を利用し高齢者の介護予防を目的に通所型の事業を行う非営利団体（医療職従事経験者が所属するもの）に対し支援を行います。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
団体数	2	2	2	2	2	2
利用者数（人）	409	396	300	450	450	450

33 介護予防・生活支援サービス事業における「訪問型サービス」（高齢者支援課）

訪問型サービスでは、現行の介護予防訪問介護相当のサービス（訪問介護員による身体介護）や緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA：離島などの生活支援サービスの確保が難しい地域で生活している人に対する生活援助等）を実施します。

また、NPOやボランティア等の住民が主体となって活動する「住民主体による訪問型サービス」の検討をしていきます。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
訪問介護相当サービス (人/月)	7	11	9	10	10	10
訪問型サービスA (人/月)	4	5	2	10	10	10

34 介護予防・生活支援サービス事業における「通所型サービス」（高齢者支援課）

通所型サービスでは、現行の介護予防通所介護相当のサービス（生活機能*の向上のための機能訓練等）や緩和した基準によるサービス（通所型サービスA：体操やレクリエーションの運動等、通所型サービスC：具体的な生活動作改善の目標を立て専門職による短期集中型の支援）を実施します。

また、NPOやボランティア等の住民が主体となって活動する「住民主体による通所型サービス」の検討を引き続き行うことに加え、通所型サービスCの対象者や内容について見直しを行います。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
通所介護相当サービス (人/月)	215	199	185	200	210	220
通所型サービスA (人/月)	12	16	18	20	20	20
通所型サービスC (人/月)	0	0	0	5	5	5

35 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について（市民生活課・健康増進課・高齢者支援課）

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市が連携し、令和6年度までに地域保健事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。そのために、3課にまたがる部署の横断連携を図りながら、国保データベースシステム（KDBシステム）を活用し高齢者を取り巻く健康課題、地域課題を整理・分析し保健事業と介護予防事業等一体的な事業展開ができるよう施策立案を行います。

36 通いの場へのリハビリテーション専門職派遣事業（高齢者支援課）

医師会やリハビリテーション関係団体等と連携し、高齢者の定期的な通いの場へ専門職を派遣し、PDCAサイクルに沿った介護予防効果の目標設定と評価を行いながら、効果的なフレイル予防に取り組みます。令和4年度からの実施に向け体制を整備します。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
専門職派遣回数 (回/年)	—	—	—	—	6	12

37 要介護者等に対するリハビリテーションサービスの利用促進（高齢者支援課）

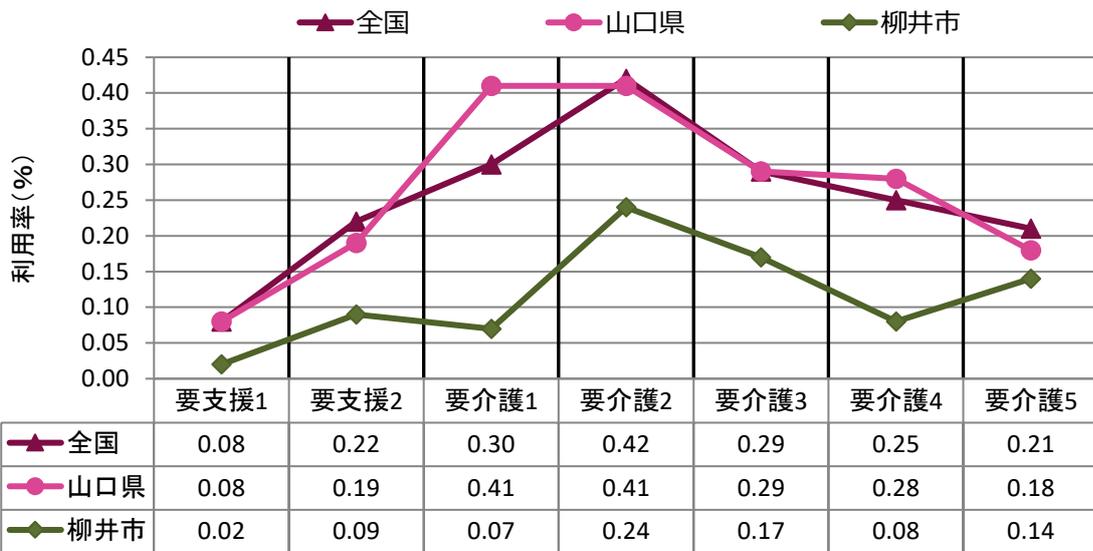
要介護（要支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

本市における、要介護（要支援）認定者に対するリハビリテーションを提供する施設や事業所数の割合は、全国、県と比べて高い状況となっていますが、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの利用率は全国、県と比べて低い状況となっています。

生活期におけるリハビリテーションの重要性に鑑み、訪問・通所リハビリテーションの利用率を、県平均値まで引き上げることを目指します。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
訪問リハビリテーション利用率	—	—	—	増加	増加	増加
通所リハビリテーション利用率	—	—	—	増加	増加	増加

利用率（訪問リハビリテーション）（要介護度別）（令和元年(2019年)）



(時点) 令和元年(2019年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

利用率（通所リハビリテーション）（要介護度別）（令和元年(2019年)）



(時点) 令和元年(2019年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

(2) 高齢者の生きがい活動支援

重点事項3

高齢社会においては、高齢者ができる限り健康を保持し、介護が必要となる状態にならないように、生きがいや社会との関わりを持ち続けることが重要です。高齢者が、年齢にとらわれることなく自由に主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、社会参加を通じた生きがいづくりを促進するため、生涯学習活動、文化活動、スポーツ活動等の充実を図り、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを支援します。

38 老人クラブの活動支援（高齢者支援課）

高齢者の社会活動の基礎的な組織として大きな役割を果たしている老人クラブが実施する健康づくり、環境美化活動、交通安全運動などの活動や、文化活動、世代間交流など地域福祉活動の担い手としての活動を支援します。また、高齢者の地区活動が途切れることなく、引き続き活動できる環境づくりやリーダー養成研修の実施等により、老人クラブの担い手となる人材育成の支援に取り組みます。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
団体数	37	36	33	33	33	33
会員数（人）	1,164	1,081	985	1,000	1,000	1,000

39 生涯学習・文化活動・スポーツ活動の推進（高齢者支援課）

興味のある分野や趣味があると人生が充実します。様々な情報を得ることができる現代の情報社会では、高齢となってから新しいことに興味を持ち、挑戦できる機会があります。公民館等で開催されている老人大学の活動を引き続き支援するとともに、共通の目的を持つ高齢者の仲間づくりを支援します。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
老人大学数	6	6	6	6	6	6
講座数（回）	52	49	25	52	52	52
延利用者数 （人）	1,360	1,373	680	1,400	1,400	1,400

40 地域福祉活動と福祉ボランティア活動の支援（高齢者支援課）

地域のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えていく中、元気な高齢者は地域福祉の重要な支援者となっています。今後ますます必要とされる高齢者相互の支援活動の取組を支援します。

また、地域のボランティア団体も高齢化が進み、後継者不足が問題となっています。定年を迎えた世代などを地域のリーダーとして養成するとともに、市民活動センターと連携して活動の支援を行います。

41 シルバー人材センターの支援（商工観光課）

高齢化の進行が見込まれる中、豊富な知識や経験を持つ高齢者が、その能力を発揮できるよう、高齢者の就労支援を行います。「柳井広域シルバー人材センター」の運営支援により、働くことを通じて、生きがいや就労意欲のある高齢者の活動の場を提供します。

（3）健康づくりへの支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

柳井市健康づくり計画（平成24年度～令和3年度）に基づき、「おいしい たのしい 元気やない」をキャッチフレーズに「高血圧予防」「歯科疾患予防」「食育」を重点目標とし、健康づくりを支援する取組を推進しています。

健康寿命の延伸、生活習慣病の予防に向けて、市民一人一人が「健康づくりの主役」として実践し継続できるように、地域、関係機関、関係団体、行政が一体となり連携、協力しながら健康づくりを推進していきます。

基本施策 4 安心して暮らせる住環境整備

(1) 高齢者の住まいに関する支援

平成27年(2015年)の国勢調査及び本市が令和元年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によると、高齢者がいる世帯の持ち家の比率は約87%となっています。高齢となっても地域で安心して住み続けることができるよう、高齢者が暮らす住宅のバリアフリー化の促進を図るとともに、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者の多様なニーズを踏まえた住まいの整備を図ります。

42 住宅改修等への支援（高齢者支援課）

介護保険制度に基づき、身体能力の低下により生活に支障をきたしている住居について、手すりの取付けや段差の解消等を行い、住環境を整備し、在宅生活の維持及び安全性の向上を図ります。住宅改修に際し、リハビリテーション専門職や福祉住環境コーディネーター等が適切に関与する仕組みを設けます。

43 市営住宅の優先枠制度（都市計画・建築課）

市営住宅の入居募集の際、高齢者世帯で一定の要件を備えている場合、「優先枠制度」による優遇措置を行います。

44 多様な住まいの確保・提供（高齢者支援課、都市計画・建築課）

虚弱やひとり暮らしなど、見守りや生活支援が必要な高齢者が、所得や要介護度に応じて安心して生活ができる住まいを選択できるよう、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、多様な住まいの情報提供に努めます。また、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、必要な情報把握に努め、県との情報連携を図ります。

45 養護老人ホームへの措置（高齢者支援課）

環境上及び経済的な理由などにより、自宅での養護又は介護が困難な高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置を行います。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
利用者数(人)	42	42	44	46	47	47

基本施策5 住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくり

(1) 在宅生活の支援

重点事項4

多くの高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、在宅での生活を続けることを希望しています。このため「住み慣れた地域で高齢者が自立して生活」できるよう、ニーズに対応したきめ細やかな生活支援サービスの充実を図る必要があります。在宅での生活を支援するため、高齢者とその家族、あるいは、ひとり暮らし高齢者などのニーズに対応した日常生活への支援とともに、地域の支え合いの仕組みづくりを進めていくため、市社会福祉協議会と連携し、地区社協や生活圏域を基本とした協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置に取り組みます。

46 生活支援体制整備事業（高齢者支援課・市社会福祉協議会）

高齢者ひとり世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、地域住民が主体となって支援する体制づくりが必要となっています。このため、地区社協や生活圏域を基本とした協議体の設置を行い、生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体（地域住民、NPO法人、民間企業、ボランティア、社会福祉法人等）が連携して、高齢者の在宅生活を地域で支える仕組みづくりを市社会福祉協議会と協働して推進します。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
第2層協議体数	4	6	6	8	10	12



47 寝具乾燥消毒サービス（高齢者支援課）

寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して、快適な生活の確保と保健衛生の向上を目的として、寝具類の洗濯、乾燥及び消毒を行い、ひとり暮らし高齢者等の生活を支援します。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	21	20	17	30	30	30

48 訪問理美容サービス（高齢者支援課）

一般の理美容サービスを利用することが困難な高齢者等に対して、生活支援対策の一環として理美容業者が自宅を訪問し、理美容サービスを提供することで、高齢者が住み慣れた地域で引き続き生活できるよう支援します。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	3	2	2	5	5	5
利用回数（回）	5	2	2	15	15	15

49 はりきゅう施術費の助成（高齢者支援課）

70歳以上の国民健康保険被保険者以外の高齢者に対して、月10回を限度としてはりきゅう施術費用の一部を助成します。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	149	111	110	140	140	140

50 日常生活用具給付事業（高齢者支援課）

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、日常生活用具（電磁調理器・自動消火器・すべり止めマット）を給付し、日常生活の利便性の向上を図ります。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	3	3	3	3	3	3

51 生活管理指導短期宿泊事業（高齢者支援課）

基本的な生活習慣及び対人関係能力の欠如等により、日常生活を営むのに支障がある概ね65歳以上の高齢者が養護老人ホームに短期宿泊する中で、日常生活に対する指導・支援を受け、基本的な生活習慣の確立が図られるよう支援します。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
利用者数(件)	2	2	2	2	2	2

52 住宅改修支援事業（高齢者支援課）

居宅介護支援事業所と契約のない要介護(要支援)者の住宅改修に必要な理由書の作成を行った事業所に対して、業務に係る費用を支援することにより住宅改修の円滑な利用につなげます。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
利用者数(人)	1	0	1	5	5	5

53 高齢者福祉タクシー利用助成（高齢者支援課）

75歳以上で車、バイク等の交通手段がない住民税非課税世帯の人を対象として、日常生活の利便性、社会参加の拡大及び経済的負担の軽減を図るため、タクシー券を交付し利用料金の一部助成を行います。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
利用者数(人)	697	694	690	710	730	750

54 福祉車両貸出サービス（市社会福祉協議会）

車いすの高齢者等へ市社会福祉協議会の福祉車両を貸し出し、病院・施設等への送迎、買い物・レクリエーション等のために利用することにより、高齢者の閉じこもりを 방지、地域社会の中で引き続き生活できるよう支援します。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
利用者数(人)	10	11	12	12	12	12
利用回数(回)	36	56	59	60	60	60

(2) 高齢者の安心・安全の推進

認知症等により判断能力が低下したことで、各種手続や金銭管理等を行うことが難しく、必要な支援やサービス利用につなげていないケースや、養護者等からの虐待により権利侵害を受けているケースなど、高齢者の権利擁護の充実が求められています。認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、関係機関と連携して地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの活用により、高齢者の権利を守ります。

また、悪質商法による高齢者の被害が増加しています。高齢者の消費者被害防止について関係部署との連携により消費者被害に遭わないための消費者教育の充実を図ります。

55 地域福祉権利擁護事業（市社会福祉協議会）

認知症の人、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が十分でない人は、各種福祉サービスや金銭管理等を行うことが難しく、必要な支援やサービス利用につながらないケースもあることから、「地域福祉権利擁護事業」の活用を図ります。

56 成年後見制度等の利用促進（高齢者支援課）

認知症の人、知的障がい者、精神障がい者等が判断能力の低下により、財産管理や契約行為などが困難になった場合に成年後見人等（後見人、保佐人、補助人）を選任することで安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の活用を図ります。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
利用件数（件）	1	2	2	5	5	5

57 成年後見制度利用促進基本計画の策定及び中核機関の設置（高齢者支援課・社会福祉課）

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため、財産管理や契約等の法律行為における意思決定が困難な人であっても、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度はあまり利用されていません。

成年後見制度の趣旨でもあるノーマライゼーション、自己決定権の尊重の理念の下、どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、制度の利用促進とその施策についての基本計画を定めるとともに、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置を行います。

58 民生委員・児童委員の相談活動（社会福祉課）

地域において、高齢者家庭の様々な相談に応じ、市と連携を図り、生活支援サービス等の情報提供を行います。

59 高齢者虐待の防止・早期発見（高齢者支援課）

高齢者虐待は、虐待する養護者が問題を抱えており、虐待する者と虐待される者が相互に依存している場合も多く、対応が非常に困難な事例がほとんどです。

令和2年度においては、9月末時点で11件の相談があり増加傾向にあります。

高齢者虐待の防止や早期発見のため、柳井市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行います。

また、全国的には、介護施設等において利用者に対する職員等による虐待事案も報告されています。職員等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。介護施設等に対して、ケア技術向上や高齢者虐待に関する研修の実施、虐待事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備と併せて職員のストレス対策を適切に行うよう依頼するとともに、実地指導、集団指導等の実施時に指導、研修等を行います。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
	実績		見込
相談件数（件）	7	4	15
対応件数（件）	5	4	10

60 緊急通報システム（高齢者支援課）

75歳以上のひとり暮らしの高齢者、65歳以上の高齢者世帯で慢性疾患がある人等緊急時の連絡体制を整備する必要がある人に対して、通報装置を貸与し、安否確認、急病等の緊急時の迅速かつ適切な対応を行います。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
利用者数（人）	201	197	200	210	215	220

61 地域見守り型配食サービス（高齢者支援課）

ボランティアによる調理・配達・会食等を月1回から2回行い、安価で栄養バランスのとれた配食と、安否確認や地域とのふれあいを重視した活動を行っていきます。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
配食数（食）	9,072	8,005	5,000	9,000	9,100	9,200

62 地域見守り協定（社会福祉課・高齢者支援課・市社会福祉協議会）

配達や訪問業務等を行う民間事業者と見守りに関する協定を結ぶことにより、協定締結事業者が日常業務において高齢者等の異変に気付いた場合に、市や市社会福祉協議会に通報します。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
協定事業者数	48	46	47	50	52	55

基本施策 6 認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる環境づくり

(1) 認知症施策の推進

重点事項 5

認知症はだれもがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。令和元年にとりまとめられた認知症施策推進大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが基本的考え方として示されました。本計画では、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症施策を推進します。

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味です。

「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

63 認知症ケアパスの活用促進（高齢者支援課）

認知症の状態に応じて、「いつ・どこで・どんな種類のサービスや支援を受ければよいか」一目でわかる「認知症ケアパス」の活用を広報紙やホームページに掲載するとともに、各出張所や医療機関等の窓口に設置し普及啓発します。「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によると、認知症に関する相談窓口を知っている人の割合は30.5%に留まっています。認知症ケアパスの活用促進と併せて相談窓口の周知を図ります。

64 認知症サポーターの養成（高齢者支援課）

認知症への正しい理解を深め、地域で認知症の人及び家族を支え見守る認知症サポーターを「キャラバン・メイト」と協働して養成していきます。また、認知症サポーター養成講座受講者のうち希望者に対し、ステップアップ講座を実施し、チームオレンジ（ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み）のメンバーとして、実際の地域の支援活動に繋がられるよう支援していきます。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
認知症サポーター (人)	2,884	3,123	3,150	3,200	3,300	3,400
ステップアップ 講座受講者 (人)	-	-	-	20	40	60

65 キャラバン・メイトの育成（高齢者支援課）

「認知症サポーター養成講座」の講師となる「キャラバン・メイト」の役割を広く関係機関に周知し、「キャラバン・メイト」の育成を推進します。また「キャラバン・メイト」の資質の向上に努めます。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
キャラバン・メイト (人)	79	81	83	85	87	89

66 認知症地域支援推進員の配置（高齢者支援課）

「認知症地域支援推進員」を社会福祉法人等に配置し、認知症に対する知識の普及と理解の促進、認知症高齢者及びその家族を支援する事業等を行います。

67 認知症初期集中支援チームの充実（高齢者支援課）

認知症の相談に対し、情報収集後、サポート医を含むチーム員で支援の方針を検討し、初期集中支援を包括的・集中的に、認知症の人及びその家族に対して行います。認知症の相談内容に応じ、地域包括支援センターで支援可能なケースであるか、認知症初期集中支援チームとして支援すべきケースであるかを適切に判断し支援を行っていきます。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
チーム設置数	1	1	1	3	3	3

68 認知症カフェの運営（高齢者支援課）

認知症の人及びその家族、地域住民が集い、仲間づくりや情報交換が行える「認知症カフェ」を運営し、認知症の人の交流の場をつくり、認知症家族介護者の負担軽減を図ります。新規の認知症カフェの量的な拡大を図ることに加え、既存の認知症カフェの継続的な運営を支援します。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
認知症カフェ (実施か所数)	3	5	5	5	6	7
開催数 (年間)	36	47	22	60	72	84

69 徘徊・見守りネットワークの推進（高齢者支援課）

徘徊により行方不明となった高齢者等を見守り協力事業者と連携して、重大な事故に遭う前に、早期発見・保護できるよう体制を整備します。また、徘徊・見守りネットワークに登録のある方のうち希望者に「認知症みまもりシール」を交付し、みまもりシールのQRコードを読み取ることで、発見者と家族等が対象者の安否情報等をインターネット上で共有し、身元確認や家族等への引渡しを円滑に行うことのできるシステムの普及を推進します。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
見守り協力事業者数	70	73	69	75	78	81
認知症みまもりシール交付者数 (人)	—	—	10	20	25	30

70 認知症ひとり歩き搜索模擬訓練の支援（高齢者支援課）

地域で認知症への理解を深め、声かけ・見守り・保護をしていく取組として「認知症ひとり歩き搜索模擬訓練」が社会福祉法人等で実施されており、継続して実施できるよう支援していきます。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
	実績		見込	計画		
認知症ひとり歩き搜索模擬訓練開催数 (回)	2	2	0	2	3	3

71 認知症予防の取組（高齢者支援課）

現時点では、認知症予防に関するエビデンス*は未だ不十分であるとされていますが、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等により、認知症の発症を遅らせる可能性があることが示唆されています。このことを踏まえ、「柳井市スポーツ推進計画（生涯学習・スポーツ推進課）」、「データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画（市民生活課）」、「柳井市健康づくり計画（健康増進課）」、「保健事業実施計画（山口県後期高齢者医療広域連合）」などの各種計画と横断的な連携を図り、認知症予防への取組を推進します。

基本施策 7 包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの実現

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門スタッフが配置され、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを高齢者に身近な地域で一体的に実施する地域包括ケアシステムの中核拠点です。

多様化してきている相談や困難事例に対応するため、地域包括支援センターの役割に応じた適切な職員配置を図るとともに、実施すべき事業を円滑に取り組むための体制整備を行います。

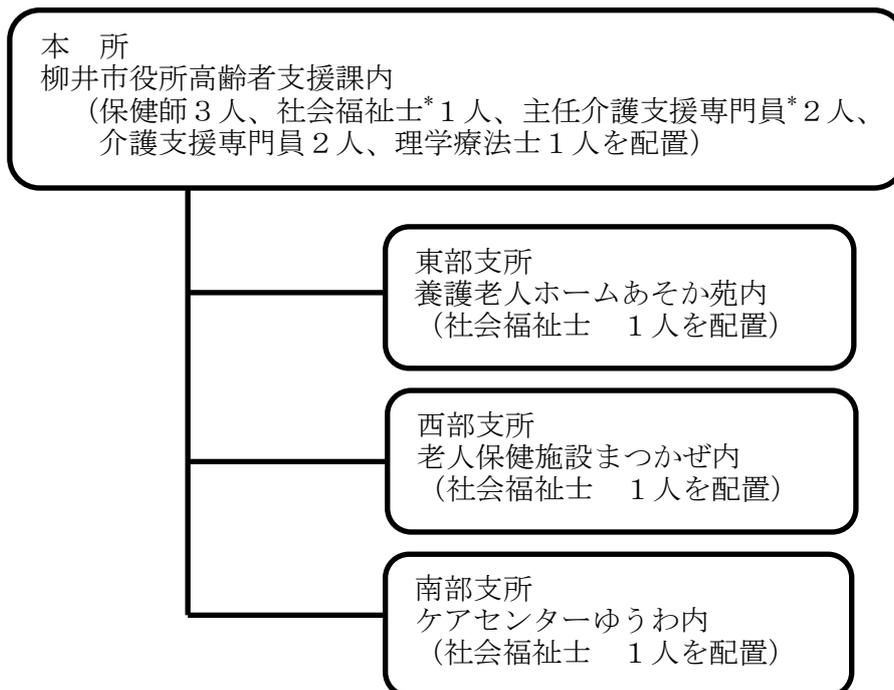
72 地域包括支援センターの充実（高齢者支援課）

地域における総合的な相談窓口として、市役所本庁に地域包括支援センターを設置し、生活圏域ごとに3か所の支所を設けています。多様化する相談や困難事例に対応するため、令和2年度に2人を増員し体制を強化しました。高齢化の進展に伴って増加するニーズに適切に対応するため、機能や体制の充実を図ります。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	平成5年度 (2023年度)
地域包括支援センター 一体制	本所及び支所3か所 (東部・西部・南部)	本所及び支所3か所 (東部・西部・南部)	本所及び支所3か所 (東部・西部・南部)

【地域包括支援センター体制】

※令和2年4月現在

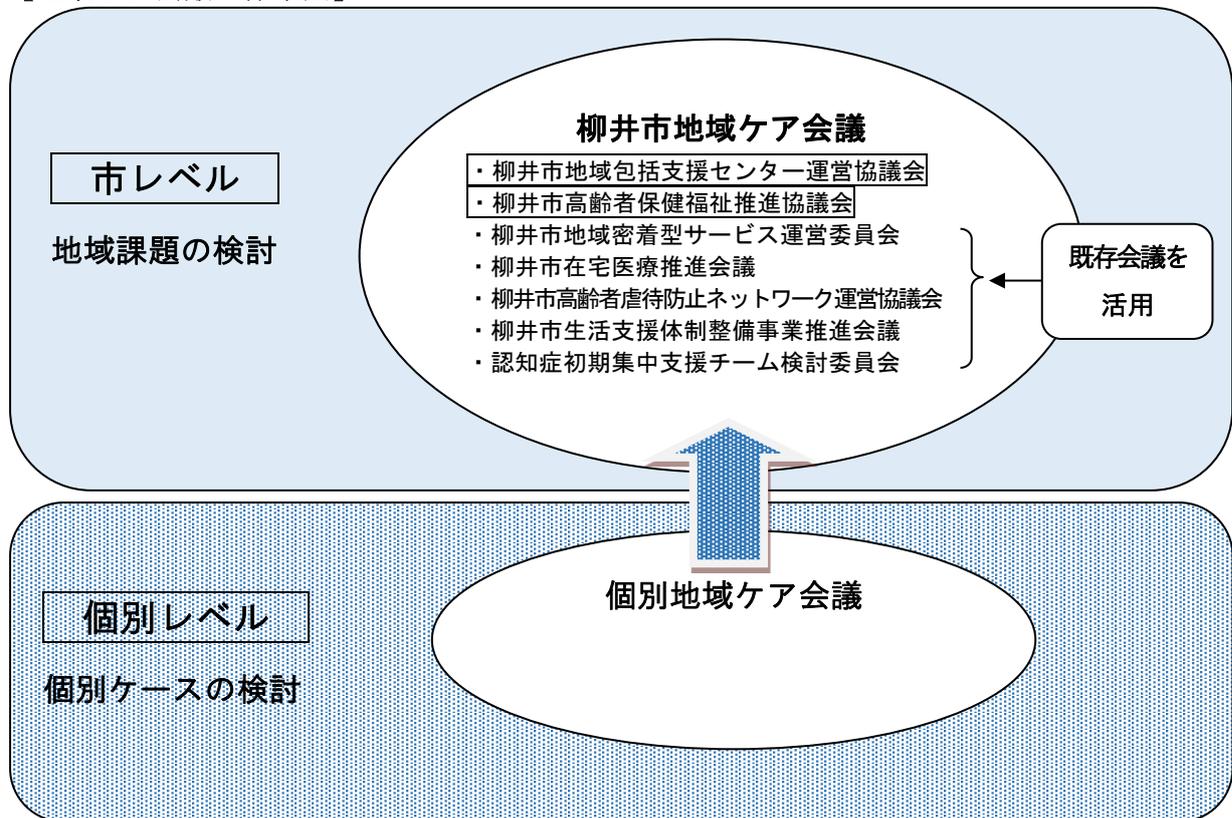


73 地域ケア会議の実施と充実（高齢者支援課）

医療関係者、介護保険事業者、民生委員・児童委員など多種職協働による『個別地域ケア会議』を定期、随時に開催します。個別ケース（個別困難事例）の検討を通じて高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、複数の個別事例の検討を行うことで地域課題を明らかにし、既存の会議も活用しながら地域支援ネットワークの構築につなげます。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
	実績		見込	計画		
個別地域ケア会議 (回)	5	4	6	12	15	18
地域ケア会議 (回)	2	4	6	6	6	6

【地域ケア会議の体系図】



74 地域包括支援センター運営協議会の開催（高齢者支援課）

地域包括支援センターが実施する事業について、地域包括支援センター運営協議会による評価・点検をPDCAサイクルの導入により行います。

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
地域包括支援センター運営協議会	年 1 回以上	年 1 回以上	年 1 回以上

第6章 介護保険事業に関する見込み

1 サービス量の見込み

(1) サービス見込量の推計の考え方

見込量は、本市の要介護（要支援）認定実績と介護報酬の請求実績を踏まえながら、人口推計、要介護（要支援）認定者数の推移を考慮し、各サービスの整備見通し（令和3年度～令和5年度）を加えて推計しています。

また、「山口県地域医療構想」において療養病床の転換が進められていることから、医療施設の意向等も踏まえ、介護医療院への転換予定を見込んでいます。

<サービス種類体系>

施設サービス	① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	② 介護老人保健施設
	③ 介護医療院
	④ 介護療養型医療施設
居宅（介護予防）サービス	① 訪問介護
	②（介護予防）訪問入浴介護
	③（介護予防）訪問看護
	④（介護予防）訪問リハビリテーション
	⑤（介護予防）居宅療養管理指導
	⑥ 通所介護
	⑦（介護予防）通所リハビリテーション
	⑧（介護予防）短期入所生活介護
	⑨（介護予防）短期入所療養介護
	⑩（介護予防）特定施設入居者生活介護
	⑪（介護予防）福祉用具貸与
	⑫（介護予防）特定福祉用具販売
	⑬（介護予防）住宅改修
	⑭ 居宅介護支援・介護予防支援
地域密着型（介護予防）サービス	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	② 夜間対応型訪問介護
	③（介護予防）認知症対応型通所介護
	④（介護予防）小規模多機能型居宅介護
	⑤（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
	⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
	⑨ 地域密着型通所介護

(2) 施設サービス

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、要介護3以上で寝たきりや認知症などにより常に介護が必要で自宅での生活が難しい人に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、健康管理、療養上の支援を行う特別養護老人ホームです。市内には、4か所の施設があります。

	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
	実績		見込	計画				
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
利用者数 (人/月)	186	183	185	187	191	191	198	204

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、要介護者に対し、理学療法や作業療法等のリハビリテーションを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。看護、医学的管理の下で、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、その他必要な医療を受けることができます。市内には、2か所の事業所があります。

	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
	実績		見込	計画				
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
利用者数 (人/月)	206	206	207	210	210	210	218	226

③介護医療院

介護医療院は、長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、必要な医療を提供する施設です。慢性期の医療や介護ニーズへの対応のため「日常的な医学管理が必要な重度の要介護者の受入れ」や「看取り・終末期ケア」等の機能と「日常生活の介護」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。隣接町にある病院の療養病床からの転換により令和4年度・5年度の利用者数の増加を見込んでいます。

	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
	実績		見込	計画				
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
利用者数 (人/月)	1	5	87	96	125	125	125	125

④介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、慢性疾患を有し、長期の療養が必要な人のために、介護職員が手厚く配置された医療機関です。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという要介護者が入院して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができます。市内には施設はなく、隣接町の施設はすでに介護医療院に転換していることから第8期計画期間は利用を見込んでいません。

(※令和5年度末で介護療養型医療施設は廃止)

	第7期実績			第8期計画		
	実績		見込	計画		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数(人/月)	101	93	9	0	0	0

(3) 居宅（介護予防）サービス

①訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが要介護者の家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事等の介助や掃除や調理等の日常生活上の支援を行うサービスです。居宅サービス*の中では最も利用量の多いサービスで、市内11か所の事業所でサービスを展開しており、在宅での自立した生活を支援するためにも、引き続き充実を図るべきサービスの一つです。今後も利用者数、利用量ともに一定の割合で増加していくと見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	216	230	241	253	256	257	257	264
	利用量 (回/月)	4,886	4,803	4,676	5,105	5,181	5,217	5,172	5,321

②(介護予防)訪問入浴介護

訪問入浴介護は、家庭の浴槽による入浴が困難で、通所介護などの利用も困難な要介護者等の家庭に、寝たままでも入浴可能な簡易浴槽を設置し、入浴介護を行うサービスです。市内には事業所はありませんが、近隣市町の事業者がサービスを提供しています。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	14	16	10	13	13	13	13	13
	利用量 (回/月)	62	67	32	40	40	40	40	40
予防 給付	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用量 (回/月)	0	0	0	0	0	0	0	0

③(介護予防)訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションなどの看護師が主治医の指示を受け、要介護者等の家庭を訪問して、病状の観察等を行い、慢性的な疾患等を持つ人の療養を支援するサービスです。市内に3か所の事業所がありサービスを行っています。訪問介護など他のサービスとの組合せ等により、看護と介護の両面から在宅介護の支援に努めています。利用者は増加しており、利用者数、利用量ともに一定の増加で推移すると見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	76	78	80	96	98	99	97	101
	利用量 (回/月)	584	650	790	904	922	930	915	951
予防 給付	利用者数 (人/月)	8	5	5	6	7	7	7	7
	利用量 (回/月)	52	40	44	62	77	77	77	77

④(介護予防)訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が要介護者等の家庭を訪問し、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために医師の診察に基づいた専門的なリハビリテーションを行うサービスです。市内に2か所の事業所がありサービスを行っています。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	12	15	15	17	17	17	17	17
	利用量 (回/月)	153	163	168	201	201	201	201	201
予防 給付	利用者数 (人/月)	2	2	4	5	5	5	5	5
	利用量 (回/月)	24	32	38	58	58	58	58	58

⑤(介護予防)居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が、通院が困難な要介護者等の家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービスです。今後は微増で推移すると見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	123	127	116	121	121	123	121	126
予防 給付	利用者数 (人/月)	9	7	8	8	8	8	8	8

⑥通所介護

通所介護は、在宅の要介護者をデイサービスセンターに送迎し、日常生活上の指導や機能訓練を行い、心身の機能の維持・向上や閉じこもりの防止を図るとともに、家族介護者の負担を軽減することを目的としたサービスです。市内で6か所の事業所がサービスを行っています。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	282	273	265	275	277	279	277	288
	利用量 (回/月)	3,231	3,220	2,999	3,216	3,245	3,279	3,238	3,383

⑦(介護予防)通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、要介護者等に対し、老人保健施設や病院等において、在宅での自立した日常生活を過ごせるよう生活機能の維持・向上のために、理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行うサービスです。市内3か所の事業所でサービスを行っています。今後は微増で推移すると見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	114	113	115	119	120	122	121	124
	利用量 (回/月)	913	865	707	751	758	771	764	784
予防 給付	利用者数 (人/月)	65	58	57	57	57	58	58	57

⑧(介護予防)短期入所生活介護

短期入所生活介護は、要介護者等に対し、介護者が一時的に家庭での介護が困難になった場合等に、短期間の施設入所により入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介護や機能訓練を行うサービスです。市内に4か所の特別養護老人ホームがサービスを行っています。いずれも特養併設型の空床型です。利用者数、利用量とも横ばいで推移すると見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	74	69	44	69	69	70	69	70
	利用量 (日/月)	508	546	441	600	600	612	600	612
予防 給付	利用者数 (人/月)	3	3	3	3	3	3	3	3
	利用量 (日/月)	14	16	11	15	15	15	15	15

⑨(介護予防)短期入所療養介護

短期入所療養介護は、要介護者等に対し、短期間の入院・入所により看護、医学的管理のもと日常生活の介護や機能訓練その他必要な医療を行うサービスです。市内では2か所の介護老人保健施設がサービスを行っています。利用者数、利用量とも横ばいで推移すると見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	13	13	8	13	13	13	13	13
	利用量 (日/月)	78	73	25	68	68	68	68	68
予防 給付	利用者数 (人/月)	1	1	0	0	0	0	0	0
	利用量 (日/月)	1	5	0	0	0	0	0	0

⑩(介護予防)特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、特定施設である有料老人ホームや軽費老人ホーム、養護老人ホームに入居している要介護者等に、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、療養上の支援を行うサービスで、市内3か所の施設がサービスを行っています。新規整備の計画はないため、利用者数、利用量とも横ばいで推移すると見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	86	79	76	79	79	79	79	80
予防 給付	利用者数 (人/月)	9	6	5	6	6	6	6	6

⑪(介護予防)福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者等に対し、在宅での介護に必要な歩行器や車いす、ベッド等(要介護状態区分によって利用できる品目に制限があります。)の福祉用具を貸与するサービスです。市内に3か所の事業所がありサービスを行っています。今後も増加していくと見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	403	429	462	469	476	479	475	492
予防 給付	利用者数 (人/月)	107	101	97	98	99	99	100	96

⑫(介護予防)特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護者等に対し、在宅での入浴や排せつ等に使用するシャワーチェアやポータブルトイレ等の福祉用具を販売するサービスです。市内に3か所の事業所がありサービスを行っています。利用者数は、横ばいで推移すると見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	7	6	8	8	8	8	8	8
予防 給付	利用者数 (人/月)	2	3	2	2	2	2	2	2

⑬(介護予防)住宅改修

要介護者等が在宅で生活するに当たって支障をきたしている住宅で、住環境を整備するために必要と認められた手すりの設置や段差解消等の軽微な改修を行う場合に、改修に必要な費用の一部を助成するサービスです。要介護者等がその有する能力に応じて可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービス利用の促進に努めます。利用者数は、横ばいで推移すると見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	5	5	5	6	6	6	6	
予防 給付	利用者数 (人/月)	3	4	3	4	4	4	4	

⑭居宅介護支援・介護予防支援

在宅の要介護(要支援)者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類やその内容、提供する事業所などを定めた居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)を作成するサービスです。居宅介護支援事業所は市内に13か所あり、介護予防支援を提供する地域包括支援センターとの連携を図りながら、包括的・継続的なサービスが提供できるよう努めます。利用者数は、横ばいで推移すると見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	671	724	702	747	757	761	757	781
予防 給付	利用者数 (人/月)	160	148	145	148	149	149	150	147

(4) 地域密着型（介護予防）サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、24時間365日安心して自立した在宅生活を送れるよう、ホームヘルパーや看護師等が定期的な巡回や随時の通報により要介護者の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や療養上の支援を行う24時間対応型のサービスです。市内に1か所の事業所がサービスを行っており、在宅での介護及び療養上の支援の要となることから利用の促進を図り、利用者増を見込みます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	16	16	18	18	20	22	25	25

②夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、ホームヘルパーが夜間の定期的な巡回や随時の通報により要介護者の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービスです。市内には事業所がなく利用者は見込みません。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0

③(介護予防)認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症のある在宅の要介護者等に対し、デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。市内には事業所がなく利用者は見込みません。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	8	8	2	0	0	0	0	0
予防 給付	利用者数 (人/月)	0	0	1	0	0	0	0	0

④(介護予防)小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、要介護者等に対し、心身の状況や生活環境、利用者の希望に応じて「訪問」、「通い」、「泊まり」を組み合わせ、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。地域住民との交流を図りながら住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援していきます。市内に2か所の事業所がありサービスを行っています。利用者数の増加を見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	39	44	50	50	51	52	52	51
予防 給付	利用者数 (人/月)	6	5	5	6	6	6	6	6

⑤(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者等が共同で生活できる少人数(1ユニット9人以下)を単位とした共同住居の形態で、利用者の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。市内の事業所数は5か所(8ユニット)となっています。令和3年4月に新たに1か所(2ユニット)の開設を予定していることから利用者数の増加を見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	70	68	73	90	90	90	90	90
予防 給付	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居定員が29人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム、養護老人ホームに入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、療養上の支援を行うサービスです。市内には事業所がなく利用者は見込みません。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、健康管理、療養上の支援を行う入所サービスです。市内には事業所がなく利用者は見込みません。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	

⑧看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせ提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする要介護者に対し、心身の状況や生活環境、利用者の希望に応じて「訪問」、「通い」、「泊まり」を組み合わせ、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、療養上の支援を行うサービスです。地域住民との交流を図りながら住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援していきます。現在、市内には事業所がありませんが、新規整備を計画しており、利用者を見込みます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	29	29	29	29

⑨地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、定員18人以下の小規模なデイサービスセンターで、日常生活上の指導や機能訓練を行い、心身の機能の維持・向上や閉じこもりの防止を図るとともに、家族介護者の負担を軽減することを目的としたサービスです。市内に8か所の事業所がありサービスを行っています。利用者数は、横ばいで推移すると見込んでいます。

		第7期実績			第8期計画			令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
		実績		見込	計画				
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		
介護 給付	利用者数 (人/月)	163	185	179	185	185	185	184	192

2 地域支援事業の量の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス (人/月)	20	20	20
	通所型サービス (人/月)	225	235	245
介護予防ケアマネジメント*事業	介護予防ケアマネジメント件数	2,200	2,200	2,200
一般介護予防事業		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護予防普及啓発事業	健康体操教室 延参加者数 (人)	320	320	320
	水中運動教室 延参加者数 (人)	360	360	360
	口腔ケア教室 参加者数 (人)	20	20	20
	出前講座 参加者数 (人)	225	300	375
筋力向上トレーニング事業	元気アップ教室 利用人数(人)	40	40	40
地域介護予防活動支援事業	地域住民グループ活動支援事業グループ数	3	3	3
	ふれあいいきいきサロン団体数	33	34	35
	介護予防拠点支援事業団体数	2	2	2

(2) 包括支援事業・任意事業

包括的支援事業		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域包括支援センター運営事業	設置数 (か所)	本所 1	本所 1	本所 1
		支所 3	支所 3	支所 3
包括的支援事業 (社会保障充実分)		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
在宅医療・介護連携事業	研修会の開催 (回)	8	8	8
認知症総合支援事業	認知症カフェ (か所)	5	6	7
生活支援体制整備事業	第2層生活支援コーディネーター数(人)	8	10	12
任意事業		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護給付等費用適正化事業	ケアプラン点検数 (件)	15	15	15
	認定調査票の点検実施率 (%)	100	100	100
家族介護者教室開催事業	家族介護教室回数 (回)	15	15	15
家族介護用品支給事業	利用者数 (人)	90	90	90
成年後見制度利用支援事業	制度利用件数 (件)	5	5	5
住宅改修支援事業	利用者数 (人)	5	5	5
地域見守り型配食サービス事業	配食数 (食)	9,000	9,100	9,200
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター数 (人)	3,200	3,300	3,400

第7章 介護保険料*の考え方

1 介護保険給付費等の見込み

介護保険事業に係る令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険給付費等の見込額は、以下のとおりです。

(1) 総給付費

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計	令和7年度 (2025年度)
①介護給付費合計	3,257,507	3,489,254	3,506,367	10,253,128	3,548,791
②介護予防給付費合計	54,995	55,605	55,868	166,468	55,971
①+② 総給付費	3,312,502	3,544,859	3,562,235	10,419,596	3,604,762

① 介護給付費

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	174,442	177,174	178,316	176,848
訪問入浴介護	5,575	5,579	5,579	5,579
訪問看護	48,418	49,471	49,999	49,115
訪問リハビリテーション	6,890	6,893	6,893	6,893
居宅療養管理指導	11,191	11,197	11,378	11,195
通所介護	292,627	295,720	299,446	294,744
通所リハビリテーション	72,403	73,070	74,316	73,581
短期入所生活介護	57,321	57,353	58,501	57,353
短期入所療養介護	8,882	8,887	8,887	8,887
福祉用具貸与	65,492	66,797	67,298	66,322
特定福祉用具販売	2,898	2,898	2,898	2,898
住宅改修	4,628	4,628	4,628	4,628
特定施設入居者生活介護	173,318	173,414	173,414	173,414
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23,020	26,020	30,326	36,813
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	118,357	120,673	124,372	124,372
認知症対応型共同生活介護	274,086	274,238	274,238	274,238

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	82,268	82,268	82,268
	地域密着型通所介護	149,707	150,154	150,154	148,786
(3) 施設サービス					
	介護老人福祉施設	593,843	607,495	607,495	629,746
	介護老人保健施設	666,031	666,400	666,400	692,329
	介護医療院	396,843	515,711	515,711	515,711
	介護療養型医療施設	0	0	0	
(4) 居宅介護支援		111,535	113,214	113,850	113,071
①介護給付費合計		3,257,507	3,489,254	3,506,367	3,548,791

② 介護予防給付費

(単位：千円)

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
(1) 介護予防サービス					
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	2,549	3,019	3,019	3,019
	介護予防訪問リハビリテーション	1,975	1,976	1,976	1,976
	介護予防居宅療養管理指導	690	690	690	690
	介護予防通所リハビリテーション	21,481	21,493	21,755	21,755
	介護予防短期入所生活介護	1,059	1,060	1,060	1,060
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	5,622	5,685	5,685	5,735
	特定介護予防福祉用具販売費	544	544	544	544
	介護予防住宅改修	3,583	3,583	3,583	3,583
	介護予防特定施設入居者生活介護	5,571	5,574	5,574	5,574
(2) 地域密着型介護予防サービス					
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	3,961	3,963	3,963	3,963
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援		7,960	8,018	8,019	8,072
②介護予防給付費合計		54,995	55,605	55,868	55,971

(2) 標準給付費

介護給付費と介護予防給付費を合計した総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を加えた金額が「標準給付費」になります。

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計	令和7年度 (2025年度)
総給付費	3,312,502	3,544,859	3,562,235	10,419,596	3,604,762
特定入所者介護サービス費等給付額※	96,571	87,126	87,635	271,333	88,348
高額介護サービス費等給付額※	79,731	79,712	80,183	239,626	80,836
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,105	8,161	8,187	24,452	8,262
審査支払手数料	3,500	3,523	3,534	10,558	3,414
標準給付費	3,500,409	3,723,382	3,741,775	10,965,565	3,785,622

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※特定入所者介護サービス費等給付額及び高額介護サービス費等給付額の制度見直しに伴う財政影響額を勘案した給付額を算定している。

(3) 地域支援事業費

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業で構成されています。

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計	令和7年度 (2025年度)
地域支援事業	121,854	125,400	125,900	373,154	120,753
介護予防・日常生活支援総合事業費	66,503	69,650	69,650	205,803	64,503
包括的支援事業・任意事業費	55,351	55,750	56,250	167,351	56,250

(4) 保健福祉事業費

介護保険法の規定に基づく保健福祉事業として、在宅において要介護被保険者等を現に介護する家族介護者を支援するため、介護用品支給事業を行います。

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計	令和7年度 (2025年度)
介護用品支給事業	4,000	4,000	4,000	12,000	4,000

※保健福祉事業に要する費用は、100%を第1号被保険者の保険料で賄うこととなるが、保険者機能強化推進交付金の活用により、保険料収納必要額に積算していない。

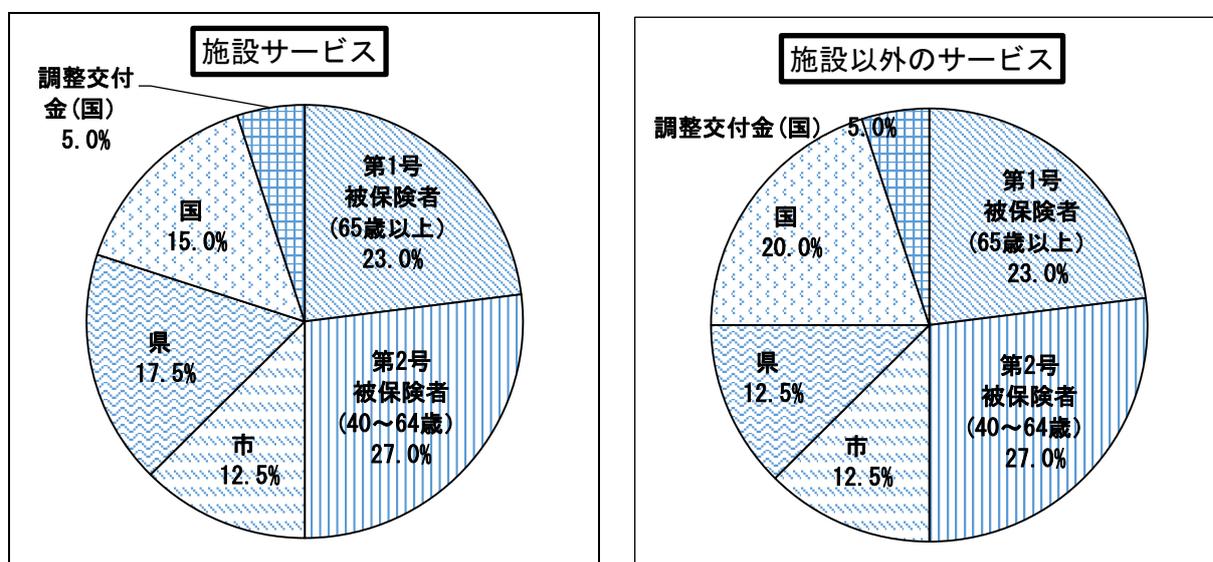
2 第8期介護保険料

①第1号被保険者の保険料負担

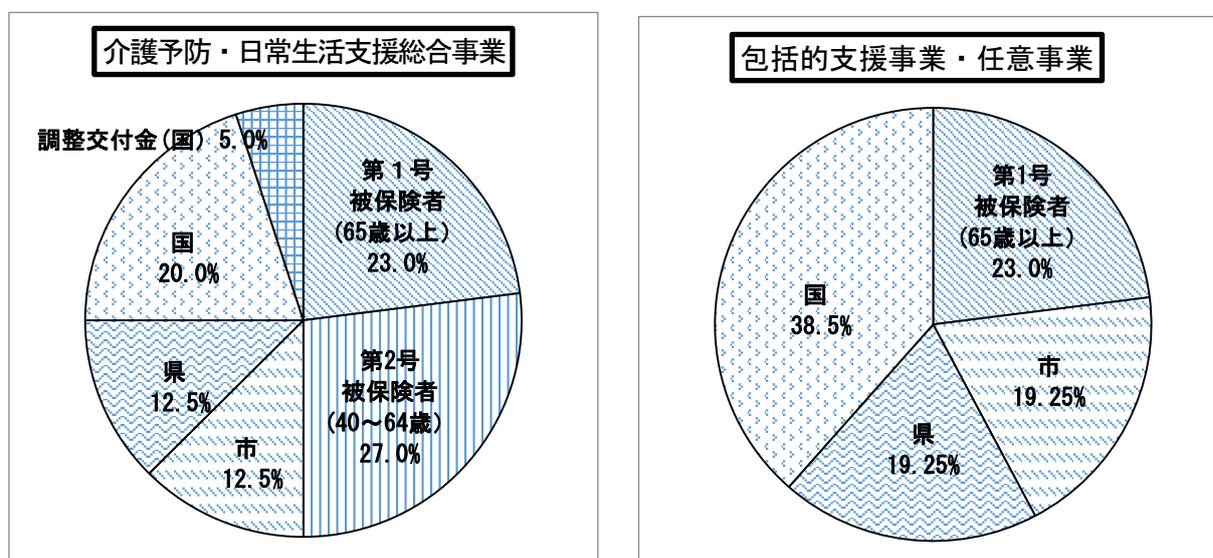
標準給付費及び地域支援事業費の財源は、公費（国・県・市）と被保険者の保険料で賄われています。

標準給付費及び地域支援事業費のうち、第1号被保険者（65歳以上）の負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者（40～64歳）の人口比率により3年ごとに決定します。第8期の第1号被保険者の負担割合は、第7期の負担割合と同じ23%となっています。なお、介護給付費（介護予防給付費）及び地域支援事業費の具体的な負担割合は、下図のとおりです。

【介護給付費（介護予防給付費）の負担区分】



【地域支援事業費の負担区分】



②保険料の所得段階別設定

所得段階の設定については、国の示す標準9段階を基本とし、市町村民税本人課税層の区分を細分化して所得に応じた保険料の設定を継続し、第7期と同じ10段階の設定とします。

○市町村民税非課税世帯である第1段階から第3段階については、国及び県とともに公費を投入して、保険料の軽減を図ります。

所得段階	保険料率		軽減後保険料率
第1段階	0.5	➔	0.3
第2段階	0.75		0.5
第3段階	0.75		0.7

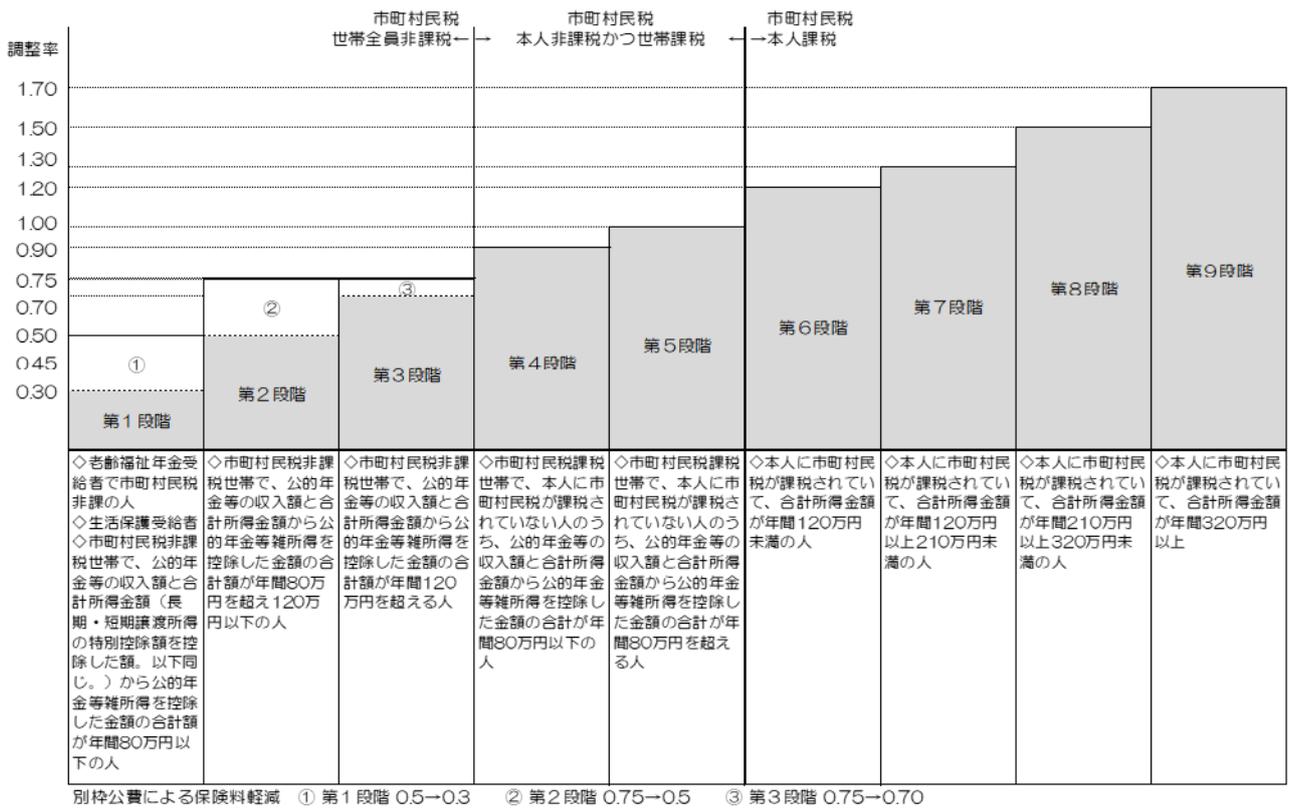
○所得に応じた保険料設定

第7期と同様に、市町村民税課税されている第9段階を更に区分し、前年の合計所得金額500万円以上については、1段階増設して第10段階とし、保険料率1.70を1.90に引き上げます。

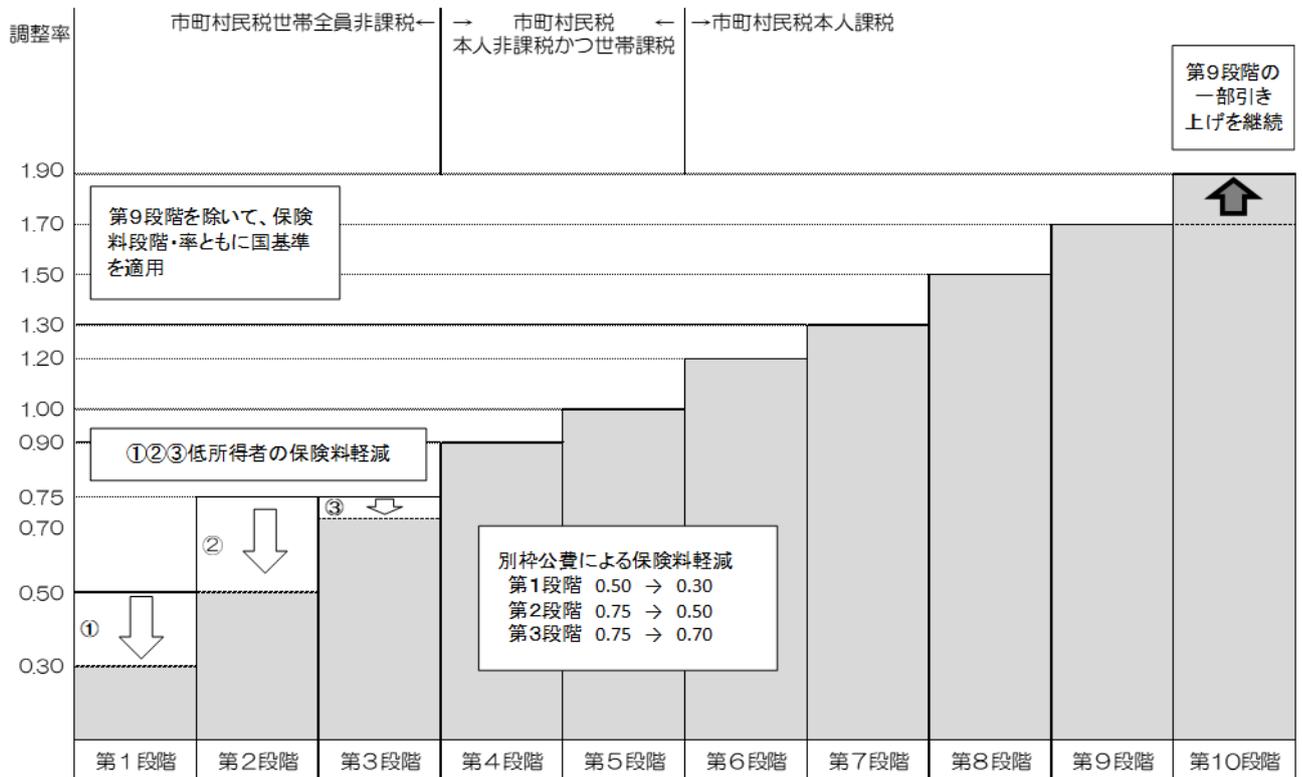
○基準所得金額の変更

国の基準所得金額の改正に準じて、市町村民税本人課税層に当たる第7段階と第8段階を区分する基準所得金額を200万円から210万円へ、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額を300万円から320万円へ変更します。

【国基準の第1号被保険者保険料の所得段階区分・低所得者軽減 令和3～5年度】



【本市の第1号被保険者保険料の所得段階区分・低所得者軽減 令和3～5年度】



所得段階別介護保険料（令和3年度～5年度）

（単位：円）

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	◇生活保護受給者 ◇老齢福祉年金受給者で市町村民税非課税の人 ◇市町村民税非課税世帯で、公的年金等の収入額と合計所得金額（長期・短期譲渡所得の特別控除額を控除した額。以下同じ。）から公的年金等雑所得を控除した金額の合計額が年間80万円以下の人	0.50 (軽減後) 0.30	1,530	18,360
第2段階	◇市町村民税非課税世帯で、公的年金等の収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計額が年間80万円を超え120万円以下の人	0.75 (軽減後) 0.50	2,550	30,600
第3段階	◇市町村民税非課税世帯で、公的年金等の収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計額が年間120万円を超える人	0.75 (軽減後) 0.70	3,570	42,840
第4段階	◇市町村民税課税世帯で、本人に市町村民税が課税されていない人のうち、公的年金等の収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計が年間80万円以下の人	0.90	4,590	55,080
第5段階	◇市町村民税課税世帯で、本人に市町村民税が課税されていない人のうち、公的年金等の収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計が年間80万円を超える人	1.00 (基準額)	5,100	61,200
第6段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間120万円未満の人	1.20	6,120	73,440
第7段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の人	1.30	6,630	79,560
第8段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の人	1.50	7,650	91,800
第9段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間320万円以上500万円未満の人	1.70	8,670	104,040
第10段階	◇本人に市町村民税が課税されていて、合計所得金額が年間500万円以上の人	1.90	9,690	116,280

※保険料率は基準額に対する割合

3 保険料基準額の算定方法

第8期保険料基準額の算定は下記のとおりです。

今後3年間の標準給付費見込額（A）と地域支援事業費見込額（B）の合計に第1号被保険者負担割合（23%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額（E）を求めます。

本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差（F-G）を加算し、基金取崩の額（H）を差し引きます。

この保険料収納必要額（I）を予定保険料収納率（J）と所得段階別加入割合補正後被保険者数（K）、月数（12月）で割ったものが第1号被保険者料基準額（月額）となります。

（単位：千円）

	第8期				令和7年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	
(A) 標準給付費見込額	3,500,409	3,723,382	3,741,775	10,965,565	3,785,622
(B) 地域支援事業費見込額 (C+D)	121,854	125,400	125,900	373,154	120,753
(C) 介護予防・日常生活支援総合事業費	66,503	69,650	69,650	205,803	64,503
(D) 包括的支援事業・任意事業費	55,351	55,750	56,250	167,351	56,250
(E) 第1号被保険者負担分相当額 (A+B)×23% (令和7年度23.4%)	833,120	885,220	889,565	2,607,905	914,092
(F) 調整交付金相当額 (A+C)×5%	178,346	189,652	190,571	558,568	192,506
(G) 調整交付金見込額 (A+C)×調整交付金見込交付割合	280,003	289,788	283,570	853,361	282,984
(H) 介護給付費準備基金取崩額				203,000	50,000
(I) 保険料収納必要額 (E) + (F) - (G) - (H)				2,110,113	773,614
(J) 予定保険料収納率				99.00%	99.00%
(K) 所得段階別加入割合補正後被保険者数	11,688人	11,610人	11,529人	34,828人	11,371人
基準月額保険料 (I)÷(J)÷(K)÷12月				5,100円/月	5,727円/月

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

○調整交付金

調整交付金は、保険料に影響を及ぼす要因である、第1号被保険者の年齢構成に基づき要介護認定率及び介護給付費を指標に算定した状況並びに所得段階の分布状況により算定した状況から生じる保険料水準の市町村格差を是正するために交付されます。本市では後期高齢者のうち特に85歳以上の割合が全国平均よりも高く、また、所得段階の分布状況については、所得段階が高い方の割合が全国平均よりも低いため、調整交付金交付割合は標準的な交付割合である5%を上回っており、第1号被保険者の負担割合（23%）の軽減につながっています。

○介護給付費準備基金*

保険者である市町村は、介護給付費準備基金を設けて給付費の不足が生じた場合には取崩しを行うなど、被保険者に安定した保険給付を提供するよう努めています。第8期においては、安定的な保険運営のために必要な額を除いて取り崩し、保険料負担の軽減を図っています。

【保険料基準額 5, 100 円の内訳】

(単位：円)

区 分	保険料	割合
総給付費 (A)	5,080	90.9%
在宅サービス	1,864	33.3%
居住系サービス	663	11.9%
施設サービス	2,553	45.7%
その他給付費 (B)	303	5.4%
地域支援事業費 (C)	207	3.7%
保険料収納必要額(月額) (A) + (B) + (C)	5,590	100%
準備基金取崩額	△490	
基準保険料額 (月額)	5,100	

【所得段階別第 1 号被保険者及び所得段階別加入割合補正後被保険者数】

(単位：人)

	第 8 期					令和 7 年度 (2025 年度)
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	合計		
	加入者数	加入者数	加入者数	加入者数	構成比	加入者数
第 1 段階	2,074	2,060	2,046	6,180	17.3%	2,018
第 2 段階	1,485	1,475	1,465	4,425	12.4%	1,444
第 3 段階	1,134	1,126	1,119	3,379	9.5%	1,103
第 4 段階	994	988	981	2,963	8.3%	967
第 5 段階	1,643	1,632	1,620	4,895	13.7%	1,598
第 6 段階	1,998	1,984	1,971	5,953	16.7%	1,943
第 7 段階	1,627	1,616	1,605	4,848	13.6%	1,583
第 8 段階	557	553	549	1,659	4.7%	542
第 9 段階	261	260	258	779	2.2%	255
第 10 段階	188	187	185	560	1.6%	183
合計	11,961	11,881	11,799	35,641	100.0%	11,636
所得段階別加入割合補正 後被保険者数	11,688	11,610	11,529	34,828		11,371
所得段階別加入割合補正 後被保険者数の計算式	$0.5 \times \text{第 1 段階人数} + 0.75 \times \text{第 2 段階人数} + 0.75 \times \text{第 3 段階人数} + 0.9 \times \text{第 4 段階人数} + 1.0 \times \text{第 5 段階人数} + 1.2 \times \text{第 6 段階人数} + 1.3 \times \text{第 7 段階人数} + 1.5 \times \text{第 8 段階人数} + 1.7 \times \text{第 9 段階人数} + 1.9 \times \text{第 10 段階人数}$					

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

◇ 2040年のサービス水準等の推計

第8期計画におけるサービスの種類、介護報酬及び各サービスの利用率等が継続するという仮定のもとで、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度のサービス水準を推計しました。

本市では、令和22年度には令和2（2020）年度と比較して、総人口が8,226人減少（減少率26.4%）し、高齢者人口も2,208人減少（減少率18.3%）するものの、介護ニーズが特に高くなる85歳以上の高齢者人口は481人増加（増加率19.4%）、要介護認定率は5.1ポイント上昇し、要介護認定者数は104人増加（増加率4.8%）する見込みです。

これらの推計値を基に試算すると、令和22年度の標準給付費と地域支援事業費の合計は約39.8億円となります。

■ サービス水準等の推計 ■

区 分	令和2年度 (2020年度) 【実績見込値】	令和22年度 (2040年度) 【推計値】	比較
標準給付費見込額	33.6億円	38.7億円	+5.1億円
地域支援事業費見込額	1.2億円	1.1億円	△0.1億円

※端数については四捨五入しています。

■ 総人口・高齢化率及び要介護認定者数等の推計 ■

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和22年度 (2040年度) 【推計値】	比較
総人口（人）	31,202人	22,976人	△26.4%
高齢者人口（人）	12,044人	9,836人	△18.3%
高齢化率（%）	38.6%	42.8%	+4.2ポイント
前期高齢者の割合	17.5%	16.2%	△1.3ポイント
後期高齢者の割合	21.1%	26.6%	+5.5ポイント
85歳以上の高齢者人口	2,476人	2,957人	+19.4%
要介護認定率	18.0%	23.1%	+5.1ポイント
要介護認定者数	2,165人	2,269人	+4.8%

第8章 計画の推進

1 推進体制

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる事業も広範囲にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・医療・福祉など、関係機関との連携は欠かせないものとなります。関係機関、市民、地域団体等の理解と協力を得ながら、一体となって取組を進めていきます。

また、「柳井市総合計画」、「柳井市地域福祉計画」などの各種関連計画の推進と整合性を図りつつ、関係部局との連携を強化して事業を推進していきます。

2 効果的な情報提供の実施

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける上で、地域で行われている各種団体の活動情報や、高齢者福祉に関する公的な制度の情報などが、それを必要とする高齢者に確実に届くとともに、その情報が高齢者のニーズに合致していることが重要です。本市では、情報冊子やウェブサイトでの情報提供に当たり、可能な限り最新かつ正確な情報を分かりやすく提供することに努めます。

こうした取組を通して、本市の高齢者が生き方・暮らし方を自ら決定することを支援し、高齢者がいつまでもいきいきと、安心して暮らせる社会の実現をめざします。

3 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、その進捗状況については適切に管理する必要があります。本市は、高齢者の自立支援や重度化防止*の取組に関する目標を含む第8期計画の進捗状況や達成状況について、定期的に「柳井市高齢者保健福祉推進協議会」に報告し、推進協議会における評価を通して課題を明らかにします。

評価結果や課題については、市ホームページ等で公表するとともに、以後の本市の高齢者福祉施策に反映させるよう、速やかに改善に向けた取組を行います。

参考資料

1 柳井市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険事業計画の円滑な運営、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進など高齢者保健福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため、柳井市高齢者保健福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、別表に定める関係団体等からの推薦に基づき、市長が委嘱する。

(会長等)

第3条 推進協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進協議会の会務を総理し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(運営)

第4条 推進協議会は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる協議会は、市長が招集する。

2 推進協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 推進協議会は、必要に応じて参考人を出席させ、その意見を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

団 体 名
柳井市議会、柳井医師会、柳井市歯科医師会、柳井薬剤師会、山口県看護協会柳井支部、老人福祉施設、老人保健施設、訪問看護ステーション、柳井地区居宅介護支援専門員連絡協議会、柳井市民生委員児童委員協議会、柳井市老人クラブ連合会、柳井市連合婦人会、柳井市社会福祉協議会、山口県柳井健康福祉センター、柳井市

2 柳井市高齢者保健福祉推進協議会 委員名簿

委嘱期間：令和2年3月1日～令和4年2月28日

団体名	役職名	委員氏名	備考
柳井市議会	総務文教常任委員会 副委員長	久富 海	副会長
柳井医師会	会長	弘田 直樹	会長
柳井市歯科医師会	地域保健担当理事	藤井 今日子	
柳井薬剤師会	理事	山本 美穂	
山口県看護協会 柳井支部	支部長	守田 教子	
老人福祉施設	特別養護老人ホーム松風苑 施設長	河村 正士	令和2年11月30日まで
	社会福祉法人最勝会 理事長	山根 正文	令和2年12月1日から
老人保健施設	社会福祉法人恒和会 理事長	中村 雅彦	
訪問看護ステーション	訪問看護ステーションいちご 管理者	野村 美穂	
柳井地区介護支援専門員 連絡協議会	会長	森下 真幸	
柳井市民生委員児童 委員協議会	日積地区 民生委員児童委員協議会	河村 哲幸	
柳井市老人クラブ 連合会	会長	折中 光雄	
柳井市連合婦人会	会長	嬉 静恵	
柳井市社会福祉協議会	事務局長	吉山 夕佳里	
山口県 柳井健康福祉センター	所長	原田 弘之	令和2年3月31日まで
		松永 昌治	令和2年4月1日から
柳井市	健康福祉部長	米川 辰夫	令和2年3月31日まで
		日浦 隆雄	令和2年4月1日から

3 計画の策定経緯

年 月 日	経 過
令和元年11月8日～ 12月27日	在宅介護実態調査の実施 ・対象者 415人 在宅生活をしている要支援・要介護認定を受けている人のうち、更新・区分変更申請に伴う認定調査を受けた人
令和元年11月22日～ 12月18日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 ・対象者 1,600人 65歳以上の一般高齢者、事業対象者及び要支援者
令和2年12月17日	令和2年度（第1回）柳井市高齢者保健福祉推進協議会 ・柳井市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（案）について ・パブリックコメントについて
令和3年1月15日～ 2月15日	柳井市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（案）に対するパブリックコメントの実施
令和3年2月25日	令和2年度（第2回）柳井市高齢者保健福祉推進協議会 ・パブリックコメントの結果について ・柳井市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（案）について

4 用語集

あ行

用語	解説
アセスメント	課題分析などと訳される。利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続きのこと。ケアマネジメントの一環として、ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行なわれる。
エビデンス	「証拠」「根拠」のこと。保健医療分野で用いる場合には「根拠」として訳され、試験や調査などの研究結果から導かれた、科学的な裏付けを意味する。

か行

用語	解説
介護医療院	長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設のこと。
介護給付	要介護の認定を受けた被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。
介護給付費準備基金	介護保険事業の保険給付に要する費用の財政の均衡を保つため設けられた基金のこと。介護保険財政に余剰金が出た場合は、この基金に積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合にはこれを取り崩し保険給付の安定を確保する。
介護支援専門員（ケアマネジャー）	要支援・要介護者からの相談に応じて、要支援・要介護者とその心身の状態に応じて適切な居宅（介護予防）サービスや施設サービス、地域密着型（介護予防）サービス、介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用できるよう、市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う人で、要支援・要介護者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた人のこと。
介護報酬	介護保険制度下のサービスを提供する事業所・施設が、サービスを提供した場合にその対価として支払われる利用料（報酬）のこと。
介護保険施設	介護保険法による施設サービスを行う施設で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設をいう。
介護保険料	介護保険事業に要する費用に充てるために拠出する金額で、市区町村（保険者）が被保険者から徴収する。第1号被保険者の保険料は、一定の基準により算定した額（基準額）に所得に応じた率を乗じて得た額となる。第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の算定方法に基づき算定した額となり、医療保険の保険料と一括して徴収される。

用語	解説
介護予防給付	要支援の認定を受けた被保険者に提供される介護予防サービス、介護予防に関わる費用の支給のこと。
介護予防サービス	居宅の要支援者が利用するサービスで、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売のこと。 ※本文中、「居宅サービス」と「介護予防サービス」の両方を示す場合は、「居宅（介護予防）サービス」と表記しています。
介護予防支援	居宅の要支援者の依頼を受けて地域包括支援センターの職員が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する介護予防サービス等の種類、内容、担当する者等を定めた介護予防サービス計画を作成するとともに、そのサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行うこと。
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者及び基本チェックリスト*の判定で生活機能等の低下がみられる人を対象に、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とした多様なサービスを提供する事業。訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントにより構成される。
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等が可能となるよう介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行うもので、「介護予防・生活支援サービス事業」、「一般介護予防事業」からなっている。
介護予防ケアマネジメント	自立支援を目的に、地域包括支援センターが、要支援者及び基本チェックリスト等の判定で生活機能の低下がみられる人に対して、その有する能力や生活環境に応じて、介護予防・日常生活支援総合事業等のサービスが適切に包括的かつ効率的に提供されるよう支援するケアマネジメントのこと。
介護療養型医療施設	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介護者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという要介護者が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる施設のこと。（※令和6年3月末で廃止予定）
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話を行う施設のこと。（原則要介護3以上の認定者が対象）
介護老人保健施設	入所する病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、並びに日常生活上の世話を行う施設のこと。

用語	解説
基本チェックリスト	高齢者が自身の生活や心身機能で衰えているところがないか確認するために厚生労働省が作成した全25項目の質問で構成されたチェックリストのこと。チェックした項目から、①生活機能全般②運動機能③栄養状態④口腔機能⑤閉じこもり⑥認知症⑦うつ、のそれぞれにおけるリスクを判定し、介護予防・生活支援サービス事業利用の適否を判断する際に活用する。
協議体	生活支援や介護予防に取り組む生活支援コーディネーターと多様な団体が定期的に情報共有を行うなど、連携・協働のために中核となる会議・ネットワークのこと。
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」で講師役を務める人のこと。介護経験者らが所定のキャラバン・メイト養成研修を受講し登録する。
居住系サービス	要介護者・要支援者を入居させ日常生活の世話をを行うサービスのこと。特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームの特定施設)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)をいう。
居宅介護支援	居宅の要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、居宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うこと。
居宅介護支援事業所	居宅介護支援の提供を行う事業所のこと。
居宅サービス	居宅の要介護者が利用するサービスで、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売のこと。 ※本文中、「居宅サービス」と「介護予防サービス」の両方を示す場合は、「居宅(介護予防)サービス」と表記しています。
ケアプラン	要介護(要支援)者のニーズに合わせた介護保険制度内外の適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャー(介護支援専門員)が、ケアマネジメントという手法を用い、支援の方針や解決すべき課題、提供される介護サービスの目標と内容をまとめた計画書のこと。
ケアマネジメント	要介護(要支援)者が、迅速かつ効果的に、必要とする保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開のこと。①アセスメント(課題分析)の実施、②ケアプラン原案の作成、③サービス担当者会議の開催、④ケアプランの確定とケアプランに沿ったサービス提供、⑤モニタリング(ケアプランの実施状況の把握)、⑥評価(ケアプランの見直し)の流れで行われる。

用語	解説
軽費老人ホーム	60歳以上で、自立して生活することに不安がある身寄りのない人、または自炊ができない程度に身体機能の低下が認められる人で、家族による援助を受けることができない人が入居できる老人福祉法で定められた施設。 A型、B型、ケアハウスの3種類がある。
健康寿命	「あと何年、自立して健康に暮らせるか」を表すもの。日常生活に介護などを必要とせず、心身ともに自立した活動的な状態で生活できる期間のこと。WHOが提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

さ行

用語	解説
サービス付き高齢者向け住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づいて都道府県知事の登録を受けた高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する賃貸住宅のこと。入居要件は、60歳以上の高齢者、あるいは要介護・要支援認定を受けている60歳未満の人。
事業対象者	基本チェックリストの実施の結果、厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者のこと。事業対象者は、介護予防と日常生活の自立のため介護予防・生活支援サービス事業のサービスが利用できる。
社会福祉士	福祉や医療に関する相談援助を行う社会福祉専門職の国家資格のこと。身体上もしくは精神上の障害があることや環境上の理由により日常生活に支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス事業者又は医師その他の保健医療サービス事業者等との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者のこと。
主任介護支援専門員	介護支援専門員であって主任介護支援専門員研修を修了した者のこと。他の介護支援専門員の相談や助言、指導を行うと共に、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割を担う者のこと。
重度化防止	虚弱の観点からみた自立度状態の悪化を防ぐこと。要介護状態区分（要支援・要介護度）の悪化を防止すること。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす役割を持つ者のこと。
生活機能	社会的に自立した生活を送るために必要な活動能力のこと。心身機能と日常生活の活動、社会参加を包括的に捉えた概念である。

用語	解説
生活習慣病	食生活・運動・喫煙・飲酒など生活習慣要因が深くかかわり、発症、進行する疾患の総称のこと。(糖尿病、高血圧症、心臓病など)
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないために、財産管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)に関する契約などの法律行為を自分で行うことが困難な人を保護、支援する制度のこと。

た行

用語	解説
第1号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人のこと。
第1号保険料	介護保険制度において、市町村が第1号被保険者(65歳以上)から徴収する介護保険料のこと。その被保険者が属する保険者(市町村)の保険給付の財源に直接充当される。保険料の額は、市町村が定める。保険料の徴収方法は、年金額が18万円以上(年額)の人は年金からの天引き(特別徴収)、それ以外は市町村による普通徴収で行われる。
第2号被保険者	市町村が行う介護保険の被保険者で、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人のこと。
団塊の世代	第一次ベビーブームとなった戦後復興期の昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)頃に生まれた世代のこと。
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
地域ケア会議	高齢者の広範、多岐にわたるニーズに対応するため、保健、医療、福祉等の各種サービスを総合的に調整し、適切なサービスの提供などが行われるよう調整するために多職種で話し合う場のこと。
地域支援事業	要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業のこと。
地域福祉	それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方のこと。
地域包括ケア「見える化システム」	都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために、介護サービス見込量等の将来推計支援等の機能をインターネット上で提供する厚生労働省のシステムのこと。

用語	解説
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）の業務を行う。
地域密着型（介護予防）サービス	認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村が指定した事業者がその区域に居住する者に提供するサービスで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスのこと。
知的能動性	情報を自ら収集して表現できる能力で、余暇や創作など生活を楽しむ能力のこと。
特定施設	都道府県（地域密着型は市町村）の特定施設入居者生活介護の指定を受けて介護保険サービスを提供する、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のこと。
閉じこもり	高齢者の生活の行動が家の中に限られて、日常生活の範囲が非常に狭くなっている状態のこと。隣近所、買い物、通院など含め1週間に1回未満の外出頻度が閉じこもり状態とされ、心身の活動の低下につながる。

な行

用語	解説
日常生活圏域	高齢者が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める区域のこと。
認知症	いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6ヶ月以上継続）のこと。
認知症カフェ	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族、地域住民、医療や介護の専門職等が気軽に集い、歓談や情報交換、レクリエーションなどを行い、孤立しがちな認知症の人と家族に地域社会とのつながりを提供し交流する場所のこと。
認知症ケアパス	認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、認知症の人やその家族が安心できるよう、認知症の発症から進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくサービス提供の流れのこと。

用語	解説
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症についての正しい知識、適切な対応のしかたなどを日々の暮らしに生かし、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援していく人のこと。
認知症初期集中支援チーム	認知症専門医を含む複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。
認知症施策推進大綱	団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めるために令和元年6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議で取りまとめられた政府の方針のこと。
認知症地域支援推進員	認知症の人や家族に関わる、医療機関、介護サービス事業所、支援機関等をつなぐ連携支援を行うとともに、地域の実態に即した認知症施策を推進するコーディネーターのこと。
認定調査	介護保険制度において、要介護認定・要支援認定のために行われる調査のこと。調査は、市職員や委託を受けた事業者の介護支援専門員等が被保険者を面接し、心身の状況、置かれている環境その他厚生労働省定める事項について、74項目からなる認定調査票を用いて行う。
認定率	第1号被保険者に占める要介護・要支援認定の割合
ノーマライゼーション	「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念のこと。

は行

用語	解説
バリアフリー	高齢者や障がい者などが社会生活をしやすいように、物理的・社会的・心理的な障壁（バリア）、または情報面・制度面などの障壁を取り除くこと。またはその様な状態をいう。
PDC Aサイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のプロセスを繰り返し、業務を改善していくこと。
ふれあいいきいきサロン	高齢者や障がい者、子ども、子育て中の親などさまざまな住民が集まって楽しくおしゃべりができる「仲間づくり」「友達づくり」の場を地域の中につくる活動のこと。
フレイル	フレイルは、一般社団法人日本老年医学会が2014年（平成26年）に提唱した概念で、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。「Frailty（虚弱）」に由来する。

や行

用語	解説
有料老人ホーム	「老人福祉法」に規定された高齢者向けの居住施設のこと。入居者に食事の提供、入浴・排泄・食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供しているものをいう。施設が（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けて介護サービスを提供する「介護付有料老人ホーム」、介護が必要になった場合に入居者の選択により外部の訪問介護などのサービスを利用する「住宅型有料老人ホーム」、食事等のサービスが付いた高齢者向けの施設で、介護が必要となった場合は退去する「健康型有料老人ホーム」がある。
要介護者 (要介護認定者)	身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排泄、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間にわたり継続して常時介護を要する状態であると認定された人のこと。40歳以上65歳未満の人は、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障がいが増加に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病(特定疾病)によるものに限定される。 ※本文中、「要介護者」と「要支援者」の両方を示す場合は、「要介護者等」と表記しています。
養護老人ホーム	65歳以上で、身体・精神または環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった人を入所させ、食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な便宜を提供することにより養護を行う施設のこと。身の回りのことは自分でできる方が対象で、入所は市町村の措置によって行われる。
要支援者 (要支援認定者)	身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排泄、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると認定された人のこと。40歳以上65歳未満の人は、その要支援状態の原因である身体上または精神上の障がいが増加に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病(特定疾病)によるものに限定される。 ※本文中、「要支援者」と「要介護者」の両方を示す場合は、「要介護者等」と表記しています。
要介護度 (要介護状態区分)	介護サービスの必要度(どれ位、介護のサービスを行う必要があるか)を段階分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで客観的かつ公平に判断する一次判定と、その結果を基に主治医の意見書と訪問調査時の特記事項を加えて保健・医療・福祉の専門家による介護認定審査会が判断する二次判定によって決定される要介護・要支援の区分のこと。区分は、要支援1、2、要介護1～5の7段階。

ら行

用語	解説
レスパイトケア	在宅の要介護状態の方が、福祉・介護サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

